

令和 6 年度版

西東京の保健福祉

西 東 京 市

— お 願 い —

この冊子に掲載されている情報は、特に記載のあるものを除き、令和6年4月1日現在のものです。

事業・サービス等の内容は、制度改正等により変更となる場合がありますので、各担当課・施設等にご確認いただくようお願いいたします。

目 次

第1章 高齢者福祉

1 介護保険制度

- (1) 介護保険制度による給付等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 介護保険運営協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 社会福祉法人等の生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業・・・・・・・・ 3
- (4) 介護保険サービス提供事業者の生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業・・・・・・・・ 4
- (5) 介護保険訪問看護利用者負担額軽減制度事業・・・・・・・・ 5
- (6) 介護保険連絡協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (7) 介護認定審査会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

2 敬老

- 敬老金贈呈事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

3 医療・健康

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律による医療・・・・・・・・ 9
- (2) 高齢者福祉手技治療割引券支給事業・・・・・・・・ 11

4 支給・給付

- (1) 高齢者入浴券支給事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (2) 認知症及びねたきり高齢者等紙おむつ給付事業・・・・・・・・ 12
- (3) ねたきり高齢者理・美容券交付事業・・・・・・・・ 13
- (4) 寝具乾燥事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- (5) 高齢者見守り配食サービス事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- (6) 高齢者日常生活用具等給付事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- (7) 自立支援住宅改修費助成事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (8) 高齢者住宅改造費給付事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (9) 家具等転倒防止器具取付け等事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- (10) 家族介護支援特別事業（家族介護慰労金支給事業）・・・・・・・・ 19

5 貸与

- (1) 高齢者福祉電話貸与及び電話料助成事業・・・・・・・・ 20
- (2) 高齢者救急代理通報事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- (3) 認知症高齢者徘徊位置探索事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- (4) 車いすの貸出し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

6 その他生活支援

- (1) 高齢者等外出支援サービス事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- (2) 高齢者入浴サービス事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

7	在宅療養支援	
	(1) 在宅療養支援窓口事業	2 5
	(2) 在宅療養後方支援病床確保事業	2 5
8	介護・施設	
	(1) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	2 6
	(2) 介護予防・日常生活支援総合事業	2 7
	(3) 高齢者緊急短期入所事業	3 0
	(4) 通所介護サービス等事業	3 1
	(5) 介護人材確保対策事業	3 1
	(6) 市民介護講習会	3 2
	(7) ケアラーズスクール	3 2
	(8) シルバーピア事業	3 3
	(9) フレイル予防事業	3 3
9	生きがい対策等	
	(1) 福祉会館の利用	3 4
	(2) 老人福祉センターの利用	3 5
	(3) 老人憩いの家「おあしす」の利用	3 6
	(4) 高齢者生きがい推進事業	3 7
	(5) 高齢者クラブ等助成事業	3 8
	(6) 高齢者いきいきミニデイ事業	3 9
	(7) ささえあいネットワーク事業	3 9
10	施設への措置	
	老人保護施設措置事業	4 0

第2章 障害者福祉

1	手帳交付	
	(1) 身体障害者手帳の交付	4 1
	(2) 愛の手帳の交付	4 1
	(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付	4 2
2	年金・手当等	
	(1) 障害基礎年金（国民年金）	4 3
	(2) 心身障害者福祉手当の支給	4 4
	(3) 特別障害者手当等の支給	4 5
	(4) 重度心身障害者手当の支給	4 6
	(5) 特別児童扶養手当の支給	4 7
	(6) 児童育成手当（障害手当）の支給	4 8

(7) 難病者福祉手当の支給	4 9
3 医療・器具等	
(1) 心身障害者医療費助成制度	5 0
(2) 自立支援医療（身体障害者の更生医療）の給付	5 1
(3) 自立支援医療費（精神通院医療）支給	5 2
(4) 小児精神病入院医療費助成制度	5 2
(5) 難病者医療費等助成制度	5 3
(6) 特殊医療費助成制度	5 4
(7) B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度	5 5
(8) 肝がん・重度肝硬変医療費助成制度	5 6
(9) 補装具購入費・修理費・借受け費支給	5 7
(10) 日常生活用具の給付	5 8
4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づく居宅・施設におけるサービス	
(1) 介護給付・訓練等給付・障害児通所給付	5 9
(2) 移動支援利用の助成	6 2
(3) 生活サポート利用の助成	6 3
(4) 日中一時支援利用の助成	6 3
(5) 地域活動支援センター利用の助成	6 4
5 介護人	
(1) 重度脳性麻痺者介護	6 5
(2) 心身障害者（児）施設緊急一時保護	6 5
(3) 手話通訳者の派遣	6 6
(4) 要約筆記者の派遣	6 6
(5) 手話通訳者の設置	6 7
6 自動車	
(1) 自動車運転教習費の助成	6 8
(2) 自動車改造費の助成	6 8
(3) 自動車燃料費の助成	6 9
(4) タクシー料金の助成	7 0
(5) ハンディキャブ・けやき号の運行	7 0
7 住宅	
住宅設備改善費の給付	7 1
8 その他日常生活の援助	
(1) 在宅重度心身障害者（児）入浴サービス	7 2
(2) 電話料金の助成	7 2

(3) 重度身体障害者救急代理通報等システム事業・	7 3
(4) 障害者スポーツ支援事業・	7 3
(5) 中等度難聴児の補聴器購入費の補助・	7 4
(6) 家具等転倒防止器具取付け等事業・	7 5
9 優遇措置	
料金の割引・	7 6
10 障害者関係施設	
(1) 西東京市保谷障害者福祉センター・	7 8
(2) 西東京市基幹相談支援センター えぽっく・	7 9
(3) 西東京市障害者就労支援センター 一歩・	7 9
(4) 地域活動支援センター ハーモニー・	8 0
(5) 地域活動支援センター ブルーム・	8 0

第3章 児童福祉

1 手 当

児童手当の支給・	8 1
----------	-----

2 保健・医療・健全育成

(1) 入院助産・	8 2
(2) 乳幼児医療費の助成・	8 4
(3) 義務教育就学児医療費の助成・	8 5
(4) 高校生等医療費の助成・	8 6
(5) 保育所・	8 7
(6) 地域型保育事業・	8 8
(7) 認可外保育施設・	8 9
(8) 一時保育事業・	9 0
(9) 緊急一時保育事業・	9 1
(10) 地域子育て支援センター事業・	9 2
(11) 保護者助成・	9 3
(12) 認可外保育施設利用児童給食費補助金・	9 4
(13) 児童館・	9 5
(14) 学童クラブ・	9 6
(15) ファミリー・サポート・センター事業・	9 8
(16) 病児・病後児保育事業・	9 9
(17) 子ども家庭支援センター事業・	1 0 0
(18) 子育て支援ショートステイ事業・	1 0 1
(19) 児童発達支援センターひいらぎ・	1 0 2

(20) 子どもの権利擁護委員・子ども相談室 ほっとルーム	104
(21) 子どもLINE相談事業	105

第4章 母子・父子福祉

1 相談・指導	106
2 児童扶養手当の支給	107
3 児童育成手当の支給	108
4 資金の貸付	
(1) 母子福祉資金・父子福祉資金の貸付	109
(2) 女性福祉資金の貸付	111
5 その他の施策	
(1) ひとり親家庭等医療費の助成	113
(2) ひとり親家庭ホームヘルパーの派遣	114
(3) 母子生活支援施設への入所	115
(4) 母子・父子自立支援プログラムの策定	117
(5) 母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給	117
(6) 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等の支給	118
(7) 優遇制度	119
(8) 養育費確保支援事業	119

第5章 生活保護

1 生活保護法による保護	120
2 法外援護	
(1) 学童・生徒の健全育成事業	121
(2) 被保護者自立促進事業	122
(3) 優遇制度	123

第6章 健康推進

1 医療事業	
(1) 休日診療	124
(2) 平日準夜間小児初期救急医療	125
2 予防接種事業	
(1) 定期予防接種	126
(2) 任意予防接種	128
3 母子保健事業	
(1) 健康教育・相談	130

(2) 健康診査	1 3 2
(3) 新生児聴覚検査	1 3 3
(4) 保健指導	1 3 3
(5) 家庭訪問	1 3 4
(6) 産前・産後ケア事業	1 3 4
(7) 母子健康手帳	1 3 5
(8) 妊婦面接（たまご面接）	1 3 5
(9) 母子歯科保健	1 3 6
(10) 西東京市子育て世代包括支援センター（母子保健型）事業	1 3 7
(11) 産後ケア事業	1 3 7
4 成人保健事業	
(1) 健康教育	1 3 8
(2) 健康相談	1 3 8
(3) 西東京しゃきしゃき体操普及啓発事業	1 3 9
(4) 訪問指導事業	1 4 0
(5) 健康づくり事業	1 4 1
(6) 自主グループの支援	1 4 1
(7) 西東京市地域活動栄養士会	1 4 1
(8) 一般健康診査	1 4 2
(9) 特定健康診査	1 4 2
(10) 特定保健指導	1 4 4
(11) 胸部検診（結核・肺がん検診）	1 4 4
(12) がん検診	1 4 5
(13) 肝炎ウイルス検診	1 4 7
(14) 骨粗しょう症検診	1 4 7
(15) 成人歯科健康診査	1 4 8
(16) 歯周疾患検診	1 4 8
(17) 在宅訪問歯科健康診査事業	1 4 9
(18) 歯科医療連携推進事業	1 4 9
(19) 骨髄移植ドナー支援事業	1 5 0
5 医療費助成	
(1) 未熟児養育医療	1 5 1
(2) 自立支援医療（育成医療）	1 5 2

第7章 その他の福祉

1 福祉サービス第三者評価受審費補助事業	1 5 3
----------------------	-------

2	民生委員・児童委員	155
3	民生委員推薦会	155
4	中国残留邦人等及び特定配偶者に対する支援	156
5	生活困窮者自立支援事業	157
6	受験生チャレンジ支援貸付事業相談窓口	159
7	旧軍人・戦没者遺族に対する援護	160
8	生活つなぎ資金の貸付	161
9	日本赤十字社	162
10	社会福祉法人 西東京市社会福祉協議会	
	(1) 地域福祉推進事業	162
	(2) 在宅福祉サービス事業	164
	(3) ボランティア活動・市民活動推進事業	167
	(4) 相談支援事業	168

第1章 高 齢 者 福 祉

1 介護保険制度

(1) 介護保険制度による給付等

区 分	内 容
目 的	加齢に伴い要介護状態・要支援状態となった方が、自立した生活を営むことができるよう、国民の共同連帯の理念で介護保険制度を設け、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図る。
対 象	要介護状態・要支援状態で次のいずれかに該当する方 ① 65歳以上で、住所がある方（第1号被保険者） ② 40～64歳で、住所があり医療保険に加入している方（第2号被保険者） は、法令に定める特定疾病が原因の方
適 用 除 外	身体障害者福祉法による障害者支援施設、生活保護法による救護施設など法令に定める施設に入所・入院している方
給 付 の 種 類	居宅介護サービス費、介護予防サービス費、施設介護サービス費、地域密着型介護（予防）サービス費、居宅介護サービス計画費、介護予防サービス計画費、特定入所者介護（予防）サービス費、（介護予防）福祉用具購入費、（介護予防）住宅改修費、高額介護（予防）サービス費、高額医療合算介護（予防）サービス費
利用者負担金	所得状況により1割、2割又は3割が利用者負担 （居宅介護サービス計画費および介護予防サービス計画費については、利用者の負担無し）
事 業 費 の 負 担 割 合	【公費】（50%） 国 居宅20/100、施設等15/100、調整交付金5/100 都 居宅12.5/100、施設等17.5/100 市 居宅12.5/100、施設等12.5/100 【保険料】（50%） 第1号被保険者保険料 居宅23/100、施設等23/100 第2号被保険者保険料 居宅27/100、施設等27/100
事 業 開 始	平成12年4月
根 拠 法 令 等	介護保険法

(2) 介護保険運営協議会

区 分	内 容
目 的	介護保険及び高齢者保健福祉に関する施策の企画立案に当たり、市民等の意見を十分に反映させ、その実施が、制度の目的にのっとり円滑かつ適切に行われることを目的とする。
委 員 数 及 び 構 成	20 人以内
	市内に住所を有する被保険者 4 人以内 学識経験者 2 人以内 保健医療関係者 8 人以内 福祉関係者 6 人以内
所 掌 事 務	次の事項について調査・審議する。 ○ 介護保険法第 117 条 1 項の規定に基づく介護保険事業計画に関すること。 ○ 老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく高齢者保健福祉計画に関すること。
任 期	3 年
根 拠 法 令 等	西東京市介護保険条例

(3) 社会福祉法人等の生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業

区 分	内 容
目 的	低所得で特に生計が困難である方について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が、その社会的役割にかんがみ、利用者負担を軽減し、西東京市における介護保険サービスの利用促進を図る。
対 象 者	1 市民税非課税世帯で、特に生計が困難である方及び生活保護受給者 ただし、対象サービスのうち、訪問介護、夜間対応型訪問介護及び第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業については、国の特別対策である障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置の適用を受けている方は対象とならない。 2 「特に生計が困難である」とは、次の各号の全ての要件を満たし市長が認めた方 (1) 世帯員全員の年間収入が基準収入額（ひとり世帯の場合は、150 万円とし、1 人増えるごとに 50 万円を加えた額）以下であること。 (2) 世帯員全員の預貯金等の額が基準貯蓄額（ひとり世帯の場合は、350 万円とし、1 人増えるごとに 100 万円を加えた額）以下であること。 (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。 (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 (5) 介護保険料を滞納していないこと。
対象となるサービス	○ 訪問介護 ○ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 ○ 通所介護 ○ (介護予防) 認知症対応型通所介護 ○ 介護福祉施設サービス ○ (介護予防) 短期入所生活介護 ○ 看護小規模多機能型居宅介護 ○ 夜間対応型訪問介護 ○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○ 地域密着型通所介護 ○ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○ 第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）
助 成 内 容	介護サービス利用者負担（1 割、2 割又は 3 割負担）並びに食費、居住費（滞在費）及び宿泊費負担額の 25%（高齢福祉年金受給者は 50%）。生活保護受給者は短期入所生活介護（予防）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護福祉施設サービスにおける個室の居住費（滞在費）利用者負担額の全額
事業費の負担割合	(介護福祉施設サービス以外) 軽減した金額のうち、軽減をしなかった場合の本来の利用者負担収入の 1%相当分は $1/2$（都 $1/4$、市 $1/4$）、1%を超えた分は事業者が $1/2$（国 $1/4$、都 $1/8$、市 $1/8$） (介護福祉施設サービス) 軽減した金額のうち、軽減をしなかった場合の本来の利用者負担収入の 1%相当分は $1/2$（都 $1/4$、市 $1/4$）、1%を超えた分は事業者が $1/2$（国 $1/4$、都 $1/8$、市 $1/8$）、利用者負担収入に対する割合が 10%を超える額については、軽減額の全額を助成
根拠法令等	西東京市生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業実施要綱

(4) 介護保険サービス提供事業者の生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業

区 分	内 容
目 的	低所得で特に生計が困難である方について、介護保険サービスの提供を行う事業者が、その社会的役割にかんがみ、利用者負担を軽減し、西東京市における介護保険サービスの利用促進を図る。
対 象 者	1 市民税非課税世帯で、特に生計が困難である方及び生活保護受給者 ただし、対象サービスのうち、訪問介護、夜間対応型訪問介護及び第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業については、国の特別対策である障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置の適用を受けている方は対象とならない。 2 「特に生計が困難である」とは、次の各号の全ての要件を満たし市長が認めた方 (1) 世帯員全員の年間収入が基準収入額（ひとり世帯の場合は、150 万円とし、1 人増えるごとに 50 万円を加えた額）以下であること。 (2) 世帯員全員の預貯金等の額が基準貯蓄額（ひとり世帯の場合は、350 万円とし、1 人増えるごとに 100 万円を加えた額）以下であること。 (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。 (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 (5) 介護保険料を滞納していないこと。
対象となるサービス	○ 訪問介護 ○ 通所介護 ○ (介護予防) 訪問入浴介護 ○ (介護予防) 訪問看護 ○ (介護予防) 短期入所生活介護 ○ (介護予防) 訪問リハビリテーション ○ (介護予防) 通所リハビリテーション ○ (介護予防) 短期入所療養介護 ○ (介護予防) 認知症対応型通所介護 ○ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 ○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○ 夜間対応型訪問介護 ○ 看護小規模多機能型居宅介護 ○ 地域密着型通所介護 ○ 第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）
助 成 内 容	介護サービス利用者負担（1 割、2 割又は 3 割負担）並びに食費、居住費（滞在費）及び宿泊費負担額の 25%（高齢福祉年金受給者は 50%）。生活保護受給者は（介護予防）短期入所生活介護における個室の居住費（滞在費）利用者負担額の全額
事業費の負担割合	事業者 1／2、都 1／4、市 1／4
根拠法令等	西東京市生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業実施要綱

(5) 介護保険訪問看護利用者負担額軽減制度事業

区 分	内 容
目 的	生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業に加え、新たに市の独自の制度を導入し、介護保険サービスの利用促進を図る。
対 象 者	1 市民税非課税世帯に属し特に生計が困難である方で、生活保護受給者ではないこと 2 「特に生計が困難である」とは、次の各号の全ての要件を満たす方で市長が認めた方 (1) 世帯員全員の年間収入が基準収入額（ひとり世帯の場合は、150 万円とし、1 人増えるごとに 50 万円を加えた額）以下であること。 (2) 世帯員全員の預貯金等の額が基準貯蓄額（ひとり世帯の場合は、350 万円とし、1 人増えるごとに 100 万円を加えた額）以下であること。 (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。 (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 (5) 介護保険料を滞納していないこと。
対象となるサービス	○（介護予防）訪問看護
助 成 内 容	介護サービス利用者負担（1 割、2 割又は 3 割負担）の 25 %
事業費の負担割合	市 10／10（市単独事業）
事業開始	平成 24 年 4 月
根拠法令等	西東京市介護保険訪問看護利用者負担額軽減補助金交付要綱

(6) 介護保険連絡協議会

区 分	内 容
目 的	西東京市における介護保険制度の実施に関し、関係機関及び介護サービス等提供事業者相互間の情報連絡及び連絡体制を整備し、介護サービス等の円滑な提供を図る。
会 員 数	457 事業者（令和6年3月末現在）
協 議 事 項	○ 介護サービス等の提供基盤の整備に関すること。 ○ 介護サービス等の円滑な提供に関すること。 ○ 介護保険制度を担う人材の育成・確保に関すること。 ○ 介護サービス等提供事業者に係る情報の提供及び交換に関すること。 ○ その他介護保険制度に係る連絡調整に関し必要な事項
分 科 会	協議の円滑な推進を図るため分科会を置く。 ○ 居宅介護支援事業者分科会 ○ 訪問介護事業者分科会 ○ 訪問看護・訪問入浴介護事業者分科会 ○ 通所介護・通所リハビリテーション事業者分科会 ○ 福祉用具・住宅改修事業者分科会 ○ 認知症対応型共同生活介護事業者分科会 ○ 介護保険施設、特定施設入居者生活介護事業者、短期入所生活介護・療養介護事業者合同分科会
根 拠 法 令 等	西東京市介護保険連絡協議会規約

(7) 介護認定審査会

区 分	内 容
目 的	介護保険法に基づく被保険者の要介護認定等に係る審査判定業務を行う。
委 員 数	75 人以内
業 務 内 容	○ 要介護状態又は要支援状態に該当することの有無 ○ 要介護状態（要支援状態）である場合にはその介護の必要な程度に応じて要介護状態（要支援状態）区分を定めること。 ○ 要介護状態（要支援状態）の軽減又は悪化の防止のために必要な療養に関する事項について意見を付すこと。 ○ 介護サービスの有効な利用等に関し被保険者が留意すべき事項について意見を付すこと。
任 期	2年
根 拠 法 令 等	西東京市介護認定審査会運営要綱

2 敬 老

敬老金贈呈事業

区 分	内 容
目 的	高齢者に対し、敬老と長寿を祝うため、敬老金等を贈呈する。
対 象	市内に住所を有する前年の9月1日から当年8月31日までに満88歳及び当該年度に満100歳の誕生日を迎える方
贈 呈 内 容	88歳の方 カタログギフト 100歳の方 50,000円
贈 呈 時 期	9月
事 業 費 の 負 担 割 合	市10／10（市単独事業）
事 業 開 始	平成13年7月
根 拠 法 令 等	西東京市敬老金贈呈要綱

3 医 療 ・ 健 康

(1) 高齢者の医療の確保に関する法律による医療 (令和6年6月1日現在)

区 分	内 容					
目 的	後期高齢者への医療の給付を行い、適切な医療の確保を図るとともに、国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図る。					
対 象	次のいずれかに該当する方 ① 75 歳以上 ② 65 歳以上 75 歳未満で申請により一定の障害があると広域連合から認定された方					
対 象 除 外	① 生活保護法による被保護者 ② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による被支援者					
給 付 内 容	保険診療でかかった医療費のうち一部負担金を控除した額					
一 部 負 担 金	自 己 負 担 割 合	所 得 区 分	自己負担限度額 (月額)		食 事 療 養 標準負担額	生活療養標準負担額 (療養病床に入院する場合)
			外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)		
	3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得 690 万円以上	252,600 円+ (10 割分の医療費－842,000 円) × 1 % 〈140,100 円〉 注 1		1 食 490 円	食費 1 食 490 円 居住費 1 日 370 円
		現役並み所得Ⅱ 課税所得 380 万円以上	167,400 円+ (10 割分の医療費－558,000 円) × 1 % 〈93,000 円〉 注 1			
現役並み所得Ⅰ 課税所得 145 万円以上		80,100 円+ (10 割分の医療費－267,000 円) × 1 % 〈44,400 円〉 注 1				

	2割	一般Ⅱ	6,000 円 + (10 割分 の医療費－ 30,000 円) × 10% または 18,000 円 のいずれか 低い方 注) 2	57,600 円 (44,400 円) 注) 1			
	1割	一般Ⅰ	18,000 円 注) 2	57,600 円 (44,400 円) 注) 1			
		区分Ⅱ 住民税非課 税世帯の方		24,600 円	90 日以内 の入院	直近12か月 で90 日を超 える入院 ※申請が必要	食費 1 食 230 円
					1 食 230 円	1 食 180 円	居住費 1 日 370 円
		区分Ⅰ	8,000 円	15,000 円	1 食 110 円		食費 1 食 140 円
		区分Ⅰ (老齢福祉 年金受給 者)					居住費 1 日 370 円
						食費 1 食 110 円	
						居住費 0円	
	注) 1 過去12か月間に3回以上高額療養費の支給があった場合、4回目以降から適用になる限度額(多数回該当)、現役並み所得の被保険者は、個人の外来のみで「外来+入院(世帯ごと)」の限度額に該当した場合も多数回該当の回数に含む。 注) 2 年間上限144,000円						
高額療養費 の支給	月の1日から末日までの1か月ごとの自己負担額が上記の自己負担限度額を超えた場合は、超えた額を支給する(事前申請は不要)。						
事業開始	平成20年4月1日						
根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律						

(2) 高齢者福祉手技治療割引券支給事業

区 分	内 容
目 的	はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧の施術費の一部を市が助成し、施術を受ける方の負担を軽減するとともに、高齢者の機能促進と健康の増進を図ることを目的とする。
対 象	市内に住所を有する 65 歳以上の方
割 引 券	市に申請の上、「割引券」の交付を受ける。月 1 枚換算で支給する。
利 用 方 法	市の指定した施術所で 1 回につき 1 枚使用する。料金は施術料金から 1,000 円を差し引いた額を支払う。
事 業 費 の 負 担 割 合	市 10/10 (市単独事業)
事 業 開 始	平成 13 年 7 月
根 拠 法 令 等	西東京市高齢者福祉手技治療割引券支給事業実施要綱

4 支給・給付

(1) 高齢者入浴券支給事業

区 分	内 容
目 的	一人暮らし高齢者等の健康保持と保健衛生の向上を図る。
対 象	市内に住所を有する 65 歳以上で一人暮らしの高齢者及び 70 歳以上のみで構成される世帯の高齢者であって、入浴設備を有しない方
支 給 内 容	1 月 1 人 10 枚限度
費 用 負 担	なし
事 業 費 の 負 担 割 合	市 10/10 (市単独事業)
事 業 開 始	平成 13 年 7 月
根 拠 法 令 等	西東京市高齢者入浴券支給要綱

(2) 認知症及びねたきり高齢者等紙おむつ給付事業

①現物給付

区 分	内 容
目 的	身体上又は重度の認知症のため日常生活に著しい支障のある高齢者等に対し、紙おむつを給付することにより、福祉の増進を図る。
対 象	市内に住所を有する 40 歳以上の方で①ねたきり、またはそれに準ずる状態、②認知症により重度の介護が必要な状態で、①②いずれも常時おむつを使用されている方（生活保護受給者等は除く。）
給 付 内 容	おむつの現物給付（自宅に直接配送） 紙おむつは種類により枚数制限・組み合わせあり
費 用 負 担	実費の 1 割
事 業 費 の 負 担 割 合	市 10/10 (市単独事業)
事 業 開 始	平成 13 年 7 月
根 拠 法 令 等	西東京市認知症及びねたきり高齢者等紙おむつ給付事業実施要綱

②現金助成

区 分	内 容
目 的	身体上又は精神上の障害により紙おむつを必要とする状態にある高齢者等に対し、入院中の紙おむつに要する費用を助成することにより、福祉の増進を図る。
対 象	市内に住所を有する 40 歳以上の方で①医療保険適用の医療機関に入院して、②介護保険認定で要介護 1 以上の認定を受け、①の医療機関に入院中に紙おむつを使用し、おむつ代を負担している方（生活保護受給者等は除く。）
助 成 内 容	限度額（月額 4,500 円）までを助成
費 用 負 担	限度額を超過した金額
事 業 費 の 負 担 割 合	市 10／10（市単独事業）
事 業 開 始	平成 26 年 10 月
根 拠 法 令 等	西東京市高齢者等紙おむつ助成金交付要綱

(3) ねたきり高齢者理・美容券交付事業

区 分	内 容
目 的	ねたきり高齢者の保健衛生の向上を図るため、理・美容券を交付する。
対 象	市内に住所を有する在宅の 65 歳以上でねたきりの高齢者又はそれに準ずる状態にある方
実 施 方 法	4 枚を限度に理・美容券を交付し、理・美容師の訪問により実施 （年度中に新たに認定された方は、残月数に応じた枚数） 理 容 —— 散 髪・整 髪 美 容 —— カット・シャンプー
費 用 負 担	実費の 1 割（生活保護受給者等は除く）
事 業 費 の 負 担 割 合	市 10／10（市単独事業）
事 業 開 始	平成 13 年 7 月
根 拠 法 令 等	西東京市ねたきり高齢者理・美容券交付要綱

(4) 寝具乾燥事業

区 分	内 容
目 的	ねたきり高齢者等の寝具を乾燥することにより、保健・衛生・健康保持に寄与し、高齢者福祉の増進を図る。
対 象	市内に住所を有し、自ら寝具を干すことが困難な 65 歳以上のねたきりの高齢者又はそれに準ずる状態にある方
実 施 内 容	原則として月 1 回、寝具 5 点を限度として実施
費 用 負 担	実費の 1 割（生活保護受給者等は除く）
事 業 費 の 負 担 割 合	市 10/10（市単独事業）
事 業 開 始	平成 13 年 7 月 ※令和 7 年 3 月末をもって新規申請の受付を終了
根 拠 法 令 等	西東京市ねたきり高齢者等に対する寝具乾燥事業実施要綱

(5) 高齢者見守り配食サービス事業

区 分	内 容
目 的	高齢者に安定した食事を提供することを通じて、一人暮らし高齢者及び高齢者世帯の孤独感の解消、健康の保持、安否の確認等を行うことにより高齢者福祉の増進を図る。
対 象	市内に住所を有する一人暮らし等の高齢者で、調査の結果サービスの利用が必要であると認められた方 ※一人暮らし等高齢者とは、次のいずれかの要件を満たす方 (1) 心身機能の低下により食事の用意が困難かつ安否確認が必要な 65 歳以上の一人暮らしの方 (2) 65 歳以上の心身機能の低下により食事の用意が困難な方のみで構成される世帯に属する安否確認が必要な方
実 施 内 容	委託事業者が調理した昼食を利用者宅まで届けるものとする。その実施日は月曜から土曜までの間で、対象者が希望する曜日（介護サービス等を利用する日を除く。）とし、週 6 回を限度とする。
費 用 負 担	実費相当額の 1/2
事 業 費 の 負 担 割 合	① 都基準額のうち、都 1/2 ② 残りは市負担
事 業 開 始	平成 13 年 7 月
根 拠 法 令 等	西東京市高齢者見守り配食サービス事業実施要綱

(6) 高齢者日常生活用具等給付事業

区 分	内 容		
目 的	高齢者に対し日常生活用具等（以下「用具等」という。）を給付することにより、高齢者の日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図る。		
給付対象及び 内 容	市内に住所を有する 65 歳以上の方で、下表の介護保険認定を受け、用具等の給付が必要と認められる方		
	用具等の種類	給付限度額	介護保険認定
	歩行補助づえ	(通算) 100,000 円	非該当の認定を受けた方
	入浴補助用具		
	ス ロ ー プ		
	歩 行 器		
	手 す り		
費 用 負 担	利用者の収入状況	利用者の負担割合	利 用 者 の 負 担 額
	生活保護受給者等	なし	上記内容の給付限度額（実費が下回る場合はその額）に利用者の負担割合を乗じて得た額を利用者の負担額とする。 給付限度額を超える額については、利用者負担とする。
	そ の 他 の 者	介護保険負担割合に準ずる（1割、2割又は3割）	
事 業 費 の 負 担 割 合	① 都基準額のうち、都1／2 ② 残りは市負担		
事 業 開 始	平成13年7月		
根 拠 法 令 等	西東京市高齢者日常生活用具等給付事業実施要綱		

(7) 自立支援住宅改修費助成事業

区 分	内 容										
目 的	高齢者のいる世帯に対し、その方の居住する住宅改修にかかる費用を助成することにより、自立生活を支援し、もって居宅生活の質の確保を図る。										
対 象 者	65 歳以上の介護認定に係る審査において非該当と判定され、かつ、日常生活において転倒防止等のために居室等の簡易な改修を行う必要がある在宅の高齢者										
改 修 の 種 類	・手すりの取付け ・床の段差解消 ・滑りの防止、移動円滑化のための床材の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・その他これら各工事に伴う必要な工事										
助成限度額	200,000 円（消費税含む）										
費 用 負 担	<table><tr><td>利用者の収入状況</td><td>利用者の負担割合</td><td>利 用 者 の 負 担 額</td></tr><tr><td>生活保護受給者等</td><td>なし</td><td rowspan="2">上記内容の助成限度額（実費が下回る場合はその額）に利用者の負担割合を乗じて得た額を利用者の負担額とする。 助成限度額を超える額については、利用者負担とする。</td></tr><tr><td>そ の 他 の 者</td><td>介護保険負担割合に準ずる（1割、2割又は3割）</td></tr></table>			利用者の収入状況	利用者の負担割合	利 用 者 の 負 担 額	生活保護受給者等	なし	上記内容の助成限度額（実費が下回る場合はその額）に利用者の負担割合を乗じて得た額を利用者の負担額とする。 助成限度額を超える額については、利用者負担とする。	そ の 他 の 者	介護保険負担割合に準ずる（1割、2割又は3割）
利用者の収入状況	利用者の負担割合	利 用 者 の 負 担 額									
生活保護受給者等	なし	上記内容の助成限度額（実費が下回る場合はその額）に利用者の負担割合を乗じて得た額を利用者の負担額とする。 助成限度額を超える額については、利用者負担とする。									
そ の 他 の 者	介護保険負担割合に準ずる（1割、2割又は3割）										
事 業 費 の 負 担 割 合	① 都基準額のうち、都1／2 ② 残りは市負担										
事 業 開 始	平成13年7月										
根 拠 法 令 等	西東京市自立支援住宅改修費助成事業実施要綱										

(8) 高齢者住宅改造費給付事業

区 分	内 容										
目 的	高齢者のいる世帯に対し、その居住環境を高めるため、その方の居住する住宅の改造に係る工事費の給付を行うことにより、もって居宅生活の質の確保を図る。										
対 象 者	65 歳以上の介護認定に係る審査において要支援又は要介護と認定され、もしくは事業対象者で、日常生活において転倒防止のために簡易な住宅の改造を行う必要がある在宅の高齢者										
給 付 限 度 額	○ 浴槽の取替え及びこれに附帯して必要な給湯設備等の工事 379,000 円（消費税含む） ○ 流し、洗面台の取替え及びこれに附帯して必要な給湯設備等の工事 156,000 円（消費税含む）										
費 用 負 担	<table><tr><th>利用者の収入状況</th><th>利用者の負担割合</th><th>利 用 者 の 負 担 額</th></tr><tr><td>生活保護受給者等</td><td>なし</td><td rowspan="2">上記内容の給付限度額（実費が下回る場合はその額）に利用者の負担割合を乗じて得た額を利用者の負担額とする。 給付限度額を超える額については、利用者負担とする。</td></tr><tr><td>そ の 他 の 者</td><td>介護保険負担割合に準ずる（1割、2割又は3割）</td></tr></table>			利用者の収入状況	利用者の負担割合	利 用 者 の 負 担 額	生活保護受給者等	なし	上記内容の給付限度額（実費が下回る場合はその額）に利用者の負担割合を乗じて得た額を利用者の負担額とする。 給付限度額を超える額については、利用者負担とする。	そ の 他 の 者	介護保険負担割合に準ずる（1割、2割又は3割）
利用者の収入状況	利用者の負担割合	利 用 者 の 負 担 額									
生活保護受給者等	なし	上記内容の給付限度額（実費が下回る場合はその額）に利用者の負担割合を乗じて得た額を利用者の負担額とする。 給付限度額を超える額については、利用者負担とする。									
そ の 他 の 者	介護保険負担割合に準ずる（1割、2割又は3割）										
事 業 費 の 負 担 割 合	① 都基準額のうち、都1／2 ② 残りは市負担										
事 業 開 始	平成13年7月										
根 拠 法 令 等	西東京市高齢者住宅改造費給付事業実施要綱										

(9) 家具等転倒防止器具取付け等事業

区 分	内 容
目 的	家具等に転倒防止器具等を取り付けることにより、生命及び身体を地震等の災害から守ることにより、高齢者の福祉の向上を図る。
対 象 者	市内に住所を有し、過去に市の事業で家具等転倒防止器具の給付または取付けを受けていない65歳以上のみの世帯
給 付 内 容	1世帯に1回、市が指定した家具等転倒防止器具の給付及び取付け、又は世帯所有の家具等転倒防止器具の取付けのみを行う。 ※取付けできる器具の個数に上限あり。
事 業 費 の 負 担 割 合	① 都基準額のうち、都1／2（移設・廃止に伴う工事料金のみ） ② 残りは市負担
事 業 開 始	平成25年7月
根 拠 法 令 等	西東京市家具等転倒防止器具取付け等事業実施要綱

(10) 家族介護支援特別事業（家族介護慰労金支給事業）

区 分	内 容
目 的	在宅の高齢者を介護している家族に対して、家族介護慰労金を支給することにより、高齢者を介護している家族の経済的負担を軽減するとともに介護を要する高齢者の在宅生活の継続及び向上を図る。
対 象	(1)～(4)の要件を備えている方を申請日の属する月の前月の末日からさかのぼって1年間以上介護してきた同居の家族（隣地に居住していて事実上同居に近い状態で介護にあたった方を含む。）のうち、主に介護にあたった方であって、申請日の属する月の前月の末日から遡って1年間以上地方税法（昭和25年法律第226号）第295条の規定により市町村民税が非課税となる世帯に属するもの。 (1) 申請日の属する月の前月の末日から遡って1年間以上要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項の規定による要介護状態区分が要介護4又は要介護5であると認定されていること。 (2) 申請日の属する月の前月の末日から遡って1年間以上市町村民税が非課税となる世帯に属すること。 (3) 申請日の属する月の前月の末日から遡って1年間以上介護保険のサービス（年間7日間までの短期入所生活介護又は短期入所療養介護の利用を除く。）を受けていないこと。 (4) 申請日の属する月の前月の末日から遡って1年間に、介護保険施設以外の病院等へ延べ90日以上長期入院をしていないこと。
助 成 内 容	家族介護慰労金 10万円
費 用 負 担	なし
事 業 費 の 負 担 割 合	国 38.5/100、都 19.25/100、市 19.25/100、保険料 23/100
事 業 開 始	平成13年7月
根 拠 法 令 等	西東京市家族介護慰労金支給事業実施要綱

5 貸 与

(1) 高齢者福祉電話貸与及び電話料助成事業

区 分	内 容
目 的	一人暮らし高齢者等に電話を貸与及び電話料を助成することにより、高齢者の孤独感を解消する。
事 業 内 容	(1) 電話回線を利用していない高齢者世帯に対し、貸与及び助成を行う。 (2) 電話回線を利用している高齢者世帯に対し、助成を行う。
対 象	65 歳以上の一人暮らしまたは 65 歳以上の方のみの固定電話回線が設置されてなく、次の全ての要件に該当している世帯。 (1) 当該高齢者世帯の居宅を中心にして半径 1 キロメートルの範囲内の区域に 65 歳に満たない配偶者又は 2 親等以内の親族が居住していないこと。 (2) サービスを利用する年度分の市区町村民税が非課税であること。 (3) 世帯員全員が携帯電話機を使用していないこと。
助 成 内 容	回線使用料、屋内配線使用料、電話機使用料、通話料（月額 600 円を上限とする）及びこれらに係る消費税 ※事業内容 (1) は、市内転居、電話機変更、廃止などに伴う工事料金を含む。
事 業 費 の 負 担 割 合	① 都基準額のうち、都 1／2 ② 残りは市負担
事 業 開 始	平成 13 年 7 月 ※平成 27 年 9 月末をもって新規申請の受付を終了
根 拠 法 令 等	西東京市高齢者福祉電話貸与及び電話料助成事業実施要綱

(2) 高齢者救急代理通報事業

区 分	内 容
目 的	一人暮らし及び高齢の夫婦等の世帯の高齢者が家庭内で緊急の事態に陥ったとき並びに家庭内での火災による緊急事態に備え、無線発報器等を貸与又は給付することにより在宅高齢者の生活の安全を確保する。
給付・貸与 対 象 者	(1) 救急代理通報機器 65 歳以上の高齢者のみの世帯で、世帯員全員が慢性疾患等により常時注意を要する状態の方 (2) 火災警報器、自動消火装置、電磁調理器、ガス安全システム 65 歳以上の高齢者のみの世帯で、心身機能及び認知機能低下に伴い防火等の配慮を要する状態の方
費 用 負 担	(1) 実費の 1 割（生活保護受給者等は除く） (2) 実費の 1 割
事 業 費 の 負 担 割 合	① 都基準額 ② 残りは市負担
事 業 開 始	平成 13 年 7 月
根 拠 法 令 等	西東京市高齢者救急代理通報の利用等に関する要綱 西東京市高齢者住宅用防災機器給付事業実施要綱

(3) 認知症高齢者徘徊位置探索事業

区 分	内 容
目 的	在宅の認知症による徘徊高齢者を介護している方に徘徊探索器を貸し出し、徘徊高齢者の早期発見及び保護を図ることにより、介護者の負担を軽減することを目的とする。
対 象	市内に住所を有する 65 歳以上で介護認定において要介護・要支援の認定を受けた方もしくは事業対象者の方で、認知症による徘徊行動により探索サービスが必要と認められる方を介護する方
給 付 内 容	徘徊高齢者を介護している方に徘徊探索器を貸し出し、小型端末機を所持した徘徊高齢者が行方不明になったとき、24 時間 365 日オペレーターが待機するコールセンターで保護者からの依頼電話を受け付けて、端末機の発信場所を特定し、居場所や移動状態を把握し、発見・保護に至るまでの支援を行う。(インターネット探索可)
費 用 負 担	登録時 実費の 1 割 (生活保護受給者等は除く) 月額使用料 実費の 1 割 (生活保護受給者等は除く)
事 業 費 の 負 担 割 合	国 38.5/100、都 19.25/100、市 19.25/100、保険料 23/100
事 業 開 始	平成 13 年 7 月
根 拠 法 令 等	西東京市認知症高齢者徘徊位置探索サービス事業実施要綱

(4) 車いすの貸出し

区 分	内 容
目 的	在宅で車いすを必要とする方に対し車いすを貸し出すことにより、日常生活の利便及び生活圏の拡大を図る。
対 象	市内に住所を有し、在宅で車いすを必要とする方。ただし、原則として介護保険適用者は、介護保険を優先とする。
貸 出 期 間	原則として 1 月以内
費 用 負 担	無料
事 業 費 の 負 担 割 合	市 10/10 (市単独事業)
事 業 開 始	平成 13 年 7 月
根 拠 法 令 等	西東京市車いす貸出し事業実施要綱

6 その他生活支援

(1) 高齢者等外出支援サービス事業

区 分	内 容
目 的	心身に障害等を有するため、一般の交通機関では外出が困難な高齢者等に対し、健康づくり、生きがいづくり等を推進する観点から、介助員を配置した福祉車両等を用い外出の支援を行うことにより、高齢者等の日常生活の利便を確保し、生活圏の拡大を図る。
対 象	65 歳以上の方及び 40 歳以上 65 歳未満の特定疾病者のうち、介護認定に係る審査において、要介護 2 以上の認定を受け、心身の障害等により外出が困難な方で、市内に住所を有し、かつ、現に在宅で居住している方
サービス内容	① 心身の障害や疾病による外出（通院、入院、退院、判定等） ② 老人福祉施設等の入所等に係る外出（入所、退所、見学等） ③ 日常生活自立支援及び社会参加促進のための外出（買い物、外食、知人宅への訪問、美容、理容、観劇等） ④ 社会事業及び行事に係る外出（冠婚葬祭、墓参り、権利・義務に関する官公庁への手続・相談等） ただし、医療保険による移送等及び介護保険による移送サービスの給付が受けられる場合における転院、観光、旅行、社会福祉団体等が主催する行事等への参加に係る外出は除く。 また、生活保護受給者については、生活保護法における医療扶助が受けられる外出は除く。
費 用 負 担	メーター料金 ※所得に応じた減額あり 有料道路料金 有料駐車場料金
事 業 費 の 負 担 割 合	市 10/10（市単独事業）
事 業 開 始	平成 13 年 7 月
根 拠 法 令 等	西東京市高齢者等外出支援サービス事業実施要綱

(2) 高齢者入浴サービス事業

区 分	内 容
目 的	介護保険法に基づく通所介護による入浴及び訪問入浴による入浴が困難な状態にある高齢者に対して、単独の通所入浴サービスを提供することにより、当該高齢者及びその家族等の保健衛生並びに福祉の向上を図る。
対 象	介護保険認定で要介護3以上の認定を受けた市内に住所を有する65歳以上の高齢者で、通所介護による入浴及び訪問入浴介護による入浴が困難な状態にある方
内 容	通所による専門施設での特別入浴により実施 利用回数は週1回を上限
費 用 負 担	入浴事業の利用に係る費用の1割（生活保護受給者等は除く）
事 業 費 の 負 担 割 合	① 都基準額のうち、都1／2 ② 残りは市負担
事 業 開 始	平成13年7月 ※令和7年3月末をもって新規申請の受付を終了
根 拠 法 令 等	西東京市高齢者入浴サービス事業実施要綱

7 在宅療養支援

(1) 在宅療養支援窓口事業

区 分	内 容
目 的	医療と介護の連携を推進し、在宅療養者をささえる支援体制の構築を図る。
内 容	地域の医療・介護関係者や地域包括支援センターから在宅療養者に関する相談を受け付け、連携調整、情報提供等により対応への支援を行う在宅療養支援窓口の運営を行う。
費 用 負 担	無料
事 業 費 の 負 担 割 合	国 38.5/100、都 19.25/100、市 19.25/100、保険料 23/100
事 業 開 始	平成 28 年 10 月
根 拠 法 令 等	西東京市在宅療養連携支援センター設置要綱

(2) 在宅療養後方支援病床確保事業

区 分	内 容
目 的	安心して在宅療養生活が継続できるよう、体調の悪化時、療養支援をしているご家族のレスパイトなどの場合に一時的な入院によるサポート体制を構築する。
対 象	市内に住所を有する在宅療養者で①65 歳以上である方又は 40 歳から 64 歳までの要介護認定を受けている方②かかりつけ医による訪問診療を受けている方または医療的ケアが必要であり、介護保険によるショートステイの利用が困難な方③かかりつけ医及び後方支援病院の医師が入院の必要性を認めた方
内 容	支援入院を必要とする在宅療養高齢者が円滑に後方支援病院に入院できるよう、各病院において、病床を常時確保し、入院に必要な手続き等の支援を行う。
事 業 費 の 負 担 割 合	都 1/2 市 1/2
事 業 開 始	平成 28 年 4 月
根 拠 法 令 等	西東京市在宅療養後方支援病床確保事業実施要綱

8 介護・施設

(1) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

区 分	内 容
目 的	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、関係機関との連携を図り、多様な社会資源を高齢者やその家族が活用できるよう、総合的に切れ目なく支援を行う。
対 象	おおむね 65 歳以上の高齢者及びその家族
サービス内容	① 総合相談支援事業 ② 権利擁護事業 ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 ④ 介護予防ケアマネジメント事業
利 用 料	無料
事業費の負担割合	国 38.5/100、都 19.25/100、市 19.25/100、保険料 23/100
事業開始	平成 18 年 4 月 1 日
根拠法令等	介護保険法 西東京市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例 西東京市地域包括支援センター運営事業実施要綱

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

①介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業・介護予防普及啓発事業）

区 分	内 容
目 的	生活機能の維持・改善を図るための介護予防事業を行うことにより、高齢者が自立した生活を送ることができるように支援すること及び介護予防の普及啓発を目的とする。
対 象 者	市内に住所を有する 65 歳以上の方のうち、介護保険の認定状況及び本人の心身の状況を確認し、通所により実施する事業に参加可能であると市長が認めたもの 下記(5)については、閉じこもりがちな方等
内 容	介護予防の普及啓発のために、通所により次のプログラム等を実施する。 (1) 運動器の機能向上 (2) 口腔機能の向上 (3) 栄養改善 (4) 認知症予防 (5) 閉じこもり予防
費 用 負 担	(1) から (4) までのプログラムは、1 回の利用につき 150 円 (5) のプログラムは、無料
事 業 費 の 負 担 割 合	国 25／100（調整交付金含む）、都 12.5／100、市 12.5／100、保険料 50／100
事 業 開 始	平成 28 年 4 月
根 拠 法 令 等	介護保険法 西東京市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 西東京市はつらつサロン事業実施要綱

②介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業・地域介護予防活動支援事業）

区 分	内 容
目 的	(1) 高齢者による介護支援ボランティアを通じた地域貢献を奨励、支援することにより、高齢者自身の社会参加を通じた介護予防を推進する。 (2) 年齢又は心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動を地域で展開する。
対 象 者	(1) 市内に住所を有する 60 歳以上の方で、西東京市介護支援ボランティア登録をした方 (2) 市内に住所を有する 65 歳以上の方
内 容	(1) 次に掲げる活動を行った対象者へ活動に応じたポイントを付与する。 （1 ポイント 100 円、年間 60 ポイントまで換金可能） ① ささえあいネットワーク事業 訪問協力員 ② 住民主体の訪問型サービス ③ 認知症サポーター・ボランティア登録者による協力活動 ④ 西東京市はつらつサロン事業での協力活動 ⑤ 高齢者施設等におけるボランティア活動 (2) 介護予防に資する住民主体の通いの場等を運営する団体に対し、補助金を交付する。
事 業 費 の 負 担 割 合	国 25／100（調整交付金含む）、都 12.5／100、市 12.5／100、保険料 50／100
事 業 開 始	平成 28 年 4 月
根 拠 法 令 等	介護保険法 西東京市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 西東京市介護予防・日常生活支援総合事業補助金交付要綱

③介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）

区 分	内 容
目 的	介護予防・日常生活支援総合事業は、地域の実情に応じて、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な主体が参画し、多様な生活支援・介護予防サービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指して実施する。 また、高齢者が支援される側ではなく、支援する側として社会参加し、社会的役割を持つことで生きがいがいづくりや介護予防につなげる。
対 象 者	事業対象者、要支援1、要支援2 （事業対象者とは、基本チェックリストの結果により「事業対象者」に該当した者（生活機能の低下が見られた者））
事 業 内 容	(1) 訪問型サービス ① 国基準による訪問型サービス（介護予防訪問介護相当のサービス） ② 市独自基準の訪問型サービス（訪問型サービスA） ③ 住民主体の訪問型サービス（訪問型サービスB） ④ 短期集中訪問型サービス（訪問型サービスC） (2) 通所型サービス ① 国基準による通所型サービス（介護予防通所介護相当のサービス） ② 市独自基準の通所型サービス（通所型サービスA） ③ 住民主体の通所型サービス（通所型サービスB） ④ 短期集中通所型サービス（通所型サービスC）
事 業 費 の 負 担 割 合	国25／100（調整交付金含む）、都12.5／100、市12.5／100、保険料50／100
事 業 開 始	平成28年4月
根 拠 法 令 等	介護保険法 西東京市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 西東京市介護予防・日常生活支援総合事業補助金交付要綱

(3) 高齢者緊急短期入所事業

区 分	内 容			
目 的	緊急に施設入所が必要とされる高齢者を保護し、又は一時的に預かることにより、高齢者又は家族の福祉の向上を図ることを目的とする。			
対 象 者	おおむね65歳以上で、次のいずれかに該当する者 ① 虐待、放置等により緊急に施設入所による保護が必要な高齢者 ② 介護する者の病気、けがその他の緊急事態により適切な介護を受けることができなくなったため、緊急に施設入所による保護が必要であると市長が認めた高齢者			
入 所 期 間	入所の期間は、1月を限度とする。ただし、市長が必要と認めるときはこの限りではない。			
費 用 負 担	利 用 者 の 状 況		利用料 (1日当たり)	食事代 (1日当たり)
	おおむね65歳以上で虐待、放置等により緊急に施設入所措置が必要な高齢者		0円	下記に準ずる
	生活保護を受給している者（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けている者を含む。）		680円	300円
	世帯全員が市町村民税非課税者	① 老齢福祉年金受給者		
		② 課税対象となる年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	1,000円	390円
		③ 上記以外の者	1,000円	650円
上 記 以 外 の 者		1,000円	1,380円	
事 業 費 の 負 担 割 合	① 都基準額のうち、都1／2 ② 残りは市負担			
事 業 開 始	平成13年7月			
根 拠 法 令 等	西東京市高齢者緊急短期入所事業実施要綱			

(4) 通所介護サービス等事業

区 分	内 容
目 的	在宅の要支援・要介護状態にある高齢者及び事業対象者に対して、通所介護等サービスを提供することにより、高齢者等及びその家族の福祉の向上を図る。
対 象 者	市内在住の要支援・要介護状態にある高齢者及び事業対象者
内 容	介護保険法に規定する通所介護の事業及び介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス等を2施設で実施する。
費 用 負 担	介護サービス費用の1割、2割又は3割 ※その他実費負担あり
事 業 開 始	平成13年1月
根 拠 法 令 等	介護保険法 西東京市高齢者在宅サービスセンター条例 西東京市高齢者センターきらら条例

(5) 介護人材確保対策事業

区 分	内 容
目 的	高齢者等の増大かつ多様化するニーズに対応したホームヘルプサービスを提供できる介護職員の人材確保を図ることを目的として、介護職員初任者研修又は介護福祉士実務者研修の受講者に対し、その受講費用の全部又は一部を補助する。
対 象 者	以下の要件に該当する方またはその方を雇用し受講料を負担した事業者 (1) 研修を修了した日から1年を経過していないこと (2) 申請時点で、西東京市内の介護サービス事業所に介護職員として3か月以上従事し、かつ、その間の従事時間が48時間を超えていること (3) 同種の補助金を受けていないこと
内 容	介護職員初任者研修課程の受講料を補助（上限額 50,000 円） 介護福祉士実務者研修課程の受講料を補助（上限額 100,000 円）
費 用 負 担	介護職員初任者研修受講料又は介護福祉士実務者研修受講料のうち助成上限額を超える金額
事 業 費 の 負 担 割 合	都3／4 市1／4
事 業 開 始	平成31年4月（令和6年4月に事業拡充）
根 拠 法 令 等	西東京市介護人材確保対策事業補助金交付要綱

(6) 市民介護講習会

区 分	内 容
目 的	高齢者を介護している家族等に対して、講習会を通じて身体的・精神的負担の軽減を図る。
対 象 者	市内に住所を有する要援護高齢者等のいる家庭の介護者及び介護に関して知識を身につけたい方、ボランティアとして活動を希望する方等
内 容	介護に必要な知識や技術の習得を目的として実施する。
費 用 負 担	無料
事 業 費 の 負 担 割 合	国 38.5/100、都 19.25/100、市 19.25/100、保険料 23/100
事 業 開 始	平成 13 年 7 月
根 拠 法 令 等	西東京市市民介護講習会実施要綱

(7) ケアラーズスクール

区 分	内 容
目 的	家族介護に対しての、不安や負担の解消を図る。
対 象 者	市内に住所を有する家族介護への不安を持つ方、介護が始まったばかりの方等
内 容	家族介護への不安を持つ方等に対して、不安や負担を解消するための情報や新しい気づきを得てもらうための交流の場を提供する。
費 用 負 担	無料
事 業 費 の 負 担 割 合	国 38.5/100、都 19.25/100、市 19.25/100、保険料 23/100
事 業 開 始	令和 6 年 4 月

(8) シルバーピア事業

区 分	内 容
目 的	市内シルバーピアの入居者の日常生活を援助する。
対 象 者	シルバーピア入居者
内 容	シルバーピア入居者（市内8住宅）が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、安否の確認や緊急時の対応等を行い、日常生活を援助する生活援助員等を設置する。
費 用 負 担	無料（家賃のみ）
事 業 費 の 負 担 割 合	① 都基準額のうち、都1／2 ② 残りは市負担
事 業 開 始	平成13年1月
根 拠 法 令 等	西東京市シルバーピア生活援助員等設置要綱

(9) フレイル予防事業

区 分	内 容
目 的	介護が必要な状態の手前のフレイルの段階から予防することで、高齢者の健康寿命を延伸する。
対 象	おおむね65歳以上の高齢者
内 容	自身のフレイル状態を確認できるフレイルチェックを市内各所で実施する。
事 業 費 の 負 担 割 合	都1／2 市1／2
事 業 開 始	平成29年4月

9 生きがい対策等

(1) 福祉会館の利用

区 分	内 容
目 的	地域の高齢者に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのため便宜を総合的に供与し、もって高齢者が健康で明るい生活を営めるようにする。
対 象	市内に居住する 60 歳以上の方
事 業 内 容	① 健康体操 ② 教養講座等の実施 ③ コミュニティケア嘱託職員による健康生活相談 ④ 機能回復（高電位治療器、マッサージ機等）
事 業 費 の 負 担 割 合	市 10／10（市単独事業）
根 拠 法 令 等	老人福祉法 西東京市福祉会館条例
窓 口	各福祉会館

(2) 老人福祉センターの利用

① 老人福祉センター（田無総合福祉センター内）の利用

区 分	内 容
目 的	地域の高齢者に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのため便宜を総合的に供与し、もって高齢者が健康で明るい生活を営めるようにする。
対 象	市内に居住する 60 歳以上の方
事 業 内 容	① 介護予防体操 ② 教養講座等の実施 ③ コミュニティケア嘱託職員による健康生活相談 ④ 機能回復（高電位治療器、マッサージ機等）
事 業 費 の 負 担 割 合	市 10／10（市単独事業）
根 拠 法 令 等	老人福祉法 西東京市田無総合福祉センター条例 西東京市老人福祉センター運営規則
窓 口	老人福祉センター

② 住吉老人福祉センター（住吉会館内）の利用

区 分	内 容
目 的	地域の高齢者に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのため便宜を総合的に供与し、もって高齢者が健康で明るい生活を営めるようにする。
対 象	市内に居住する 60 歳以上の方
事 業 内 容	① 健康体操 ② 教養講座等の実施 ③ コミュニティケア嘱託職員による健康生活相談 ④ 機能回復（高電位治療器、マッサージ機等）
事 業 費 の 負 担 割 合	市 10／10（市単独事業）
根 拠 法 令 等	老人福祉法 西東京市住吉会館条例
窓 口	住吉老人福祉センター

③ 老人憩いの家「おあしす」の利用

区 分	内 容
目 的	地域の高齢者相互の交流、教養の向上及びレクリエーション等の活動の場を提供し、もって高齢者の福祉の向上と健康の増進を図るため設置する。
対 象	市内に居住する 60 歳以上の方
事 業 費 の 負 担 割 合	市 10／10（市単独事業）
根 拠 法 令 等	西東京市老人憩いの家条例
窓 口	老人憩いの家「おあしす」

(4) 高齢者生きがい推進事業

区 分	内 容
目 的	高齢期の生活を健全で明るく豊かなものにするため、高齢者大学や各種講座等を行い、高齢者福祉の増進に寄与する。
対 象 者	市内に居住する 60 歳以上の方
内 容	市内の老人福祉センター、福祉会館等において高齢者大学や各種講座等を実施するほか、高齢者福祉大会を開催する。
費 用 負 担	無料
事 業 費 の 負 担 割 合	① 都基準額のうち、都 1／2 残りは市負担 ② 都基準額のうち、都 2／3 残りは市負担 ※内容により負担割合が異なる
事 業 開 始	平成 13 年 7 月

(5) 高齢者クラブ等助成事業

区 分	内 容												
目 的	高齢者クラブ及び高齢者クラブ連合会の運営経費の一部を補助し、高齢者クラブ及び高齢者クラブ連合会の育成と地域高齢者福祉の増進に寄与する。												
対 象	西東京市が認定した高齢者クラブ及び高齢者クラブ連合会												
助 成 内 容	次に掲げる経費について助成する。 (1) 高齢者クラブ ① 社会奉仕活動経費（友愛活動含む） ② 健康を進める活動経費 ③ 生きがいを高める活動経費 ④ その他の社会活動（役員会、総会含む） (2) 高齢者クラブ連合会 ① 一般事業経費 ② 特別事業経費 ③ 健康づくり活動事業経費 ④ 行事活動経費												
助 成 額	(1) 高齢者クラブ助成金 ① 1クラブにつき <table border="1"> <thead> <tr> <th>会員数</th><th>月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30 人～49 人</td><td>19,000 円</td></tr> <tr> <td>50 人～69 人</td><td>24,000 円</td></tr> <tr> <td>70 人～89 人</td><td>29,000 円</td></tr> <tr> <td>90 人～109 人</td><td>34,000 円</td></tr> <tr> <td>110 人以上</td><td>39,000 円</td></tr> </tbody> </table> ② 特別助成金 会員 1 人につき 1 月 100 円 (2) 高齢者クラブ連合会助成金 ① 一般事業費 67 円 × 会員数 + 216,000 円 ② 特別事業費 180,000 円 ③ 健康づくり活動事業費 180,000 円 ④ 行事活動費 20,000 円 × クラブ数	会員数	月額	30 人～49 人	19,000 円	50 人～69 人	24,000 円	70 人～89 人	29,000 円	90 人～109 人	34,000 円	110 人以上	39,000 円
会員数	月額												
30 人～49 人	19,000 円												
50 人～69 人	24,000 円												
70 人～89 人	29,000 円												
90 人～109 人	34,000 円												
110 人以上	39,000 円												
事 業 費 の 負 担 割 合	国 1／3、都 1／3、市 1／3												
事 業 開 始	平成 13 年 7 月												
根 拠 法 令 等	西東京市老人クラブ等運営費補助金交付要綱												

(6) 高齢者いきいきミニデイ事業

区 分	内 容
目 的	一人暮らし、虚弱等で閉じこもりがちな高齢者に趣味、レクリエーション、学習等の生きがいの場を提供する事業を実施し、孤独感の解消及び心身機能の維持向上を図るとともに、社会とのつながりを深め高齢者福祉の増進を図る。
対 象	市内在住のおおむね65歳以上の高齢者
ミニデイ協力者	心身ともに健全でかつ奉仕的活動ができる者又は団体
活 動	月1回以上の活動を行う。
事業費の負担割合	① 都基準額のうち、都1／2 ② 残りは市負担
事業開始	平成13年7月 ※平成28年3月末をもって新規申請の受付を終了
根拠法令等	西東京市高齢者いきいきミニデイ取扱い要綱

(7) ささえあいネットワーク事業

区 分	内 容
目 的	一人暮らし高齢者等が、地域の中で互いに支え合いながら、安心して生活していけるよう、具合が悪くなった時などの早期発見・連絡・緊急対応ができるように地域見守りネットワークを構築する。
対 象 者	市内在住の65歳以上の高齢者
事業内容	(1) 高齢者が地域の中で安心して生活できる環境づくりを進めていくために、地域の住民、事業所、地域包括支援センターなどの関係機関と市が相互に連携し合いネットワークを結ぶことで、高齢者の異変を早期に発見し、速やかに対応できることを目指す。 (2) 地域の高齢者や高齢者の家族の相談に応じたり、介護予防の視点から必要な支援やサービスに繋げる。 (3) ささえあい訪問協力員が、ささえあい訪問サービスの利用登録をした高齢者宅の訪問や外からの見守りを行う。
事業費の負担割合	① 都基準額のうち、都1／2 ② 残りは市負担
事業開始	平成14年11月
拠 法 令 等	西東京市ささえあいネットワーク事業実施要綱

10 施設への措置

老人保護施設措置事業

区 分	内 容
目 的	65 歳以上（事情のある場合は 60 歳以上）の者に対して、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もってその者の福祉を図ることを目的とする。
対 象 者 及 事 業 内 容	(1) 環境上の理由、経済的理由（政令で定めるものに限る。）等により居宅において養護を受けることが困難なものを養護老人ホームに入所を委託する。 (2) 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、特別養護老人ホームに入所を委託する。 (3) 養護者がいないか、又は養護者があっても養護させることが不適當であると認められるものの養護を養護受託者（老人を自己の下に預って養護することを希望する者であつて、市長が適當と認めるものをいう。）のうち政令で定めるものに委託する。
費 用 負 担	入所者本人の収入及び扶養義務者の課税状況による。
事 業 費 の 負 担 割 合	市 10／10
根 拠 法 令 等	老人福祉法 西東京市老人福祉法施行細則

第2章 障害者福祉

1 手帳交付

(1) 身体障害者手帳の交付

区 分	内 容
障 害 の 種 類 及 び 程 度	身体障害者（児）が各種の援護を受けるために必要な手帳として、次の種類の障害がある方に交付される。 ① 視覚障害 1・2・3・4・5・6級 ② 聴覚障害 2・3・4・6級 ③ 平衡機能障害 3・5級 ④ 音声・言語・そしゃく機能障害 3・4級 ⑤ 肢体不自由（上肢・下肢） 1・2・3・4・5・6・7級 ※7級の場合は手帳の交付なし ⑥ 肢体不自由（体幹） 1・2・3・5級 ⑦ 内部障害（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障害） 1・3・4級 ⑧ 内部障害（肝臓・免疫機能障害） 1・2・3・4級
手 帳 交 付	知事の指定する医師の診断書に基づき、知事が交付
事 業 開 始	昭和25年4月
根 拠 法 令 等	身体障害者福祉法第15条

(2) 愛の手帳の交付

区 分	内 容
手 帳 の 交 付	知的障害者（児）が各種の援護を受けるために、児童相談所、東京都心身障害者福祉センターによって知的発達障害と判定された人（東京都以外の方は、国制度として療育手帳制度がある）
障 害 の 程 度	知能判定、社会性、基本的生活などを総合的に判定し、1度（最重度）・2度（重度）・3度（中度）・4度（軽度）に区分される。
交 付 の 方 法	新規交付 下記で判定を受け、知事が交付する。（あらかじめ、予約が必要） ① 18歳未満の方は、東京都小平児童相談所 ② 18歳以上の方は、東京都心身障害者福祉センター及び多摩支所 再判定 3歳、6歳、12歳、18歳に達したときや障害の程度に大きな変化が生じたときなどは、東京都心身障害者福祉センターで再判定を受け、手帳を更新することが適当とされている。 ※18歳未満の方は東京都小平児童相談所（あらかじめ、予約が必要）
事 業 開 始	昭和42年4月
根 拠 法 令 等	東京都愛の手帳交付要綱

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付

区 分	内 容
障 害 の 程 度	障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級に区分される。
交 付 の 方 法	所定の診断書又は年金証書等の写し（精神障害による障害年金受給者）に基づき審査、都知事が交付。
事 業 開 始	平成14年4月（東京都より事務委譲）
根 拠 法 令 等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条

2 年金・手当等

(1) 障害基礎年金（国民年金）

区 分	内 容
目 的	心身の障害によって生活の安定が損なわれることを、共同連帯によって防止し、もって健全な生活の維持及び向上に寄与する。
受 給 要 件	①～③の全ての要件を満たした場合に支給されます。 ① 初診日（障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日）が次のいずれかの間であること (1) 国民年金加入期間 (2) 20 歳前又は日本国内に住所を有している 60 歳以上 65 歳未満の方で年金制度に加入していない期間 ② 障害の状態が次のいずれかに該当すること (1) 障害認定日に、障害の程度が政令で定める障害等級（1 級・2 級）であること ※障害認定日：病気やけがについての初診日から 1 年 6 か月を経過した日、又は 1 年 6 か月以内に症状が固定した日 (2) 障害認定日には該当しなかったが、65 歳に達する日の前日までに障害の程度が政令で定める障害等級に該当するようになったとき ※65 歳の誕生日の前々日までに請求する必要があります。 ③ 初診日の前日において、次の保険料納付要件のいずれかを満たしていること (1) 初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が 3 分の 2 以上あること (2) 初診日において 65 歳未満であり、初診日の属する月の前々月までの直近 1 年間に保険料の未納期間がないこと（初診日が令和 8 年 3 月 31 日以前の場合の特例） ※20 歳前に初診日がある場合は、納付要件は不要です。20 歳に達したとき（障害認定日が 20 歳以後のときは、障害認定日）に、障害の程度が政令で定める障害等級に該当する場合、支給されます。
年 金 額	1 級障害：1,020,000 円（年額）※昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方は 1,017,125 円 2 級障害：816,000 円（年額）※昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方は 813,700 円 （注） 1 18 歳未満の子（障害のある子は 20 歳未満）がいるときは、2 人目までは 1 人年額 234,800 円、3 人目以降は 1 人につき 78,300 円が加算されます。 2 前年所得額が 4,721,000 円※を超える場合は年金の全額が支給停止となり、3,704,000 円※を超える場合は年金の 2 分の 1 の額が支給停止となります。 ※扶養親族等がない場合の所得額 ※金額は、令和 6 年 4 月 1 日現在
根 拠 法 令 等	国民年金法第 30 条

(2) 心身障害者福祉手当の支給

区 分	都 制 度	市 制 度														
目 的	在宅の心身障害者に手当を支給することにより、障害者の負担の軽減と福祉の増進を図る。															
支 給 対 象	20 歳以上であって、次のいずれかの障害を有する方 ① 身体障害者手帳 1・2級 ② 愛の手帳 1～3度 ③ 脳性まひ・進行性筋萎縮症	次のいずれかの障害を有する方 ① 身体障害者手帳 1・2級 ② 愛の手帳 1～3度 ③ 脳性まひ・進行性筋萎縮症 ④ 身体障害者手帳 3・4級 ⑤ 愛の手帳 4度														
支 給 制 限	次のいずれかに該当するときは支給されない。 ① 65 歳以上で新規に対象等級になったとき ② 本人所得が基準額を超えているとき ③ 施設などに入所しているとき ④ 保護者が児童育成手当（障害手当）を受給しているとき	次のいずれかに該当するときは支給されない。 ① 上記①～③に該当する方で都制度心身障害者福祉手当を受給しているとき ② 65 歳以上で新規に対象等級になったとき（ただし 65 歳未満で④・⑤に該当していた方が 65 歳以上で①～③の要件に該当した場合は除く） ③ 本人（20 歳未満の場合、扶養義務者）の所得が基準額を超えているとき ④ 施設などに入所しているとき														
所 得 制 限	(千円) <table><tr><td>扶養親族等の数</td><td>0 人</td><td>1 人</td><td>2 人</td><td>3 人</td><td>4 人</td><td>5 人</td></tr><tr><td>基 準 額</td><td>3,604</td><td>3,984</td><td>4,364</td><td>4,744</td><td>5,124</td><td>5,504</td></tr></table>		扶養親族等の数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	基 準 額	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504
扶養親族等の数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人										
基 準 額	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504										
手 当 額	月額 15,500 円	上記①～③ 月額 6,500 円 ④・⑤ 月額 5,500 円														
支 給 方 法	申請のあった月の分から 4・8・12 月の 3 期にそれぞれの前月までの分を口座振込															
事 業 費 の 負 担 割 合	都 10／10	市 10／10（市単独事業）														
事 業 開 始	昭和 49 年 10 月	平成 13 年 7 月														
根 拠 法 令 等	東京都心身障害者福祉手当に関する条例	西東京市心身障害者福祉手当条例														

(3) 特別障害者手当等の支給

区 分	特別障害者手当	障害児福祉手当	福祉手当（経過措置）				
目 的	在宅の心身障害者に手当を支給することにより、障害者の負担の軽減と福祉の増進を図る。						
支 給 対 象	20歳以上で精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態（おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度の障害の重複又はこれらと同等の疾病・精神の障害）のある方	20歳未満で精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態（身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度又はこれらと同等の疾病、精神の障害）のある方	20歳以上で昭和61年3月31日現在福祉手当を受けていた方で、特別障害者手当、障害基礎年金のいずれも支給されない方 ※現在、経過措置として受給されている方だけ、継続して受給できる（新規の申請はできない）				
支 給 制 限	次のいずれかに該当するときは、支給されない。 ① 施設などに入所しているとき ② 病院等（介護老人保健施設、介護療養型医療施設を含む）に3ヶ月を超えて入院しているとき ③ 本人又は扶養義務者等の所得が基準額を超えているとき（現在、受給中の方は支給が停止される）	次のいずれかに該当するときは、支給されない。 ① 施設などに入所しているとき ② 障害を支給事由とする公的年金を受けているとき ③ 聴覚障害の場合は、補聴器の使用効果のある方、運転免許証の交付を受けているとき ④ 本人又は扶養義務者等の所得が基準額を超えているとき（現在、受給中の方は支給が停止される）	次のいずれかに該当するときは、受給できない。 ① 施設などに入所したとき ② 障害年金などの障害を理由とする公的給付を受けたとき ③ 本人又は扶養義務者等の所得が基準額を超えているとき（現在、受給中の方は支給が停止される）				
所 得 制 限	(千円)						
	扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
	本人	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504
	扶養義務者等	6,287	6,536	6,749	6,962	7,175	7,388
手 当 額	月額 28,840 円	月額 15,690 円		月額 15,690 円			
支 給 方 法	申請のあった月の翌月から2・5・8・11月の4期にそれぞれの前月までの分を口座振込						
事 業 費 の 負 担 割 合	国3／4、市1／4						
事 業 開 始	昭和61年4月						
根 拠 法 令 等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律						

(4) 重度心身障害者手当の支給

区 分	内 容														
目 的	心身に特に重度の障害を有するため、常時、複雑な介護を必要とする障害者に手当を支給し、障害者の負担の軽減と福祉の増進を図る。														
支 給 対 象	次のいずれかの障害のある方 ① 重度の知的発達障害で、日常生活については常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する方 ② 重度の知的発達障害と１級・２級程度の身体障害を重複している方 ③ 重度の肢体不自由で、両上肢及び両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の身体障害を有する方 ※65 歳以上の方の新規申請はできない。 ※申請後、東京都心身障害者福祉センターにおいて障害の判定が行われる。														
支 給 制 限	次のいずれかに該当する場合は支給されない。 ① 本人所得又は 20 歳未満の障害者の扶養義務者の所得が基準額を超えているとき ② 施設などに入所しているとき ③ 国立療養所（児童福祉法の措置による利用の場合のみ）、国立保養所に入所しているとき ④ ③以外の病院等（介護老人保健施設、介護療養型医療施設を含む）に３ヶ月を超えて入院しているとき														
所 得 制 限	(千円) <table><tr><td>扶養親族等の数</td><td>0 人</td><td>1 人</td><td>2 人</td><td>3 人</td><td>4 人</td><td>5 人</td></tr><tr><td>所 得 限 度 額</td><td>3,604</td><td>3,984</td><td>4,364</td><td>4,744</td><td>5,124</td><td>5,504</td></tr></table>	扶養親族等の数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	所 得 限 度 額	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504
扶養親族等の数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人									
所 得 限 度 額	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504									
手 当 額	月額 60,000 円														
支 給 方 法	申請のあった月の分から毎月口座振込（手当は、東京都の直接支給）														
事 業 開 始	昭和48年10月														
根 拠 法 令 等	東京都重度心身障害者手当条例														

(5) 特別児童扶養手当の支給

区 分	内 容																		
目 的	精神又は身体に障害のある 20 歳未満の児童について、手当を支給することにより児童の福祉の増進を図る。																		
支 給 対 象	次のいずれかに該当する 20 歳未満の中・重度障害児を養育している父母又は養育者 (1) 1 級①身体障害者手帳おおむね 1 級・ 2 級程度②愛の手帳 1 度・ 2 度程度 (2) 2 級①身体障害者手帳おおむね 3 級程度②愛の手帳おおむね 3 度程度 (3) 上記の(1) (2)と同程度の内部障害又は、精神障害、発達障害がある方																		
支 給 制 限	次のいずれかに該当するときは、支給されない。 ① 父母等に監護されていない（施設入所等）とき。 ② 児童が障害を事由とする公的年金を受けているとき。 ③ 父母又は養育者及び扶養義務者の前年の所得が限度額以上のとき。																		
手 当 額	1 級 月額 55,350 円 2 級 月額 36,860 円																		
支 給 方 法	申請月の翌月から 4・8・12 月にその前月までの分を口座振込（都直接支給）																		
所 得 制 限	<table><tr><td>扶 養 親 族 数</td><td>0 人</td><td>1 人</td><td>2 人</td><td>3 人</td><td>4 人</td></tr><tr><td>本 人 所 得 (万円)</td><td>459.6</td><td>497.6</td><td>535.6</td><td>573.6</td><td>611.6</td></tr><tr><td>配偶者及び扶養義務者(万円)</td><td>628.7</td><td>653.6</td><td>674.9</td><td>696.2</td><td>717.5</td></tr></table>	扶 養 親 族 数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	本 人 所 得 (万円)	459.6	497.6	535.6	573.6	611.6	配偶者及び扶養義務者(万円)	628.7	653.6	674.9	696.2	717.5
扶 養 親 族 数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人														
本 人 所 得 (万円)	459.6	497.6	535.6	573.6	611.6														
配偶者及び扶養義務者(万円)	628.7	653.6	674.9	696.2	717.5														
事 業 費 の 負 担 割 合	国 10／10																		
事 業 開 始	昭和 39 年 9 月																		
根 拠 法 令 等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律																		
窓 口	子育て支援課手当助成係（田無第二庁舎 内線 11525）																		

(6) 児童育成手当（障害手当）の支給

区 分	内 容												
目 的	知的障害又は身体に障害のある 20 歳未満の児童について、手当を支給することにより児童の福祉の増進を図る。												
支 給 対 象	次のいずれかの障害を有する 20 歳未満の児童を養育する保護者 ① 愛の手帳 1～3 度程度 ② 身体障害者手帳 1・2 級 ③ 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症												
支 給 制 限	次のいずれかに該当するときは、支給されない。 ① 申請書の前年の所得が基準額以上である ② 児童が施設に入所している												
手 当 額	月額 15,500 円												
支 給 方 法	申請月の翌月から 2・6・10 月にその前月までの分を口座振込												
所 得 制 限	<table><tr><td>扶 養 親 族 数</td><td>0 人</td><td>1 人</td><td>2 人</td><td>3 人</td><td>4 人</td></tr><tr><td>保護者の所得（万円）</td><td>360.4</td><td>398.4</td><td>436.4</td><td>474.4</td><td>512.4</td></tr></table>	扶 養 親 族 数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	保護者の所得（万円）	360.4	398.4	436.4	474.4	512.4
扶 養 親 族 数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人								
保護者の所得（万円）	360.4	398.4	436.4	474.4	512.4								
事 業 費 の 負 担 割 合	都 10／10												
事 業 開 始	昭和 49 年 10 月												
根 拠 法 令 等	東京都児童育成手当に関する条例 西東京市児童育成手当条例												
窓 口	子育て支援課手当助成係（田無第二庁舎 内線 11525）												

(7) 難病者福祉手当の支給

区 分	内 容														
目 的	難病者に難病者福祉手当を支給することにより、難病者の福祉の増進を図る。														
支 給 対 象	次の条件に該当する方 ① 東京都難病等医療費助成制度による特定医療費受給者証、マル都医療券（※）を所持しており、治療を継続中の方 ② 點頭てんかんに、り患している方 ※特定医療費受給者証又はマル都医療券の対象となる疾病について ・難病（国疾病・都疾病） ・スモン、プリオン病 ・劇症肝炎、重症急性膵炎 ・人工透析を必要とする腎不全 ・先天性血液凝固因子欠乏症等														
支 給 制 限	次のいずれかに該当する場合は支給されません。 ① 本人（20 歳未満の場合、扶養義務者）の所得が所得制限基準額を超えているとき ② 施設などに入所しているとき（※） ③ 心身障害者福祉手当を受給しているとき ④ 生活保護を受給しているとき ※施設とは障害児入所施設、障害者支援施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、救護施設、のぞみの園などです。 有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、グループホームなどは含みません。														
所 得 制 限	(千円) <table><tr><td>扶養親族等の数</td><td>0 人</td><td>1 人</td><td>2 人</td><td>3 人</td><td>4 人</td><td>5 人</td></tr><tr><td>基 準 額</td><td>3,604</td><td>3,984</td><td>4,364</td><td>4,744</td><td>5,124</td><td>5,504</td></tr></table>	扶養親族等の数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	基 準 額	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504
扶養親族等の数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人									
基 準 額	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504									
手 当 額	月額 5,500 円														
支 給 方 法	申請のあった月の分から 4・8・12 月の 3 期にそれぞれの前月までの分を口座振込														
事 業 費 の 負 担 割 合	市 10／10（市単独事業）														
事 業 開 始	平成 13 年 7 月														
根 拠 法 令 等	西東京市難病者福祉手当条例														

3 医療・器具等

(1) 心身障害者医療費助成制度

区 分	内 容						
目 的	心身障害者に対し、医療費の一部を助成することにより、心身障害者の保健の向上に寄与するとともに、心身障害者の福祉の増進を図る。						
対 象 者	次の要件を満たしている方 ① 身体障害者手帳１・２級（内部障害については１～３級）所持者又は愛の手帳１・２度の方。精神障害者保健福祉手帳１級の方。 ② 本人（20 歳未満の場合は健康保険等の被保険者又は国民健康保険の世帯主）の所得が下表基準額以下である方。						
	(千円)						
	扶養親族等の数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	基 準 額	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504
対 象 除 外	① 医療保険未加入の方 ② 生活保護を受けている方 ③ 中国残留邦人等支援法による支援給付を受けている方 ④ 公費により医療費が支給される施設に入所している方 ⑤ 65 歳以上になってから手帳を取得された方 ⑥ 申請するときの年齢が 65 歳以上である方（都外からの転入者等、対象になる場合がある） ⑦ 後期高齢者医療の被保険者で住民税が課税されている方						
助 成 内 容	医療保険の自己負担額から一部負担金（医療保険対象総医療費の１割）を控除した額（ただし、住民税非課税の方は一部負担金はなし）を助成 ※食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く						
事 業 費 の 負 担 割 合	都 10／10						
事 業 開 始	昭和 49 年 7 月						
根 拠 法 令 等	心身障害者の医療費の助成に関する条例						

(2) 自立支援医療（身体障害者の更生医療）の給付

区 分	内 容
目 的	身体障害者に対して、医療を給付することにより、その障害を除去又はその程度を軽減し、日常生活能力又は社会生活能力の回復、獲得を図り、もって福祉の増進に寄与する。
対 象 者	身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の方で、東京都心身障害者福祉センターの判定により医療の給付が必要と認められた方（じん臓・小腸・免疫機能障害に関する医療については、指定医の記入した要否意見書で区市町村が決定する）
対 象 と な る 疾 患 の 種 類	① 視覚障害によるもの ② 聴覚、平衡機能障害によるもの ③ 音声、言語、そしゃく機能障害によるもの ④ 肢体不自由によるもの ⑤ 心臓、腎臓、小腸又は肝臓機能の障害によるもの ⑥ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害によるもの
支 給 内 容	① 診察 ② 薬剤又は治療材料の支給 ③ 医学的処置、手術及び、その他の治療並びに施術 ④ 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護 ⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 ⑥ 移送（医療保険により給付を受けることができない方の移送に限る）
自 己 負 担	原則として総医療費の1割を負担。ただし、低所得世帯や疾病（障害）が「重度かつ継続」該当の場合は、負担上限月額を設定 生活保護世帯 0円 市民税非課税世帯 2,500円又は5,000円（2区分） 市民税課税世帯（中間所得層） 負担上限月額設定なし（一定所得以上は、支給対象外） ただし、中間所得層及び一定所得以上のうち、 「重度かつ継続」該当の場合 5,000円、10,000円、20,000円（3区分）（市民税所得割額に応じる） ※「重度」に該当する疾病 腎臓、小腸、免疫、心臓（移植後）、肝臓（移植後） ※「継続」は、医療保険の多数該当者
事 業 費 の 負 担 割 合	国1／2、都1／4、市1／4
事 業 開 始	平成18年4月1日
根 拠 法 令 等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条～第75条

(3) 自立支援医療費（精神通院医療）支給

区 分	内 容
目 的	精神障害者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、精神通院に必要な医療費の100分の90に相当する額の給付を行い、精神障害者の福祉の増進を図る。
対 象 者	精神疾患を理由として、通院による精神医療を継続的に要する方
医 療 の 範 囲	指定自立支援医療機関において精神医療（てんかん含む）を担当する医師によって、通院による医療を行うことができる範囲の病態。精神通院に係るケア・訪問看護・薬剤も対象となる。
自 己 負 担	原則医療費の1割を負担。低所得世帯や疾病等が「重度かつ継続」該当の場合は、負担上限月額を設定。生活保護世帯は自己負担なし。一定所得以上で「重度かつ継続」に該当しない場合は、公費負担の対象外。
事 業 開 始	平成18年4月1日
根 拠 法 令 等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条～第75条

(4) 小児精神病入院医療費助成制度

区 分	内 容
目 的	小児精神病入院医療に要する費用を軽減することにより、児童精神保健の向上及び児童福祉の増進に寄与することを目的とする。
助 成 の 範 囲	入院費について、健康保険適用（高額療養費等を含む）後の自己負担額の全額を助成する。ただし、食事代、自費扱いとなる費用は対象外。
対 象 者	都内に住所を有し、精神疾患のため精神科病床における入院治療を必要とする18歳未満の方。ただし、継続入院の場合には20歳に達する誕生月の末日まで延長が可能。
事 業 開 始	平成14年4月（東京都より事務委譲）
根 拠 法 令 等	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則

(5) 難病患者医療費等助成制度

区 分	内 容
目 的	難病等に罹患した方に対して、医療費等を助成することにより、その医療の確立と普及を図り、併せて患者の医療費等の負担軽減を図る。
対 象 者	国又は都の指定する難病に罹患しており、次の①又は②のいずれかに該当する方 ① その病状が、厚生労働大臣又は知事が定める程度の方 ② ①には該当しないが、同一の月に受けた難病（国疾病又は都疾病）に係る医療費総額について、33,330 円を超えた月数が、申請を行った日の属する月以前の12 か月以内にすでに3か月以上あった方 ただし、生活保護を受けている方はマル都医療券の対象外となります。
助 成 内 容	特定医療費受給者、<u>都</u>医療券に記載された疾病及び疾病に付随して発生する傷病を治療するために受ける診療、調剤、居宅における療養上の管理及びその利用に伴う看護など、各種医療保険を適用した後の自己負担額から「月額自己負担上限月額」を控除した額を助成する。 医療費の自己負担は原則2割負担。利用者本人の収入や世帯の所得に応じて、月額自己負担上限額が設定される。
事 業 開 始	平成16年10月（東京都より事務委譲）
根 拠 法 令 等	難病の患者に対する医療等に関する法律 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則

(6) 特殊医療費助成制度

区 分	内 容
目 的	人工透析を必要とする腎不全、先天性血液凝固因子欠乏症等に罹患した方に対して、医療費等を助成することにより、その医療の確立と普及を図り、併せて患者の医療費等の負担軽減を図る。
対 象 者	東京都に住所がある「人工透析を必要とする腎不全」および「先天性血液凝固因子欠乏症等」の方。 ただし生活保護を受けている方は対象外となります。
助 成 内 容	1. 人工透析を必要とする腎不全 医療保険による特定疾病療養受領証が適用された後の患者自己負担額のうち、1医療機関等につき、人工透析に係る診療（入院・外来ごと）・調剤費ごとに月額1万円を限度に助成 2. 先天性血液凝固因子欠乏症等 医療保険等を適用した後の患者自己負担額のうち、対象疾病に係る診療・調剤費を全額助成
事 業 開 始	平成16年10月（東京都より事務委譲）
根 拠 法 令 等	難病の患者に対する医療等に関する法律 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則

(7) B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度

区 分	内 容
目 的	B型・C型ウイルス肝炎に罹患した方に対して、医療費等を助成することにより、その医療の確立と普及を図り、併せて患者の医療費等の負担軽減を図る。
対 象 者	都内に住所があり、B型・C型肝炎のインターフェロン治療、B型肝炎核酸アナログ製剤治療、C型肝炎インターフェロンフリー治療が必要と診断された方ただし生活保護を受けている方は対象外となります。
助 成 内 容	インターフェロン治療・核酸アナログ製剤治療・インターフェロンフリー治療にかかる保険診療の患者負担額から、患者一部負担額を除いた額を助成する。助成期間は治療内容により異なる。 所得に応じて自己負担（なし・10,000円・20,000円の3区分）がある。 なお、入院時の食事療養費・生活療養標準負担額は保険診療外のため、助成対象額に含まれない。
事業費の負担割合	国10/10（自己負担なしの方の10,000円は都10/10）
事 業 開 始	平成20年4月
根 拠 法 令 等	肝炎治療特別促進事業実施要綱（国） 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則

(8) 肝がん・重度肝硬変医療費助成制度

区 分	内 容
目 的	B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療にかかる医療費の助成を行うとともに、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進する。
対 象 者	都内に住所があり、次の①～④の全てに該当する方 ① B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変により都が指定する肝臓専門医療機関で入院治療又は肝がんの通院治療（※）を受けている方 ※通院は「分子標的薬を用いた化学療法」と「肝動注化学療法」に係る医療が対象です。 ② 世帯収入が概ね370万円未満の方（生活保護受給者除く） ③ 申請月の前の23か月以内に高額療養費算定基準額を超えた月が1か月以上ある方 ④ 肝がん・重度肝硬変の治療の研究への協力に同意している方
助 成 内 容	入院時自己負担額が高額療養費の算定基準額を超えた月が過去24か月以内に2か月目以上にあたるとき一部負担額を除いた額を助成する。 所得に応じて自己負担（なし・10,000円の2区分）がある。 なお、入院時の食事療養費・生活療養標準負担額は保険診療外のため、助成対象額に含まれない。
事業費の負担割合	国1／2、都1／2
事 業 開 始	平成30年12月
根 拠 法 令 等	肝炎治療特別促進事業実施要綱（国） 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則

◇ 被爆者関係事務受付

各種届出や手当の申請の用紙の交付及び受付などは、障害福祉課の窓口で行っています。

(9) 補装具購入費・修理費・借受け費支給

区 分	内 容
目 的	身体障害者（児）の身体機能を補完又は代替する補装具の購入、修理又は借受けにかかる費用を支給することにより、身体障害者（児）の日常生活の効率の向上を図る。
対 象	身体障害者手帳を所持している方又は難病にり患している方で、東京都心身障害者福祉センターの判定等により必要と認められた方（18 歳未満の児童の場合は、身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に基づく指定医等の意見書を判断の参考とする） ただし、介護保険の認定を受けた方については、介護保険制度の対象となる種目については介護保険から優先的に貸与もしくは購入費の支給を受けることとする。 所得制限あり
給 付 内 容	日常生活の効率の向上のため、次の補装具の購入費と修理費又は借受けにかかる費用の支給を行う。 ① 視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、コンタクトレンズ ② 補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る） ③ 義肢（殻構造又は骨格構造）、装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ（T 字、棒状のつえを除く）、姿勢保持装置、重度障害者用意思伝達装置（以下 18 歳未満）座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具 ④ その他厚生労働大臣の定める補装具
利 用 者 負 担	費用の 1 割を負担（利用者の属する世帯の課税状況による制限・負担上限月額あり）
事 業 費 の 負 担 割 合	国 1／2、都 1／4、市 1／4
事 業 開 始	平成 18 年 10 月
根 拠 法 令 等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 76 条

(10) 日常生活用具の給付

区 分	内 容
目 的	在宅の重度心身障害者（児）に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付し、もって重度心身障害者（児）の福祉の増進を図る。
対 象	在宅の重度心身障害者（児） ただし介護保険制度の対象となる種目については介護保険から優先的に貸与もしくは購入費の支給を受けることとする。所得制限あり
給 付 内 容	介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具の6種目の品目につき、障害に応じて給付される（用具の給付は、市が業者に委託して実施する）。
利 用 者 負 担	費用の1割を負担（利用者の属する世帯の課税状況による制限・負担上限月額あり）
事 業 費 の 負 担 割 合	① 国基準額のうち、国1／2、都1／4 ※一部の種目について都包括補助あり ② 残りは市負担
事 業 開 始	平成18年10月
根 拠 法 令 等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条 西東京市障害者日常生活用具給付事業実施要綱

4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づく居宅・施設におけるサービス

(1) 介護給付・訓練等給付・障害児通所給付

区 分	内 容
目 的	障害の種別にかかわらず、障害のある方々が必要とするサービスを利用できるよう仕組みを一元化し、また費用を支えあうこと、就労支援の強化、支給決定の仕組みの透明化・明確化により、障害のある方々の自立生活を実現する。
対 象	身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）及び難病による障害のある障害者（児）で、当該サービスを必要とする方に対し、調査をしたうえで支給の可否を決定する。介護保険制度対象の方については、介護保険サービスの利用が優先になる。一定の要件のもとで、介護保険サービスに上乗せして利用できる場合もある。
対 象 と な る サ ー ビ ス	◎介護給付（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律） ○居宅介護 ・身体介護 日常生活において介護支援を必要とする方に対し、直接身体に触れて、食事介助、入浴介助、排泄介助等を行うもの ・家事援助 日常生活上の調理、洗濯、掃除等の家事一般について、本人に代わって又は本人と一緒にいるもの（自宅での声かけ等行いながらの見守りを目的とする場合もある） ・通院等介助 定期的な通院等のための介助を行うもの（身体介護を伴うものと伴わないものがある） ・通院等乗降介助 定期的通院等のために、車両への乗車又は降車、その前後の屋内外の移動等、通院先での受診等の手続き・移動等の介助を中心に行うもの ○重度訪問介護 重度肢体不自由の方、重度の知的障害、若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する方に対し、身体介護、家事援助、外出時における移動支援等を総合的に行うもの ○重度障害者等包括支援 常時介護を必要とする意思の疎通に著しい困難を伴う方に対し、居宅介護など複数のサービスを包括的に行うもの ○行動援護 知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有し、常時介護を有する方の外出支援等を行うもの ○同行援護 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等の外出支援等を行うもの ○短期入所 介護者の疾病や事故等で、家庭での介護が一時的に困難になった場合や介護者の休養が必要な場合に、短期入所施設で介護を行うもの ○療養介護 病院において、医学的管理の下における介護・日常生活上の世話その他必要な医療を要するもので、常時介護が必要な方に対し、介護・機能訓練・療養上の管理及び看護・日常生活の支援等を行うもの ○生活介護 常時介助が必要な方に対し、食事・入浴などの介護、生産活動などの機会提供などを行うもの ○施設入所支援 施設に入所している方に対し、夜間や休日における入浴、排せつ及び食事の介護を行うもの ◎訓練等給付（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律） ○自立訓練 ・機能訓練、生活訓練 障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所に通所又は当該障害者の居宅を訪問する形で、身体機能向上や日常生活を営むために必要な訓練等を行うもの ・宿泊型自立訓練 一定期間居住の場を提供し、帰宅後の家事等の日常生活能力を向上させるために必要な支援を行うもの ○就労移行支援 就労を希望し、一般企業等に雇用されることが可能と見込まれる65歳未満の方に対し、生産活動、職場体験の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する相談等を行うもの ○就労定着支援 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行うもの ○就労継続支援（A型・B型） 一般企業等に雇用されることが困難な方に対し、生産活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うもの（雇用契約に基づく場合がA型（65歳未満の方に限る）、雇用契約を交わさない場合はB型）

対象となるサービス	○共同生活援助 (グループホーム)	日中に就労又は就労継続支援等のサービスを利用している方に対し、共同生活の場において、夜間や休日における入浴、排せつ及び食事の介護や相談、助言等の日常生活上の支援を行うもの
	○自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用し、一人暮らしを希望する方等に対し、一定の期間にわたり、定期的に利用者の居宅を訪問し、課題等の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うもの
	◎相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）	
	○計画相談支援	サービス等利用計画を作成し、定められた期間ごとにサービス等の利用状況の検証（モニタリング）をして計画の見直しを行うもの
	○地域相談支援	
	・地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害者、児童福祉施設を利用する18歳以上の方等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行うもの
	・地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行うもの
	◎障害児通所給付（児童福祉法）	
	○児童発達支援	障害（発達障害を含む）のある未就学児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うもの
	○放課後等デイサービス	学校に就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において自立した日常を営むために必要な訓練、創作的活動、地域交流などを行うもの
	○保育所等訪問支援	障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与するもの
	○居宅訪問型児童発達支援	重度心身障害児等の重度の障害児であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うもの
	○障害児相談支援（児童福祉法）	障害児支援利用計画を作成し、定められた期間ごとにサービス等の利用状況の検証をして計画の見直しを行うもの

利用者負担	・費用の1割を負担 ・利用者負担上限月額の設定	
	利用者の属する世帯の収入状況	利用者負担上限月額
	生活保護受給世帯	0円
	市町村民税非課税世帯	0円
	市町村民税課税世帯（一般1） （所得割16万円未満の方。障害児の場合は28万円未満。） ※20歳以上の施設入所者及びグループホーム利用者を除く	（施設等入所者以外） 障害者 9,300円 障害児 4,600円 （20歳未満の施設等入所者） 9,300円
	市町村民税課税世帯（一般2） （一般1に該当しない方。）	37,200円
	・利用者負担の軽減策 高額障害福祉サービス費の支給、生活保護移行防止措置、多子軽減措置	
事業費の負担割合	国1／2、都1／4、市1／4	
事業開始	平成18年4月	
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 児童福祉法	

(2) 移動支援利用の助成

区 分	内 容
目 的	屋外での移動が困難な障害者及び障害児に対し、外出時（通学・通所のための利用を含む）における移動の支援を行うことについて、当該移動支援に要する費用の一部を市が助成し、もって障害者及び障害児の家庭の福祉の増進を図る。
対 象	愛の手帳（療育手帳）を所持する知的障害者、身体障害者手帳を所持する次の①から③の方 ① 視覚障害者 ② 脳性麻痺者であり、次の（ア）から（ウ）の基準のいずれにも該当する方 （ア）脳性麻痺による下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の手帳の交付を受けた方 （イ）身体状況が重度訪問介護の対象要件に該当する方 （ウ）単独での外出が困難な方 ③ 身体障害者で上肢かつ下肢かつ体幹の障害が2級以上であり、65歳未満に手帳の交付を受けた方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障害者及び就学児以上の障害児で、移動支援を要する方（障害者総合支援法の行動援護、同行援護の給付決定者を除く）
助 成 内 容	利用者が移動支援サービスを提供する事業者に対して支払う額の一部を助成する（利用時間数、時間あたりの助成額に上限あり）。
自 己 負 担	利用料の1割（世帯の収入状況に応じて軽減措置あり）
事 業 費 の 負 担 割 合	① 国基準額のうち、国1／2、都1／4 ② 都基準額（非課税者への本人負担5％軽減分）のうち都1／2 ③ 残りは市負担
事 業 開 始	平成18年10月
根 拠 法 令 等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条 西東京市移動支援利用助成事業実施要綱

(3) 生活サポート利用の助成

区 分	内 容
目 的	障害者及び障害児に対し、自宅における見守り等日常生活に関する支援及び家事に対する必要な支援を行うことについて、当該生活サポートに要する費用の一部を市が助成し、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図る。
対 象	身体障害者手帳を所持する身体障害者、愛の手帳（療育手帳）を所持する知的障害者、精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者及び就学児以上の障害児で、障害者総合支援法の介護給付費の支給決定を受けていないが、支援を行わなければ本人の生活に支障をきたす方
助 成 内 容	利用者が生活サポートサービスを提供する事業者に対して、支払う額の一部を助成する（利用時間数、時間あたりの助成額に上限あり）。
自 己 負 担	利用料の1割（世帯の収入状況に応じて軽減措置あり）
事 業 費 の 負 担 割 合	市10／10
事 業 開 始	平成18年10月
根 拠 法 令 等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条 西東京市生活サポート利用助成事業実施要綱

(4) 日中一時支援利用の助成

区 分	内 容
目 的	日中において監護する者がいない障害者及び障害児に対し、一時的に活動の場を提供する支援を行うことについて、当該日中一時支援に要する費用の一部を市が助成し、もって障害者及び障害児の家庭の福祉の増進を図る。
対 象	愛の手帳（療育手帳）を所持する知的障害者及び就学児以上の障害児の方で、日中において監護する者がおらず一時的に活動の場を提供する支援を要する方
助 成 内 容	利用者が日中一時支援のサービスを提供する事業者に対して、支払う額の一部を助成する（利用日数、時間あたりの助成額に上限あり）。
自 己 負 担	利用料の1割（世帯の収入状況に応じて軽減措置あり）
事 業 費 の 負 担 割 合	① 国基準額のうち、国1／2、都1／4 ② 残りは市負担
事 業 開 始	平成18年10月
根 拠 法 令 等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条 西東京市日中一時支援利用助成事業実施要綱

(5) 地域活動支援センター利用の助成

区 分	内 容
目 的	自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を地域活動支援センターで受ける障害者に対し、その利用に要する費用の一部を市が助成し、もって障害者及び障害児の家庭の福祉の増進を図る。
対 象	身体障害者手帳の交付を受けている身体障害者、愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている知的障害者又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障害者
助 成 内 容	利用者が地域活動支援センターのサービス提供に対して、支払う額の一部を助成する。（利用日数、時間あたりの助成額に上限あり）
自 己 負 担	利用料の1割（世帯の収入状況に応じて軽減措置あり）
事 業 費 の 負 担 割 合	市10／10
事 業 開 始	平成19年4月
根 拠 法 令 等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条 西東京市地域活動支援センター利用助成事業実施要綱

5 介 護 人

(1) 重度脳性麻痺者介護

区 分	内 容
目 的	重度の脳性麻痺者の生活圏の拡大を図るための援助を行い、もって重度脳性麻痺者の福祉の増進を図る。
対 象	身体障害者手帳を有する 20 歳以上の重度の脳性麻痺者で、その障害の程度が身体障害者手帳 1 級であり、かつ、独立して屋外活動をすることが困難な方
介 護 内 容	障害者の家族で、障害者の推薦により登録された介護人による屋外への手引、同行、その他必要な用務
実 施 形 態	登録者に対し介護券を 1 か月分ずつ月ごとに交付するものとする。
派 遣 回 数	月 12 回以内
事 業 費 の 負 担 割 合	都 10／10
事 業 開 始	平成 13 年 7 月
根 拠 法 令 等	西東京市重度脳性麻痺者介護事業運営要綱

(2) 心身障害者（児）施設緊急一時保護

区 分	内 容
目 的	心身障害者（児）の援護対策の一環として、保護者又は家族の疾病等により、緊急に保護を必要とする心身障害者（児）を施設等で一時保護することにより、その福祉の増進を図る。
保 護 条 件	保護者又は保護者以外の障害者の家族の疾病、出産、事故、冠婚葬祭、休養等のため障害者（児）の介護が困難なとき
実 施 形 態	市に登録した対象者を委託先法人の施設に宿泊で保護する。
利用期間・回数	年間 24 泊以内 1 回は原則として 6 泊 7 日以内
保 護 者 負 担 額	基準日額の 1 割を負担（生活保護受給世帯は免除） 食事代等実費相当額負担あり
事 業 費 の 負 担 割 合	① 都基準額のうち、都 1／2 ② 残りは市負担
事 業 開 始	平成 15 年 4 月
根 拠 法 令 等	西東京市中心身障害者（児）施設緊急一時保護事業実施要綱

(3) 手話通訳者の派遣

区 分	内 容
目 的	聴覚・言語障害者が健聴者との意思の疎通を円滑にするため、手話通訳を必要とする場合に手話通訳者を派遣することにより、聴覚・言語障害者の福祉の増進を図る。
対 象	① 市内に住所を有し、身体障害者手帳を所持する聴覚・言語障害者 ② ①の者を主たる構成員とする団体
実 施 内 容	無料とし、次にに関する事項について派遣する。(事前に利用者登録が必要) ① 生命及び健康増進 ② 権利の保持 ③ 福祉 ④ 職業及び仕事 ⑤ 住まい及び生活 ⑥ 教育 ⑦ 文化、教養及びスポーツ ⑧ 人間関係 ただし、通訳者の交通費、入場料等の実費は利用者が負担
事 業 費 の 負 担 割 合	① 国基準額のうち、国1／2、都1／4 ② 残りは市負担
事 業 開 始	平成15年4月
根 拠 法 令 等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条 西東京市手話通訳者派遣事業運営要綱

(4) 要約筆記者の派遣

区 分	内 容
目 的	聴覚障害者が健聴者との意思の疎通を円滑にするため、要約筆記を必要とする場合に要約筆記者を派遣することにより、聴覚障害者の福祉の増進を図る。
対 象	① 市内に住所を有し、身体障害者手帳を所持する聴覚障害者 ② ①の方を主たる構成員とする団体
実 施 内 容	無料とし、次にに関する事項について派遣する。(事前に利用者登録が必要) ① 生命及び健康増進 ② 権利の保持 ③ 福祉 ④ 職業及び仕事 ⑤ 住まい及び生活 ⑥ 教育 ⑦ 文化、教養及びスポーツ ⑧ 人間関係 ただし、要約筆記者の交通費、入場料等の実費は利用者が負担
事 業 費 の 負 担 割 合	① 国基準額のうち、国1／2、都1／4 ② 残りは市負担
事 業 開 始	平成19年4月
根 拠 法 令 等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条 西東京市要約筆記者派遣事業運営要綱

(5) 手話通訳者の設置

区 分	内 容
目 的	聴覚・言語障害者が健聴者との意思の疎通を円滑にするため、手話通訳を田無庁舎及び保谷庁舎に設置することにより、聴覚・言語障害者の福祉の増進を図る。
対 象	市役所に来庁し、手話通訳を必要とする聴覚・言語障害者
実 施 内 容	手話通訳者を原則として次の日時に設置する。 ・ 防災・保谷保健福祉総合センター 毎月第1水曜日 午後1時から午後5時まで ・ 田無庁舎 毎月第3金曜日 午後1時から午後5時まで
事 業 費 の 負 担 割 合	① 国基準額のうち、国1／2、都1／4 ② 残りは市負担
事 業 開 始	平成26年4月
根 拠 法 令 等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条

6 自 動 車

(1) 自動車運転教習費の助成

区 分	内 容	
目 的	心身障害者が自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成することにより、心身障害者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、その福祉の増進に資する。	
対 象	18 歳以上の心身障害者で、道路交通法施行規則第 23 条に定める適性試験に合格し、かつ、次のいずれにも該当する方 ① 身体障害者手帳 1 級～3 級の方（ただし、内部障害については 4 級、下肢又は体幹機能障害は 5 級以上で歩行が困難な方）愛の手帳 1 度～4 度の方 ② 西東京市に引き続き 3 月以上住所を有し、所得が一定額以内であること	
所 得 制 限	前年の所得税の年額が 40 万円以下（本人所得）	
補 助 の 範 囲	前 年 所 得 税 額	補 助 限 度 額
	0 円	164,800 円
	1 円～ 42,000 円	144,200 円
	42,001 円～400,000 円	123,600 円
事 業 費 の 負 担 割 合	市 10/10	
事 業 開 始	平成 13 年 7 月 1 日	
根 拠 法 令 等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条 西東京市心身障害者自動車運転教習費補助事業実施要綱	

(2) 自動車改造費の助成

区 分	内 容	
目 的	重度身体障害者が、就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造等に要する経費を助成することにより、重度身体障害者の社会復帰の促進を図り、その福祉の増進に資する。	
対 象	18 歳以上の 1 級又は 2 級の上肢、下肢又は体幹機能障害で、自らが所有し運転する自動車の一部を改造する必要があるもの（操向装置及び駆動装置の改造に限る）	
所 得 制 限	特別障害者手当に係る所得制限額の範囲内	
助 成 額	1 台 133,900 円を限度とする。	
事 業 費 の 負 担 割 合	市 10/10	
事 業 開 始	平成 13 年 7 月 1 日	
根 拠 法 令 等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条 西東京市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱	

(3) 自動車燃料費の助成

区 分	内 容														
目 的	在宅の心身障害者が日常生活のために運転する自動車等の燃料費の一部を助成することにより、心身障害者の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る。														
対 象	市内に住所を有し、次のいずれかに該当すること ① 身体障害者手帳1～4級で、自ら自動車もしくは二輪車を運転している方 ② 身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度・脳性麻ひ者・進行性筋萎縮症の方のために自動車を運転する同居家族のいる方														
助 成 内 容	燃料費の実費の一部 (自動車 月額3,000円相当、二輪車 月額1,500円相当) 施設入所者、タクシー料金助成を受けている方は対象外。 本人又は同居家族の所有する自家用車が助成対象。														
所 得 制 限	本人（20歳未満は扶養義務者）の所得が下記基準額以下であること (千円) <table><tr><td>扶養親族等の数</td><td>0人</td><td>1人</td><td>2人</td><td>3人</td><td>4人</td><td>5人</td></tr><tr><td>基 準 額</td><td>3,604</td><td>3,984</td><td>4,364</td><td>4,744</td><td>5,124</td><td>5,504</td></tr></table>	扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	基 準 額	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504
扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人									
基 準 額	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504									
事 業 費 の 負 担 割 合	市10／10（市単独事業）														
事 業 開 始	平成13年7月														
根 拠 法 令 等	西東京市心身障害者自動車燃料費助成事業実施要綱														

(4) タクシー料金の助成

区 分	内 容
目 的	電車、バス等通常の交通機関を利用することが困難な在宅の心身障害者がタクシーを利用した場合、その料金の一部を助成することにより、心身障害者の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る。
対 象	市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方 ① 身体障害者手帳1～3級 ② 愛の手帳1～3度
助 成 内 容	タクシー利用券を交付 (月額 3,000 円相当) 施設入所者、自動車燃料費助成を受けている方は対象外
所 得 制 限	自動車燃料費助成の場合と同じ
事 業 費 の 負 担 割 合	市10/10 (市単独事業)
事 業 開 始	平成13年7月
根 拠 法 令 等	西東京市心身障害者タクシー料金助成事業実施要綱

(5) ハンディキャブ・けやき号の運行

区 分	内 容
目 的	身体に障害があるため外出の困難な車いす利用者又は重度の視覚障害者に対し、車いすのまま乗車できる自動車ハンディキャブを運行することにより、日常生活の利便性及び生活圏の拡大を図り、その福祉の増進に資する。
対 象	市内に住所を有し、かつ、次のいずれかに該当し、付添人を付けられる方 ① 身体等に障害があるため、車いす等を使用しなければ外出が困難な方 ② 重度の視覚障害者
実 施 内 容	無料とし、西東京市役所田無庁舎を中心として半径30キロメートルの範囲で、次の利用目的について運行する。 ① 通院、訓練、判定等 ② 社会福祉施設訪問 ③ 社会福祉団体等主催事業への参加 ④ 文化・教養・スポーツ等の行事への参加 ⑤ 市民生活の維持、向上
事 業 費 の 負 担 割 合	① 都基準額のうち、都1/2 ② 残りは市負担
事 業 開 始	平成13年7月
根 拠 法 令 等	西東京市ハンディキャブ運行事業実施要綱

7 住 宅

住宅設備改善費の給付

区 分	内 容
目 的	在宅の重度身体障害者（児）が居住する家屋の設備を改善し、日常生活の利便を図る。
対 象	中規模改修においては、身体障害者手帳を所持する学齢児以上 65 歳未満の方で下肢又は体幹機能障害が 1 級・2 級の方又は補装具として車椅子の交付を受けた内部障害のある方 屋内移動設備においては、身体障害者手帳を所持する学齢児以上で上肢・下肢又は体幹機能障害の程度が 1 級の方又は補装具として車椅子の交付を受けた内部障害のある方
給 付 内 容	・中規模改修（基準額 64 万 1,000 円） ・屋内移動設備（基準額 機器本体及び附属器具 97 万 9,000 円 設置費 35 万 3,000 円） なお、介護保険の対象者については、介護保険制度を利用した上で、その対象にならない内容につき給付する。
自 己 負 担	利用者の属する世帯の課税状況による制限、負担上限月額あり
事 業 費 の 負 担 割 合	① 国基準額のうち、国 1／2、都 1／4 ② 都 屋内移動設備・機器 1 件 48 万 9,000 円 屋内移動設備・設置費 1 件 17 万 6,000 円 ③ 残りは市負担
事 業 開 始	平成 13 年 7 月
根 拠 法 令 等	西東京市重度身体障害者（児）住宅設備改善費給付事業実施要綱

8 その他日常生活の援助

(1) 在宅重度心身障害者（児）入浴サービス

区 分	内 容
目 的	在宅の重度心身障害者（児）の健康保持と保健衛生向上のため、入浴車を派遣し、入浴サービスを実施することによって、その利便を図る。
対 象	市内に住所を有し、かつ、おおむね年齢が15歳以上の在宅の重度心身障害者（児）で入浴困難な方。ただし、原則として介護保険適用者は介護保険を優先する。
サービス内容	1人週1回を限度 光熱水費の負担あり
事業費の負担割合	① 国基準額のうち、国1／2、都1／4 ② 残りは市負担
事業開始	平成13年7月
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条 西東京市在宅重度心身障害者（児）入浴サービス事業実施要綱

(2) 電話料金の助成

区 分	内 容
目 的	在宅の重度身体障害者（児）に対し電話使用料等を助成することにより、身体障害者（児）の経済的負担の軽減を図り、福祉の増進に寄与する。
対 象	18歳以上で下肢・体幹及び内部障害に係る身体障害者手帳1・2級の方及び、聴覚障害に係る身体障害者手帳所持者でファックスを設置している方
助成内容	回線使用料、屋内配線使用料、電話機使用料、通話料（月700円を限度とし、これに満たないときはその額）又はファックス使用料（月1,800円を限度とし、これに満たないときはその額）及びこれらに係る消費税等相当額
所得制限	原則として市町村民税非課税世帯
事業費の負担割合	市10／10
事業開始	平成13年7月1日（平成29年度内で新規申請は終了）
根拠法令等	西東京市身体障害者（児）電話使用料等助成事業実施要綱

(3) 重度身体障害者救急代理通報等システム事業

区 分	内 容
目 的	一人暮らし等の重度身体障害者及び難病患者が家庭内で病気、事故その他の緊急事態に陥ったとき、無線発報器等を用いて民間受信センターに通報することにより、関係機関又は専門の現場派遣員による速やかな援助を得て、当該重度身体障害者及び難病患者の救護等を行う。
対 象	原則として市内に住所を有する 18 歳以上の一人暮らし等の重度身体障害者及び難病患者
事 業 内 容	無線発報器等の貸与 救急代理通報（民間業者への連絡）、重度身体障害者及び難病患者の救援等
事 業 費 の 負 担 割 合	① 都 1 利用世帯 2 万 2,000 円 ② 残りは市負担
事 業 開 始	平成 13 年 7 月
根 拠 法 令 等	西東京市重度身体障害者救急代理通報等システム事業運営要綱

(4) 障害者スポーツ支援事業

区 分	内 容
目 的	障害者スポーツ指導員等と一緒に、障害のある方が水泳及びスポーツレクリエーションを通じ、地域での社会参加及び健康増進を図る。
対 象	スポーツ教室については、市内在住もしくは市内の障害者支援施設等に通所する障害のある方 水泳教室については、市内在住もしくは市内の障害者支援施設等に通所する高校生以上の障害のある方
事 業 内 容	指導員等と一緒に水泳等のスポーツレクリエーション活動を行う。 スポーツ教室、水泳教室は、原則としてそれぞれ月 1 回実施
事 業 費 の 負 担 割 合	① 国基準額のうち、国 1／2、都 1／4 ② 残りは市負担
事 業 開 始	平成 16 年 4 月
根 拠 法 令 等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条 西東京市障害者スポーツ支援事業実施要綱

(5) 中等度難聴児の補聴器購入費の補助

区 分	内 容
目 的	身体障害者手帳の交付の対象とならない中等度難聴児の言語取得やコミュニケーション能力の向上を促進するため、費用の一部を市が助成し、もって障害児の健全な発達の支援を図る。
対 象	身体障害者手帳（聴覚障害）交付の対象となる聴力ではない市内に住所を有する18歳未満の方で、両耳の聴力レベルが概ね30デシベル以上であり、補聴器の装用により、言語の取得等一定の効果が期待できると医師が判断する方
助 成 内 容	補聴器の購入費用と助成基準額を比較して少ない額の9割（世帯の収入状況に応じて軽減措置あり）
事 業 費 の 負 担 割 合	① 都基準額のうち、都1／2 ② 残りは市負担
事 業 開 始	平成26年4月1日
根 拠 法 令 等	西東京市中等度難聴児発達支援補聴器購入費助成金交付要綱

(6) 家具等転倒防止器具取付け等事業

区 分	内 容
目 的	心身障害者世帯に家具等の転倒防止器具を給付して取り付けること、又は取り付けることにより、住宅内の家具の転倒防止を促進し、もって震災時における人的被害の抑制を図る。
対 象	身体障害者手帳4級以上又は愛の手帳4度以上をお持ちの方のみで構成される世帯（過去に西東京市の事業で家具等転倒防止器具の取付けをしていない世帯）
事 業 内 容	・器具の給付と取付け 器具代は4,000円まで（取付けは5か所を限度とする。） ・取付けのみ 対象世帯が所有する家具等転倒防止器具を3か所を限度に取り付ける。
事 業 費 の 負 担 割 合	都基準額のうち、都1／2
事 業 開 始	平成25年7月1日
根 拠 法 令 等	西東京市家具等転倒防止器具取付け等事業実施要綱

9 優 遇 措 置

料金の割引

制 度	対 象 者	割 引 の 内 容	窓 口
有 料 道 路	① 身体障害者手帳の交付を受けていて自ら自動車を運転する方 ② 第1種身体障害者手帳及び第1種愛の手帳の交付を受けた方のために自動車を運転する方	・割引率 50% ・対象区間 道路整備特別措置法に基づく有料道路 ・対象となる自動車 本人又は本人と生計を一にする方が所有するもの。介護者が運転する場合で生計を一にする方が自動車を所有していない場合は日常的に介護している方が所有するもの ※親族や知人等が所有するもの、レンタカー、車検・修理時の代車、タクシー（要介護者のみ）、福祉有償運送車両（要介護者のみ）等も対象となります。 ※原則として障害者一人につき1台とする ※営業用の自動車を除く ※ETC方式による利用も可能 ※法人名義の車は不可（ローン、リースを除く）	障害福祉課 手続きの際、手帳、車検証（※）、運転免許証が必要。 ※電子車検証の場合、同時に交付される「自動車検査証記録事項」も提示。 ETC 方式の場合は、ETC カード、車載器セットアップ証明書も必要（ETC カードの名義は未成年の場合を除き対象障害者本人に限る）
N H K の 放 送 受 信 料	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方が世帯構成員であり、世帯全員が市民税非課税の場合	全 額 免 除	障害福祉課で免除事由の証明を受け、NHKに提出。 NHKが免除の決定をし、通知をする。
	① 視覚又は聴覚の身体障害者手帳所持者が世帯主（かつ受信契約者）の場合 ② 重度の障害者（身体障害者手帳1級又は2級、愛の手帳1度又は2度、精神障害者保健福祉手帳1級）が世帯主（かつ受信契約者）の場合	半 額 免 除	
水道料金・ 下水道料金の 減免	児童扶養手当又は特別児童扶養手当の受給世帯	水道料金は基本料金と1か月あたり10 m ³ まで、下水道料金は基本料金（8 m ³ まで）が免除される。	東京都水道局お客さまセンター 電話 0570-091-100 FAX 042-548-5115

制 度	対 象 者	割 引 の 内 容	窓 口
下水道料金の 減免	市民税が非課税の世帯で下記のいずれかの手帳を持つ方が同居している世帯 ① 身体障害者手帳(1・2級) ② 愛の手帳(1・2度) ③ 精神障害者保健福祉手帳(1級)	1 か月あたり基本料金(8 m ³ まで)が免除される。	下水道課 (東分庁舎1階) 電話 042-438-4058
ごみ手数料の 減免	① 身体障害者手帳1級又は2級の所持者で市民税非課税世帯 ② 愛の手帳1度及び2度の所持者で市民税非課税世帯 ③ 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の所持者で市民税非課税世帯	可燃・不燃ごみ兼用袋、プラスチック容器包装類専用袋の配布	ごみ減量推進課 (エコプラザ) 電話 042-438-4043

10 障害者関係施設

(1) 西東京市保谷障害者福祉センター

区 分	内 容
目 的	市内に居住する心身に障害がある方の社会参加と自立を目指し、障害者福祉の増進を図る。
対 象	① 市内に住所を有し、おおむね18歳以上65歳未満の身体障害者手帳の交付を受けている方及び高次脳機能障害の方 ② 市内障害者団体
事 業 内 容	① 各種の相談及び指導に関すること ② 機能訓練、社会適応訓練及び創作的活動に関すること ③ 文化教養の向上に関すること ④ 入浴サービス ⑤ 日常生活動作訓練、作業訓練、送迎サービスに関すること ⑥ 施設貸し出し
設 置 主 体	市（運営は特定非営利活動法人に委託）
事 業 費 の 負 担 割 合	割合は基準額による 重層的支援体制整備事業交付金 高次脳機能障害者支援促進事業費
根 拠 法 令 等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条 西東京市保谷障害者福祉センター条例 西東京市保谷障害者福祉センター条例施行規則 西東京市地域生活支援事業の費用負担等に関する条例 西東京市地域活動支援センター事業実施要綱 西東京市地域活動支援センター利用助成事業実施要綱

(2) 西東京市基幹相談支援センター えぼっく

区 分	内 容
目 的	障害の種別にかかわらず、市内に居住する障害者の自立と社会参加を促進するための地域生活支援の拠点として、ノーマライゼーションの促進を図る。
対 象	障害の種別にかかわらず相談を対象とする。
事 業 内 容	① 3障害の相談支援 ② ケアマネジメント、サービス調整、関係機関との連携
設 置 主 体	市（運営は、指定管理者による）
事 業 費 の 負 担 割 合	割合は基準額による 重層的支援体制整備事業交付金
根 拠 法 令 等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条 西東京市障害者総合支援センター条例 西東京市障害者総合支援センター条例施行規則

(3) 西東京市障害者就労支援センター 一歩

区 分	内 容
目 的	障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供することにより、障害者の一般就労を促進し、もって障害者の自立と社会参加の一層の促進に資する。
対 象	市内に住所を有する満18歳以上の方で、身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方
事 業 内 容	支援コーディネーターによる就労面と生活面の一体的な支援 職業相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職場定着支援、離職時の調整及び離職後の支援、日常生活リズムの調整及び利用者の健康管理・金銭管理等に関する相談及び助言、カウンセリング、職場や家族との対人関係についての相談及び調整など
設 置 主 体	市（運営は、指定管理者による）
事 業 費 の 負 担 割 合	① 都交付要綱に定める基準額 ② 残りは市負担
根 拠 法 令 等	西東京市障害者総合支援センター条例 西東京市障害者総合支援センター条例施行規則 西東京市障害者就労支援事業実施要綱

(4) 地域活動支援センター ハーモニー

区 分	内 容
目 的	市内に居住する精神に障害のある方の社会参加と自立を目指し、地域社会における自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を行い、障害者福祉の増進を図る。
対 象	市内に住所を有し、おおむね 18 歳以上の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方及び精神科、神経科又は心療内科に継続して通院している方
事 業 内 容	① 創作的活動及び生産活動の機会の提供 ② 社会との交流の促進 ③ そのほか自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援
設 置 主 体	市（運営は、指定管理者による）
事 業 費 の 負 担 割 合	① 都交付要綱に定める基準額 ② 残りは市負担
根 拠 法 令 等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条 西東京市障害者総合支援センター条例 西東京市障害者総合支援センター条例施行規則 西東京市地域活動支援センター事業実施要綱

(5) 地域活動支援センター ブルーム

区 分	内 容
目 的	市内に居住する障害のある方（主に知的障害、発達障害の方）の社会参加と自立を目指し、障害者福祉の増進を図る。
対 象	市内に住所を有し、障害のある方（主に知的障害、発達障害の方）
事 業 内 容	① 創作的活動及び生産活動の機会の提供 ② 外出活動等社会との交流の促進 ③ その他福祉サービス全般についての相談及びサービス等利用計画の作成等
設 置 主 体	市（運営は社会福祉法人に委託）
事 業 費 の 負 担 割 合	市 10/10
根 拠 法 令 等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条 西東京市地域活動支援センター事業実施要綱

第3章 児 童 福 祉

1 手 当

児童手当の支給（令和6年10月1日現在）

区 分	内 容
目 的	父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。
対 象	高校生年代まで（18歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育している方（公務員を除く。）
手 当 額	対象となる児童1人について月額 （第1子・第2子） 0～3歳未満 15,000円 3歳～高校生年代 10,000円 （第3子以降） 0歳～高校生年代 30,000円
支 給 方 法	申請月の翌月から2・4・6・8・10・12月にその前月までの分を口座振込
所 得 制 限	所得制限なし
費 用 負 担	3歳未満・被用者 支援納付金3／5、事業主2／5 3歳未満・非被用者 支援納付金3／5、国4／15、都1／15、市1／15 3歳～高校生年代 支援納付金1／3、国4／9、都1／9、市1／9
事 業 開 始	昭和46年5月
根 拠 法 令 等	児童手当法
窓 口	子育て支援課手当助成係（田無第二庁舎 内線11524・11527）

2 保健・医療・健全育成

(1) 入院助産

区 分	内 容
目 的	市内に住む妊産婦が、入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的理由によって、入院助産を受けることができない場合、妊産婦を入所させ、助産を受けさせる。
対 象	西東京市に住居を有し、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができないと福祉事務所長が認める妊産婦。 経済的理由とは、次のとおり ① 生活保護法による保護の適用を受けている世帯 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯 ② 当該年度分市町村民税（特別区民税を含む）非課税世帯 ③ 当該年度分市町村民税所得割の額が 19,000 円以下の世帯。 ただし、助産施設入所費用徴収金基準額表のC階層、D階層に該当する世帯のうち、健康保険法等の出産育児一時金等（保険料を除く）が 488,000 円以上支給される世帯を除く。
自 己 負 担	世帯の所得の状況に応じて自己負担金が発生する。
事 業 費 の 負 担 割 合	国 5／10、都 2.5／10、市 2.5／10
根 拠 法 令 等	児童福祉法第 22 条 西東京市助産施設入所等に関する規則
窓 口	地域共生課相談窓口係（内線 12305）

助産施設入所費用徴収金基準額表

階層区分	本人の属する世帯		徴収金の基準額	加算して徴収する額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0 円	なし
B	A階層を除き当該年度分（4月から6月までの間に係る徴収金の徴収については、前年度分とする。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯		0 円	出産育児一時金等給付額の 10%
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみのも（所得割の額のない世帯）		4,500 円	出産育児一時金等給付額の 15%
D 1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当するもの	9,000 円以下	6,600 円	出産育児一時金等給付額の 25%
D 2		9,001 円以上 19,000 円以下	9,000 円	出産育児一時金等給付額の 25%
備考	多子出産があった場合の費用徴収については、次の計算式による。 徴収金の基準額×（1+0.1×（出産児数－1））			

助産の実施をした妊産婦については、当該助産の実施が行われた期間にかかわらず、この表に掲げる徴収金の基準額を徴収する。

健康保険法又はその他の社会保険各法に定める出産育児一時金等の出産に関する給付を受給した場合は、当該出産育児一時金等の給付額に、階層ごとの割合を乗じて得た額を加算して徴収する。

(2) 乳幼児医療費の助成

区 分	内 容
目 的	乳幼児の保健の向上と健やかな育成を図り、子育ての支援に資する。
対 象	市内に住所を有する乳幼児（6歳到達後最初の年度末まで）を養育している者
対 象 除 外	① 医療保険未加入者 ② 生活保護法による被保護者 ③ ひとり親家庭等医療証、心身障害者医療証利用者 ④ 児童が児童福祉法による施設等に「措置」により入所しているとき ⑤ 児童が児童福祉法に規定する小規模住宅型児童養育事業を行う者 又は里親に委託されているとき
助 成 の 内 容	保険診療でかかった医療費の自己負担分 （ただし、保険者からの付加給付がある場合は、その額を除きます。）
事 業 費 の 負 担 割 合	都1／2、市1／2 所得制限超過対象者分 10/10 市負担
事 業 開 始	平成13年1月21日
根 拠 法 令 等	西東京市子供の医療費の助成に関する条例
窓 口	子育て支援課手当助成係（田無第二庁舎 内線 11524～11526）

(3) 義務教育就学児医療費の助成

区 分	内 容
目 的	義務教育就学児の保健の向上と健やかな育成を図り、子育ての支援に資する。
対 象	市内に住所を有する義務教育就学児（6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）を養育している者
対 象 除 外	① 医療保険未加入者 ② 生活保護法による被保護者 ③ ひとり親家庭等医療証、心身障害者医療証利用者 ④ 児童が児童福祉法による施設等に「措置」により入所しているとき ⑤ 児童が児童福祉法に規定する小規模住宅型児童養育事業を行う者 又は里親に委託されているとき
助 成 の 内 容	通院（医療・歯科など）の場合は、保険診療でかかった医療費の自己負担分のうち200円（上限額）を除く額。 入院・調剤・訪問看護の場合は、保険診療でかかった医療費の自己負担分（ただし、保険者からの付加給付がある場合は、その額を除きます。）
事 業 費 の 負 担 割 合	都1／2、市1／2 所得制限超過対象者分 10/10 市負担
事 業 開 始	平成19年10月1日
根 拠 法 令 等	西東京市子供の医療費の助成に関する条例
窓 口	子育て支援課手当助成係（田無第二庁舎 内線 11524～11526）

(4) 高校生等医療費の助成

区 分	内 容
目 的	高校生等の保健の向上と健やかな育成を図り、子育ての支援に資する。
対 象	市内に住所を有する高校生等（15 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで）を養育している者
対 象 除 外	① 医療保険未加入者 ② 生活保護法による被保護者 ③ ひとり親家庭等医療証、心身障害者医療証利用者 ④ 児童が児童福祉法による施設等に「措置」により入所しているとき ⑤ 児童が児童福祉法に規定する小規模住宅型児童養育事業を行う者 又は里親に委託されているとき
助 成 の 内 容	通院（医療・歯科など）の場合は、保険診療でかかった医療費の自己負担分のうち 200 円（上限額）を除く額。 入院・調剤・訪問看護の場合は、保険診療でかかった医療費の自己負担分（ただし、保険者からの付加給付がある場合は、その額を除きます。）
事 業 費 の 負 担 割 合	都 10/10、市 0（令和 8 年度からは都 1／2、市 1／2） 所得制限超過対象者分 10/10 市負担
事 業 開 始	令和 5 年 4 月 1 日
根 拠 法 令 等	西東京市子供の医療費の助成に関する条例
窓 口	子育て支援課手当助成係（田無第二庁舎 内線 11524～11526）

(5) 保育所

保育所への入所

区 分	内 容
目 的	保護者に代わって保育することにより、子どもの健やかな心身の育成を図る。
対 象	保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき児童について保育を必要とし、次の認定を受けている児童 ① 2号認定 満3歳以上 ② 3号認定 満3歳未満
自 己 負 担	・ 3歳児～5歳児 無償（ただし、給食費等は無償化の対象外） ・ 0歳児～2歳児 西東京市児童保育費用徴収条例及び西東京市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する規則で定める利用者負担の額（ただし、住民税非課税世帯については保育料無償）
施 設 数	公立13か所、私立28か所と分園2か所
事 業 費 の 負 担 割 合	国基準額（公定価格）のうち、利用者負担（国基準）の額を除いた給付費の割合 公立 市10/10 私立 0歳児～2歳児 国59.08/100、都20.46/100、市は左記を除く事業費 3歳児～5歳児 国1/2、都1/4、市は左記を除く事業費 ※その他都、市負担あり
根 拠 法 令 等	児童福祉法 子ども・子育て支援法
窓 口	幼児教育・保育課相談受付係（内線11533～11535）

(6) 地域型保育事業

家庭的保育事業

区 分	内 容
目 的	市の認可及び委託を受けた技能又は経験を有する者が、家庭的な雰囲気のもとで少人数を対象に保育を実施し、児童福祉の向上を図ることを目的とする。
対 象	保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき児童について保育を必要とする3号認定（満3歳未満）又は2号認定（満3歳以上）を受けている者のうち、0歳児から2歳児まで
自 己 負 担	西東京市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する規則で定める利用者負担の額（ただし、住民税非課税世帯については保育料無償）
施 設 数	1か所（定員5人以下）
事 業 費 の 負 担 割 合	国基準額（公定価格）のうち、利用者負担（国基準）の額を除いた給付費の割合 国 59.08/100、都 20.46/100、市は左記を除く事業費
根 拠 法 令 等	児童福祉法 子ども・子育て支援法
窓 口	幼児教育・保育課相談受付係（内線 11533～11535）

小規模保育事業

区 分	内 容
目 的	市の認可を受けた技能又は経験を有する者が、家庭保育に近い雰囲気のもとで保育を実施し、児童福祉の向上を図ることを目的とする。
対 象	保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき児童について保育を必要とする3号認定（満3歳未満）又は2号認定（満3歳以上）を受けている者のうち、0歳児から2歳児まで
自 己 負 担	西東京市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する規則で定める利用者負担の額（ただし、住民税非課税世帯については保育料無償）
施 設 数	22か所（定員6～19人）
事 業 費 の 負 担 割 合	国基準額（公定価格）のうち、利用者負担（国基準）の額を除いた給付費の割合 国 59.08/100、都 20.46/100、市は左記を除く事業費
根 拠 法 令 等	児童福祉法 子ども・子育て支援法
窓 口	幼児教育・保育課相談受付係（内線 11533～11535）

(7) 認可外保育施設

認証保育所事業

区 分	内 容
目 的	東京都と連携して、都知事の認証を受けた認可外保育施設におけるサービス水準の維持向上を図り、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。
対 象	0歳から小学校就学前までの都内在住の児童
実 施 内 容	① 実施施設 10 か所 ② 開所時間 1日13時間以上
自 己 負 担	3歳未満児 月額80,000円（上限） 3歳以上児 月額77,000円（上限） ※月220時間以下を利用した場合 ※各認証保育所により異なる
事 業 費 の 負 担 割 合	都基準額のうち、都1／2、市は左記を除く事業費
根 拠 法 令 等	東京都認証保育所事業実施要綱 西東京市認証保育所補助金交付要綱
窓 口	幼児教育・保育課給付係（内線11531・11532）

定期的利用保育事業

区 分	内 容
目 的	保護者の就労形態が多様化している中で、短時間就労をしている保護者の需要に応じて定期的利用保育を行うことにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。
対 象	市内在住の産休明けから小学校就学前までで、保護者が短時間就労をしていることにより複数月にわたり保育を必要とする児童
施 設 数	2か所
自 己 負 担	日額制 1日当たり8時間まで2,200円（上限） 月額制 1月当たり44,000円（上限） ※別途延長保育料あり
事 業 費 の 負 担 割 合	都基準額のうち、都1／2、市は左記を除く事業費
根 拠 法 令 等	東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱 西東京市定期的利用保育事業補助金交付要綱
窓 口	幼児教育・保育課給付係（内線11531・11532）

(8) 一時保育事業

区 分	内 容	
目 的	急な用事や勤務形態の多様化等に伴う保育の需要に応えるため、一時的な保育を実施することにより、もって児童福祉の増進を図る。	
対 象	0歳一時保育 市内在住の生後3か月から1歳に達する日の前日までの児童で、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき児童について一時的に保育を必要とする場合	一時保育 市内在住の1歳に達した日から小学校就学前までの児童で、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき児童について一時的に保育を必要とする場合
実 施 内 容	① 実施保育所及び定員 ・向 台 保 育 園 2人以内 ・け や き 保 育 園 3人以内 ・すみよし保育園 3人以内 ・なかまち保育園 3人以内 ・ひ が し 保 育 園 3人以内 ② 保育時間 原則として保育所を開所している月曜日から金曜日まで 午前枠：午前9時30分から午後0時30分まで 午後枠：午後1時30分から午後4時30分まで ③ 利用日数 原則として週3回以内	① 実施保育所及び定員 ・西 原 保 育 園 10人以内 ・田 無 保 育 園 6人以内 ・そよかぜ保育園 10人以内 ・アスクたなし保育園 6人以内 ・田無ひまわり保育園 5人以内 ・しもほうや保育園 6人以内 ・西東京みどり保育園 6人以内 ・東伏見えにしだ保育園 4人以内 ・ほうやちょう保育園 6人以内 ② 保育時間 原則として保育所を開所している月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで ③ 利用日数 原則として週3日以内
自 己 負 担	0歳一時保育に係る費用 ① 午前枠 1,200 円 ② 午後枠 1,200 円 ③ 一時保育が利用時間を超えた場合の加算 1時間当たり300 円	一時保育に係る費用 ① 午前又は午後のみ 1,200 円 ② 1 日 2,400 円 ③ 昼食 200 円 ④ おやつ 150 円 ⑤ 一時保育が午後5時を超えた場合の加算 1時間当たり300 円
事 業 費 の 負 担 割 合	国基準額のうち、国1／3、都1／3、市は左記を除く事業費	
根 拠 法 令 等	西東京市一時保育実施要綱	
窓 口	幼児教育・保育課相談受付係（内線 11533～11535）	

(9) 緊急一時保育事業

区 分	内 容
目 的	緊急かつ一時的に保育を必要とする児童に対し、適切な保護を行うことにより、児童福祉の増進を図る。
対 象	市内在住の生後5か月（0歳児保育未実施園については1歳）から小学校就学前までの健康な児童で、保護者の疾病、出産、災害その他の事由により、緊急に保育を必要とする場合
実 施 内 容	公立保育所及び市と利用契約をしている柳橋保育園、和泉保育園、しもほや保育園、西東京みどり保育園、東伏見えにしだ保育園、ほうやちょう保育園で実施 ① 各保育所3人以内 ② 日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く 毎日で、午前8時30分から午後5時まで ③ 保育期間は1月以内とする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときはこの限りでない。
自 己 負 担	緊急一時保育に係る費用 ① 4時間以内 1,200 円/日 ② 4時間超過 2,400 円/日 ③ 昼食 200 円 ④ おやつ 150 円 ※ 一申請につき 30,000 円を限度 ※ 午後5時を超えた場合、1時間当たり別途 300 円
事 業 費 の 負 担 割 合	市10/10
根 拠 法 令 等	西東京市緊急一時保育実施要綱
窓 口	幼児教育・保育課相談受付係（内線 11533～11535）

(10) 地域子育て支援センター事業

区 分	内 容
目 的	乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行い、児童福祉の増進を図る。
対 象	0歳から小学校就学前までの児童を養育する家庭の保護者及びその児童、これから子育てを始める家庭の方
実 施 内 容	① 実施施設 ・地域子育て支援センター「なかまち」 (なかまち保育園内) ・地域子育て支援センター「け や き」 (け や き保育園内) ・地域子育て支援センター「ひ が し」 (ひ が し保育園内) ・地域子育て支援センター「やぎさわ」 (やぎさわ保育園内) ・地域子育て支援センター「すみよし」 (すみよし保育園内) ② 事業内容 育児の相談支援、講座及び講演会等の開催、子育て情報の提供、関係機関と連携した総合的な支援、交流の場の提供等 ③ 実施時間 日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く毎日で、午前9時30分から午後4時30分まで
自 己 負 担	無料(材料費等実費負担)
事 業 費 の 負 担 割 合	国基準額のうち、国1/3、都1/3、市は左記を除く事業費
根 拠 法 令 等	西東京市地域子育て支援センター事業実施要綱
窓 口	幼児教育・保育課事業調整係(内線 11536～11537)

(11) 保護者助成

区 分	内 容
目 的	認可外保育施設に子どもを入所させている保護者の負担の軽減を図るとともに、子どもの健全な育成に寄与することを目的とする。
助 成 対 象	西東京市内に在住し、認可外保育施設（東京都の補助事業の対象となっている認証保育所、企業主導型保育事業実施施設及び認可外保育施設指導監督基準を満たす証明書が交付されている定期的利用保育事業実施施設）と月ぎめで保育の利用契約をしている子どもと市内で同居する保護者
助 成 内 容	子ども1人当たり助成額（月額上限額） ① 無償化対象児童 ・ 0～2歳児 第1子16,000円、第2子以降25,000円 ・ 3～5歳児 第1子16,000円、第2子以降20,000円 ② 無償化対象外児童 ・ 0～2歳児 第1子16,000円、第2子以降43,000円 ・ 3～5歳児 第1子16,000円、第2子以降20,000円
事 業 費 の 負 担 割 合	都基準額（利用者支援）のうち、都1／2、市は左記を除く事業費 都基準額（多子世帯支援）のうち、都10／10
根 拠 法 令 等	西東京市認可外保育施設入所児童保護者助成金支給要綱
窓 口	幼児教育・保育課給付係（内線11531・11532）

(12) 認可外保育施設利用児童給食費補助金

区 分	内 容
目 的	認可外保育施設に子どもを入所させている保護者のうち所得が低い世帯や多子世帯の給食費の負担の軽減を図ることを目的とする。
助 成 対 象	無償化対象の認可外保育施設又は企業主導型保育施設を利用している子どもの保護者のうち①及び②の要件に該当し、かつ③又は④の要件を満たす方 ① 認可外保育施設を利用し無償化の認定を受けている3歳児から5歳児までの子どもと、市内で同居し、生計を一にして監護していること。 ② ①の子どもが認可保育所、地域型保育事業所、認定こども園又は幼稚園を利用していないこと。 ③ ①及び②を満たしている子どもが、未就学の子どものうち、第3子以降であること。 ④ 年収360万円未満相当の世帯であること。
助 成 内 容	対象年度の給食費に対し、子ども1人当たり月額上限6,000円
事 業 費 の 負 担 割 合	市10/10
根 拠 法 令 等	西東京市認可外保育施設利用児童給食費補助金交付要綱
窓 口	幼児教育・保育課給付係（内線11531・11532）

(13) 児童館

児童館は、児童福祉法に基づく児童厚生施設で、主に乳幼児から高校生年代までを対象とし、年齢の異なる子どもたちが一緒に遊んだり、様々な体験をしたりしながら、共に育っていくことを目的とした施設です。

区 分	内 容
開 館 時 間	月～土曜日（休館日：日曜日、祝日、年末年始） 午前9時15分～午後6時 ※夜間・日曜開館については、次の項参照
施 設 数	11 か所
対 象 者	市内に居住する18歳未満の児童 （ただし、小学校に就学前の児童については、保護者同伴の者に限る。）
活 動 内 容	① 館（センター）の利用による児童の福祉の増進に関すること。 ② 児童の遊びの指導、児童福祉に関する行事、その他児童の健全な育成相談に関すること。
根 拠 法 令 等	西東京市立児童館条例、西東京市児童館条例施行規則
窓 口	児童青少年課管理係（田無第二庁舎 内線 11541）

児童館の夜間・日曜開館

児童館では、通常開館のほかに夜間・日曜開館を実施しています。

区 分	内 容
実 施 場 所	【夜間・日曜開館】 下保谷児童センター、ひばりが丘児童センター、田無柳沢児童センター、 西原北児童館、田無児童館 【日曜開館のみ】 中町児童館、保谷柳沢児童館、芝久保児童館
開 館 時 間	① 夜間開館 午後6時～午後9時（休館日：祝日、年末年始） 下保谷児童センター 月～土曜日 ひばりが丘児童センター 月～土曜日 田無柳沢児童センター 月曜日 西原北児童館 水曜日 田無児童館 金曜日 ② 日曜開館 午前9時30分～午後5時（休館日：祝日、年末年始） 下保谷児童センター 第1・第3・第5日曜日 ひばりが丘児童センター 第1・第3・第5日曜日 田無児童館 第1・第3・第5日曜日 中町児童館 第1・第3・第5日曜日

	保谷柳沢児童館 第1・第3・第5日曜日 田無柳沢児童センター 第2・第4日曜日 西原北児童館 第2・第4日曜日 芝久保児童館 第2・第4日曜日
対 象 者	① 夜間開館 市内に居住する中学・高校生年代 ② 日曜開館 市内に居住する18歳未満の児童。ただし、小学校に就学前の児童については、保護者同伴
活 動 内 容	① 館の利用による児童の福祉の増進に関すること ② 児童の遊びの指導、児童福祉に関する行事その他児童の健全な育成相談に関すること ③ 日曜における児童健全育成 ④ 中学・高校生年代の居場所づくり
根 拠 法 令 等	西東京市立児童館条例、西東京市児童館条例施行規則
窓 口	児童青少年課管理係（田無第二庁舎 内線11541）

(14) 学童クラブ

区 分	内 容
利 用 時 間	平日 下校時～午後5時（最長午後6時） 土曜日 午前8時30分～午後5時（最長午後6時） 春・冬休み 午前8時30分～午後5時（最長午後6時） 夏休み 午前8時15分～午後5時（最長午後6時） 学校休業日 午前8時30分～午後5時（最長午後6時）
施 設 数	36か所
対 象 者	市内に居住又は西東京市立小学校に在学する小学4年生まで（心身に障害がある児童で、市長が必要と認めるものにあつては小学6年生まで）であつて、その保護者の労働、疾病等の理由で適切な監護を受けられない児童
活 動 内 容	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して、適切な遊び及び放課後の生活の場を与え、その健全な育成を図る。
自 己 負 担	育成料 月額6,000円（2人目以降の児童は3,000円） 間食費 月額1,000円 ※減免制度あり
事 業 費 の 負 担 割 合	国＝基本分×1/3 都＝基本分×1/3 市＝総事業費－（国補助金＋都補助金＋学童クラブ保護者使用料）
根 拠 法 令 等	西東京市立児童館条例 西東京市学童クラブに関する規則 西東京市学童クラブ事業運営実施要綱
窓 口	児童青少年課管理係（田無第二庁舎 内線11541）

夏休み期間限定の学童クラブ

学童クラブでは、夏休み期間中だけの受け入れを行っています。

区 分	内 容
実 施 期 間	夏季休業開始日から8月末日まで
対 象 者	市内に居住または西東京市立小学校に在学する小学校4年生まで（心身に障害のある児童で、市長が必要と認めるものにあつては小学校6年生まで）であつて、その保護者の労働、疾病等の理由で適切な監護を受けられない児童
活 動 内 容	夏休み期間限定で、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る。
自 己 負 担	育成料 月額6,000円（2人目以降の児童は3,000円） 間食費 月額1,000円 ※減免制度あり
根 拠 法 令 等	西東京市立児童館条例 西東京市学童クラブに関する規則 西東京市学童クラブ事業運営実施要綱
窓 口	児童青少年課管理係（田無第二庁舎 内線11541）

(15) ファミリー・サポート・センター事業

区 分	内 容
目 的	子どもを預けたい方と子どもを預かる方が会員となり、会員同士による子どもの預かり・送迎・外出時の同行などを行う相互援助活動を通じて、地域における子育て支援を推進する。
会 員 の 種 類	① ファミリー会員（子どもを預けたい方） ② サポート会員（子どもを預かりたい方）
ファミリー会員	市内に居住し、0歳から小学校6年生までの子どもを育てている保護者
サポ ー ト 会 員	市内に居住し、満20歳以上。心身が健康でファミリー・サポート・センター事務局が実施する養成講習会を修了した方
活 動 内 容	＜ 具 体 例 ＞ ① 会員宅等での子どもの預かり ② 保育園へのお迎えと、その後の会員宅での預かり ③ 朝、会員宅での預かりと保育園への送り ④ 幼稚園への送り・迎え
預 か り 場 所	サポート会員又はファミリー会員の自宅、その他指定の場所
活 動 時 間	毎日 午前6時～午後11時
利 用 料	月～金 午前8時30分～午後5時 1時間 800円 月～金 午前6時～8時30分、午後5時～11時 1時間 1,000円 土・日・祝日・年末年始 1時間 1,000円 ※小学校就学以上の兄弟姉妹に限り、2人目は半額
事 業 開 始	平成13年9月
根 拠 法 令 等	西東京市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱
窓 口	ファミリー・サポート・センター事務局（042-497-5079） 幼児教育・保育課

(16) 病児・病後児保育事業

病気の回復期に至っておらず、かつ、当面の症状の急変が認められない児童を預かる事業及び病気の回復期にある児童を預かる事業です。医療機関に併設された施設で実施しています。

区 分	内 容		
要 件	① 西東京市在住の方 ② 西東京市内に在勤の方		
対 象	生後満6か月を経過した日から10歳に達する日の属する年度の末日まで		
定 員	病児保育室ありあ 1日6人 病児保育室えくぼ 1日8人 病後児保育室ぱんだ 1日6人		
実 施 場 所	病児保育室ありあ 南町5-11-8 すくすくkidsクリニックに付設	病児保育室えくぼ 下保谷4-2-21 斉藤小児科内科クリニックに併設	病後児保育室ぱんだ 田無町4-27-3 2階佐々総合病院に付設
利 用 時 間	月～金 午前8時30分～午後6時 土 午前8時30分～午後0時30分		
利 用 料	1日（4時間を超えるとき） 3,000円（※1,000円） 半日（4時間以内） 1,500円（※500円） ※生活保護受給世帯又は区市町村税非課税世帯		
事 業 費 の 負 担 割 合	① 国基準額のうち国1/3・都1/3・市1/3 ② 国基準を超える額は市負担		
事 業 開 始	平成13年7月		
根 拠 法 令 等	病児保育事業実施要綱 東京都病児保育事業実施要綱 西東京市病児・病後児保育事業実施要綱		
窓 口	幼児教育・保育課給付係（内線11531・11532）		

(17) 子ども家庭支援センター事業

区 分	内 容
目 的	一人ひとりがかげがえのない大切な存在であることを踏まえ、「人と出会い、育ちあい、支えあう子育て支援」をコンセプトに、子ども家庭相談や子育て広場等の施設開放などを行い、子どもと子育て家庭を支援する。
対 象 者	市内に在住又は在学をする 18 歳未満の児童及びその保護者
事 業 内 容	① 子育て家庭等に係る総合相談に関すること。 ② 児童虐待の防止に関すること。 ③ 子育て支援サービスの調整及び提供に関すること。 ④ 子育て支援に係る関係機関との連携及び調整に関すること。 ⑤ 子育てグループ等の支援に関すること。 ⑥ 乳幼児の交流の場の提供に関すること。 ⑦ 養育家庭制度の普及等に関すること。
事 業 開 始	平成 15 年 7 月 1 日
根 拠 法 令 等	(東 京 都) 子供家庭支援センター事業実施要綱 (西 東 京 市) 西東京市住吉会館条例 西東京市子ども家庭支援センター事業実施要綱
窓 口	子ども家庭支援センター (042-425-3303)

(18) 子育て支援ショートステイ事業

区 分	内 容
目 的	保護者が疾病などの理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合に、一定期間、児童を施設において養育することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。
対 象	市内に居住する1歳6か月から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、児童の保護者が次の各号のいずれかの理由により、当該児童の養育が一時的に困難な状態のもの ① 出産、疾病、けが等に伴う入院、加療等の身体的理由 ② 看護、事故、災害、失踪その他家庭養育上の理由 ③ 冠婚葬祭、出張、学校等の公的行事への参加その他社会的理由 ④ 育児疲れ、育児不安その他精神的な理由 ⑤ 前各号のほか、市長が特に必要があると認めるとき
事 業 内 容	① 定員は1日2人 ② 利用日数は原則として7日以内 ③ 日帰りは午前8時から午後7時まで
実 施 場 所	社会福祉法人セント・ジョセフ会 聖ヨゼフホーム（児童養護施設）
利 用 料	1人あたり1日 3,000円 ※生活保護世帯は無料、住民税非課税世帯は上記金額の半額
食 費	実費負担
事 業 開 始	平成19年5月
根 拠 法 令 等	西東京市子育て支援ショートステイ事業実施要綱
窓 口	子ども家庭支援センター（042-425-3303）

(19) 児童発達支援センターひいらぎ

区 分	内 容
目 的	心身に障害や発達に心配がある児童（0歳から18歳まで）、また、その家族に対して、早期に支援を行う。 子育て、障害、教育等関係部署や外部関係機関との相互連携において、本市における市内の児童発達支援の中核的な役割を果たす。 子育て関係機関に対しての支援を行う。
事 業 内 容	(1) 発達の相談及び支援に関すること。 (2) 地域支援に関すること。 (3) 機能訓練に関すること。 (4) 児童発達支援に関すること。
設 置 主 体	市
開 設 年 月	昭和41年11月
根 拠 法 令 等	児童福祉法 西東京市住吉会館条例
窓 口	健康課発達支援係（042-422-9897）

ひいらぎの事業詳細

児童発達支援センターひいらぎ

事業名			対 象	実施日	担 当
相談事業	からだの相談		市内在住の就学前までの児童	月・火・木	理学療法士・作業療法士
	ことばの相談		市内在住の就学前までの児童	月～金	言語聴覚士
	療育相談		市内在住の就学前までの児童	金 (月2回)	小児神経科医
	発達についての相談		市内在住の0～18歳までの児童	随時	ひいらぎ職員
通所事業	児童発達支援事業	めだかグループ (親子参加グループ)	2歳児の児童とその保護者	火・水曜日	
		くじらグループ (単独療育グループ)	3歳児から就学前までの児童	月・火・木・金曜日	
		ぺんぎんグループ (単独療育グループ・並行)	幼稚園・保育園に在籍の3歳児から就学前の児童	月・金曜日	
		まんぼうグループ (課題別学習グループ)	幼稚園・保育園に在園の3歳児から就学前までの児童	火・水・木曜日	
	フォローグループ		0～5歳児の児童とその保護者	水・金曜日	
訪問事業	保育所等訪問支援事業		幼稚園・保育園に通っている専門的な支援を必要とする児童	園と調整	
個別療育	機能訓練		0歳から就学前までの運動発達に課題のある児童	月・火・木曜日	
	言語検査・指導		ことばの遅れやコミュニケーション・構音の障害等がある就学前までの児童	月～金曜日	
地域支援事業	市民対象事業		講座や説明会など、市民の方に向けた事業を行います。		
	関係機関対象事業		園訪問や公開講座など、保育園・幼稚園・児童発達支援事業所・庁内部署・学校等に向けた事業を行います。		

(20) 子どもの権利擁護委員・子ども相談室 ほっとルーム

区 分	内 容
目 的	子どもの権利の侵害について、速やかに救済することを目的として、市長の附属機関として、西東京市子どもの権利擁護委員を設置する。 子どもの権利の擁護に必要な支援を行うため、西東京市子ども相談室を設置する。
事 業 内 容	(1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること (2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること (3) 子どもの権利の侵害を救済するための調整や要請をすること (4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること (5) 子どもの権利の侵害を救済するための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること (6) 子どもの権利擁護についての必要な理解を広め、連携を推進すること
事 業 開 始	平成30年10月 西東京市子ども条例施行 令和元年8月 西東京市子ども相談室設置
根 拠 法 令 等	西東京市子ども条例 西東京市子ども条例施行規則
窓 口	子育て支援課子ども相談係 (042-439-6645)

(21) 子どもLINE相談事業

区 分	内 容
目 的	無料通信アプリLINEを利用して、友人関係やいじめ等子どもの困りごとや不安、悩み等について相談を受け付ける子どもLINE相談事業を実施することにより、子どもが健やかに育つ環境を整える。
対 象	(1) 市内に在住、在勤、在学その他市内で活動するおおむね18歳までの者 (2) (1)に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
事 業 概 要	実施時間 午後5時30分から午後9時30分まで（※受付は午後9時まで） (内訳) 定期実施：週2回（令和6年度実績：水曜日と土曜日） その他、夏休み終了時期等を実施
事 業 開 始	令和5年8月26日
根 拠 法 令 等	西東京市子どもLINE相談事業実施要綱
窓 口	子育て支援課子ども相談係（042-439-6645）

第4章 母 子 ・ 父 子 福 祉

1 相 談 ・ 指 導

「ひとり親家庭」の抱える経済上の問題、児童の就学・就職等々、様々な問題について母子・父子自立支援員が相談・指導に当たっているほか、母子及び父子福祉資金又は女性福祉資金等の相談や諸施策の案内等を行っています。

2 児童扶養手当の支給

区 分	内 容																															
目 的	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図る。																															
対 象	18 歳に達した日の属する年度の末日以前の児童（20 歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者）を養育している父又は母又は養育者で、次に該当すること。 ① 父母が離婚 ② 父又は母が死亡 ③ 父又は母が重度の障害者 ④ 父又は母が生死不明 ⑤ 引き続き 1 年以上、父又は母に遺棄されている状態 ⑥ 父又は母が保護命令を受けた ⑦ 引き続き 1 年以上、父又は母が法令により拘禁されている状態 ⑧ 婚姻によらないで出生（父又は母の扶養なし）																															
支 給 制 限	所得制限のほか、次に該当するときは支給されない。 ① 日本国内に住所を有しないとき ② 児童が児童福祉施設（保育所・母子寮・知的障害児通園施設を除く）に入所しているとき ③ 児童が父又は母と生計を同じくしているとき ④ 児童、父、母又は養育者の公的年金等の支給額が、手当額を上回るとき ⑤ 父又は母の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある）に養育されているとき																															
手 当 額	父又は母の前年所得により次の手当額（児童 1 人の場合）が支給される。 ① 下表全額支給欄の所得額未満の場合、月額 45,500 円 ② 下表一部支給欄の所得額未満の場合、月額 45,490 円～10,740 円の範囲（10 円きざみ） なお、児童が 2 人以上の場合は、2 人目の児童に月額 10,750 円～5,380 円、3 人目以降の児童 1 人につき月額 6,450 円～3,230 円が加算される。（所得に応じ 10 円きざみ）																															
支 給 方 法	申請月の翌月から 1 月・3 月・5 月・7 月・9 月・11 月にその前月までの分を口座振込																															
所 得 制 限	(万円) <table><tr><th colspan="2">扶養親族等</th><th>0 人</th><th>1 人</th><th>2 人</th><th>3 人</th><th>4 人</th><th>5 人以上</th></tr><tr><td rowspan="2">本人所得</td><td>全 額 支 給</td><td>49.0</td><td>87.0</td><td>125.0</td><td>163.0</td><td>201.0</td><td>1 人につき 38 万円加算</td></tr><tr><td>一 部 支 給</td><td>192.0</td><td>230.0</td><td>268.0</td><td>306.0</td><td>344.0</td><td>1 人につき 38 万円加算</td></tr><tr><td colspan="2">配偶者・扶養義務者</td><td>236.0</td><td>274.0</td><td>312.0</td><td>350.0</td><td>388.0</td><td>1 人につき 38 万円加算</td></tr></table> ※ 父又は母及び児童が受け取った養育費の 80%が父又は母の所得に加算される。	扶養親族等		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人以上	本人所得	全 額 支 給	49.0	87.0	125.0	163.0	201.0	1 人につき 38 万円加算	一 部 支 給	192.0	230.0	268.0	306.0	344.0	1 人につき 38 万円加算	配偶者・扶養義務者		236.0	274.0	312.0	350.0	388.0	1 人につき 38 万円加算
扶養親族等		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人以上																									
本人所得	全 額 支 給	49.0	87.0	125.0	163.0	201.0	1 人につき 38 万円加算																									
	一 部 支 給	192.0	230.0	268.0	306.0	344.0	1 人につき 38 万円加算																									
配偶者・扶養義務者		236.0	274.0	312.0	350.0	388.0	1 人につき 38 万円加算																									
事 業 費 の 負 担 割 合	国 1／3、市 2／3																															
事 業 開 始	昭和 37 年 1 月 1 日 ※父子家庭（平成 22 年 8 月 1 日施行）																															
根 拠 法 令 等	児童扶養手当法																															
窓 口	子育て支援課手当助成係（田無第二庁舎 内線 11525）																															

3 児童育成手当の支給

区 分	内 容																
目 的	児童の心身の健やかな成長に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図る。																
対 象	18 歳に達した日の属する年度の末日以前の児童で、次のいずれかにある児童を扶養している方 ① 父母が離婚した児童 ② 父又は母が死亡した児童 ③ 婚姻によらずに出生した児童（父の扶養なし） ④ 父又は母が重度の障害を有する児童 ⑤ 父又は母に 1 年以上遺棄されている児童 ⑥ 父又は母が保護命令を受けた児童（父又は母の申し立てにより発せられたものに限る） ⑦ 父又は母が法令により 1 年以上拘禁されている児童 ⑧ 父又は母が生死不明である児童																
支 給 制 限	所得制限のほか、次に該当するときは支給されない。 都内区域内に住所を有しないとき ① 児童が児童福祉施設に入所しているとき ② 児童が父又は母と生計を同じくしているとき ③ 父又は母の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある）に養育されているとき																
手 当 額	児童 1 人について月額 13,500 円																
支 給 方 法	申請月の翌月から 2・6・10 月にその前月までの分を口座振込																
所 得 制 限	(万円) <table><tr><td>扶養親族等の数</td><td>0 人</td><td>1 人</td><td>2 人</td><td>3 人</td><td>4 人</td><td>5 人</td><td>6 人以上</td></tr><tr><td>本人所得</td><td>360.4</td><td>398.4</td><td>436.4</td><td>474.4</td><td>512.4</td><td>550.4</td><td>1 人増すごとに 38 万円加算</td></tr></table>	扶養親族等の数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人以上	本人所得	360.4	398.4	436.4	474.4	512.4	550.4	1 人増すごとに 38 万円加算
扶養親族等の数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人以上										
本人所得	360.4	398.4	436.4	474.4	512.4	550.4	1 人増すごとに 38 万円加算										
事 業 費 の 負 担 割 合	都 10／10																
事 業 開 始	昭和 49 年 10 月																
根 拠 法 令 等	東京都児童育成手当に関する条例 西東京市児童育成手当条例																
窓 口	子育て支援課手当助成係（田無第二庁舎 内線 11525）																

4 資金の貸付

(1) 母子福祉資金・父子福祉資金の貸付

区 分	内 容
目 的	ひとり親家庭の生活設計の一助として、経済的自立を助成するため各種資金を貸し付けるとともに、その扶養している児童の福祉の増進を図る。
貸 付 対 象	都内に6か月以上居住していて、20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子又は男子 「配偶者のない女子」「配偶者のない男子」について、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」・「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」では、次のように規定しています。 ① 配偶者と死別した女子(男子)であって、現在婚姻していない女子(男子) ② 離婚した女子(男子)であって、現在婚姻していない女子(男子) ③ 配偶者の生死が明らかでない女子(男子) ④ 配偶者から遺棄されている女子(男子) ⑤ 配偶者が海外にいるため、その扶養を受けることができない女子(男子) ⑥ 配偶者が精神又は身体の障害により、長期にわたって労働能力を失っている女子(男子) ⑦ 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない女子(男子) ⑧ 婚姻によらないで母(父)となった女子(男子)で、現に婚姻していない女子(男子) ※場合により連帯保証人が1人必要です。
事業費の負担割合	都10/10
根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法 東京都母子及び父子福祉資金貸付条例
窓 口	子育て支援課手当助成係（田無第二庁舎 内線 11538）

東京都母子福祉資金・父子福祉資金貸付内容

資金の名称	貸付金の内容	貸付限度額	償還期間	利 子
事業開始資金	事業を開始するのに必要な設備費・什器・機械等の購入資金	347 万円 母子(父子)共同貸付 522 万円	7年以内	無利子 (場合に より年 1%)
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する資金	174 万円	7年以内	

技能習得資金	母又は父が事業を開始又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	習得期間中（5年以内） 月額68,000円	20年以内	無利子
修業資金	児童又は子が事業を開始又は就職に必要な知識技能を習得するために必要な資金	自動車運転免許を習得する場合 46万円		
就職支度資金	就職するために直接必要な被服、履物等を購入する資金	105,000円 通勤用自動車の購入 34万円	6年以内	無利子 (場合により年1%)
医療介護資金	医療又は介護保険によるサービス（介護）を受けるために必要な資金	医療 34万円 特別 48万円 介護 50万円	5年以内	
生活資金	① 技能習得期間中又は ② 医療又は介護を受けている期間中又は ③ 失業している期間中（離職した日の翌日から1年以内）の生活を維持するために必要な資金 ④ 母子家庭又は父子家庭になって7年未満の方で生活の安定を図るために必要な資金（貸付期間3か月以内） ⑤ 家計急変による収入の激変緩和のために必要な資金（貸付期間3か月以内） ※⑤支給要件あり。	①に該当する方 月額 141,000円 ②③④に該当する方 月額 108,000円 生計中心者でない場合 月額 74,000円 ④に該当する方で、養育費取得のための裁判費用 12月相当 1,296,000円 ⑤児童扶養手当（全部支給）に準拠した額の範囲内	①20年以内 ②5年以内 ③5年以内 ④8年以内 ⑤10年以内	
住宅資金	自己所有の住宅の建設、購入及び現に居住する住宅の増改築・補修又は保全に必要な資金	150万円 災害・老朽等による増改築、住宅建設・購入 200万円	6年以内 7年以内	
転宅資金	転宅に必要な敷金・前家賃・運送代に充てるための資金	26万円	3年以内	
結婚資金	児童又は子の婚姻に際し必要な資金	32万円	5年以内	
修学資金	児童又は子が高校・短大・大学・大学院・高専又は専修学校に修学するのに必要な資金	学校・学年別 月額 27,000円 ～183,000円	20年以内 専修学校（一般） 5年以内	無利子
就学支度資金	① 児童又は子が小学校・中学校・高校・短大・大学・大学院・高専又は専修学校に入学するために必要な資金 ② 知識技能を習得させる施設であって厚生労働大臣が定める修業施設へ入所するために必要な資金	学校等の種類により 64,300円 ～590,000円	①20年以内 専修学校（一般） 5年以内 ②5年以内	無利子

※ 償還期間は資金別に定められた所定の据置期間を経過した後に開始されます。

(2) 女性福祉資金の貸付

区 分	内 容
目 的	女性に対して資金を貸し付けることにより、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、もって女性の福祉の増進に寄与する。
貸 付 対 象	配偶者がいないか、配偶者がいてもその扶養を受けられない都内に6か月以上居住している女性で、次に該当すること。 (1) 親、子など直系親族又は兄弟姉妹を扶養している方（所得制限なし） (2) 親、子、兄弟姉妹などを扶養していない方は年間所得が、2,036,000円以下で次のいずれかに該当する方 ① かつて母子家庭の母として子を扶養したことのある方 ② 婚姻歴のある40歳以上の方 ※場合により保証人が1人必要です。
事 業 費 の 負 担 割 合	都10/10
根 拠 法 令 等	東京都女性福祉資金貸付条例
窓 口	子育て支援課手当助成係（田無第二庁舎 内線11538）

東京都女性福祉資金貸付内容

資金の名称	貸付金の内容	貸付限度額	償還期間	利 子
事業開始資金	事業を開始するのに必要な設備費・什器・機械等の購入資金	347 万円	7 年以内	無利子 (場合により年 1%)
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する資金	174 万円	7 年以内	
技能習得資金	事業を開始又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	習得期間中（5 年以内） 月額 68,000 円 自動車運転免許を習得する場合 46 万円	20 年以内	
就職支度資金	就職するために直接必要な被服、履物等を購入する資金	105,000 円 通勤用自動車の購入 34 万円	6 年以内	
医療介護資金	医療又は介護保険によるサービス（介護）を受けるために必要な資金	医療 34 万円 特別 48 万円 介護 50 万円	5 年以内	
生活資金	① 技能習得期間中又は ② 医療又は介護を受けている期間中又は ③ 失業している期間中（離職した日の翌日から 1 年以内）の生活を維持するために必要な資金	①に該当する方 月額 141,000 円 ②③に該当する方 月額 108,000 円	①20 年以内 ②5 年以内 ③5 年以内	
住宅資金	自己所有の住宅の建設、購入及び現に居住する住宅の増改築・補修又は保全に必要な資金	150 万円	6 年以内	
		災害・老朽等による増改築、住宅建設・購入 200 万円	7 年以内	
転宅資金	転宅に必要な敷金・前家賃・運送代に充てるための資金	26 万円	3 年以内	
結婚資金	婚姻に際し必要な資金	32 万円	5 年以内	
修学資金	高校・短大・大学・大学院・高専又は専修学校に修学するのに必要な資金	学校・学年別 月額 27,000 円 ～183,000 円	20 年以内	
就学支度資金	小学校・中学校・高校・短大・大学・大学院・高専又は専修学校に入学するために必要な資金	学校等の種類により 64,300 円 ～590,000 円	20 年以内	

※償還期間は資金別に定められた所定の据置期間を経過した後に開始されます。

5 その他の施策

(1) ひとり親家庭等医療費の助成

区 分	内 容																					
目 的	ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図る。																					
対 象	次の要件を満たしている方 ① ひとり親家庭等で、18 歳に達した日の属する年度の末日（障害がある場合は 20 歳未満）までの児童がいる家庭の父又は母等とその児童（ひとり親家庭に準ずる家庭及び両親のうちどちらかが障害を持つ家庭を含む。） ② その家庭の所得が下表基準額未満であること。 (千円) <table><tr><td>扶養親族等の数</td><td>0 人</td><td>1 人</td><td>2 人</td><td>3 人</td><td>4 人</td><td>5 人</td></tr><tr><td>本人所得基準額</td><td>1,920</td><td>2,300</td><td>2,680</td><td>3,060</td><td>3,440</td><td>3,820</td></tr><tr><td>扶 養 義 務 者 等 所 得 基 準 額</td><td>2,360</td><td>2,740</td><td>3,120</td><td>3,500</td><td>3,880</td><td>4,260</td></tr></table> ※母又は父及び児童が受け取った養育費の 80%が申請者の所得に加算される。	扶養親族等の数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	本人所得基準額	1,920	2,300	2,680	3,060	3,440	3,820	扶 養 義 務 者 等 所 得 基 準 額	2,360	2,740	3,120	3,500	3,880	4,260
扶養親族等の数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人																
本人所得基準額	1,920	2,300	2,680	3,060	3,440	3,820																
扶 養 義 務 者 等 所 得 基 準 額	2,360	2,740	3,120	3,500	3,880	4,260																
対 象 除 外	① 医療保険未加入者 ② 生活保護法による被保護者 ③ 児童福祉施設その他の施設に措置入所している者 ④ 児童福祉法に規定する小規模住宅型児童養育事業を行う者又は里親に委託されているとき ⑤ 乳幼児・義務教育就学児・高校生等医療費助成制度受給中の児童。心身障害者助成制度受給中の方（児童）																					
助 成 の 内 容	保険診療でかかった医療費の自己負担分から一部負担金を控除した額（ただし、保険者からの付加給付がある場合は、その額を除きます。）																					
事 業 費 の 負 担 割 合	都 2／3、市 1／3																					
事 業 開 始	平成 13 年 1 月 21 日																					
根 拠 法 令 等	西東京市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例																					
窓 口	子育て支援課手当助成係（田無第二庁舎 内線 11524～11526）																					

(2) ひとり親家庭ホームヘルパーの派遣

区 分	内 容
目 的	ひとり親家庭が修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの理由により、一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合等に、ホームヘルパーを派遣することにより、ひとり親家庭の生活の安定を図る。
対 象	市内に居住する義務教育修了前の児童のいるひとり親家庭であって、次のいずれかに該当する家庭。 ① ひとり親家庭になってから2年以内であり、生活環境が激変したため、日常生活を営むのに支障が生じており、支援を必要とする場合 ② 技能習得のため、職業能力開発センター等に通学している場合 ③ 就職活動及び母子・父子自立支援プログラムに基づいた活動を行う場合等、自立促進に必要と認められる場合 ④ 疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、子育て支援が必要な場合 ⑤ 小学校低学年以下の児童のいるひとり親家庭の保護者が就業の事情により、帰宅時間が遅くなる等で定期的に生活援助や育児の支援を必要とし、①から④に該当しない場合 ⑥ その他対象となるひとり親家庭において、ホームヘルプサービスが必要と市長が認める場合
援 助 内 容	食事の世話、住居の掃除・整理整頓、被服の洗濯・補修、育児など家庭内の用務、保育園・学童クラブ等の送迎
派遣回数及び派遣時間	派遣回数は、月12回以内。ただし、上記②に該当し、職業能力開発センター等に通学している期間は、月24回以内 派遣時間帯は午前7時から午後10時 1日につき1回の派遣を限度とし、1時間以上8時間以内の派遣（1時間単位）
自 己 負 担	所得に応じて負担がある。
事業費の負担割合	都3／4、市1／4
根拠法令等	東京都ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱 西東京市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱
窓 口	子育て支援課手当助成係（田無第二庁舎 内線11538）

ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業費用負担基準

利用世帯の区分	利用者負担額（1時間あたり）
生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯	0円
児童扶養手当支給水準の世帯	150円
上記以外の世帯	300円

(3) 母子生活支援施設への入所

区 分	内 容
目 的	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子が、その者の監護すべき児童の養育が十分にできない場合、施設入所により、これらの者の自立に向け、その生活を支援する。
対 象	生活上のいろいろな問題により、18歳未満の児童の養育が十分にできない市内に居住する配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその児童
援 助 内 容	居室の提供、母子指導員による生活指導
費 用 負 担	所得に応じて負担がある。
事 業 費 の 負 担 割 合	国1／2、都1／4、市1／4
根 拠 法 令 等	児童福祉法第23条 西東京市母子保護の実施に関する規則
窓 口	子育て支援課手当助成係（田無第二庁舎 内線11538）

母子生活支援施設入所費用徴収金基準額表

本人の属する世帯の階層区分			徴収金基準額 (月 額)
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		0円
B	A階層を除き当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。以下同じ。）市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）非課税世帯		0円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみのも（所得割の額のない世帯）		2,200円
D 1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の所得割の額の区分が次の区分に該当するもの	9,000円以下	3,300円
D 2の1		9,001円以上 19,000円以下	4,500円
D 2の2		19,001円以上 27,000円以下	
D 3		27,001円以上 57,000円以下	6,700円
D 4		57,001円以上 93,000円以下	9,300円
D 5		93,001円以上 177,300円以下	14,500円
D 6		177,301円以上 258,100円以下	20,600円
D 7		258,101円以上 348,100円以下	27,100円
D 8		348,101円以上 456,100円以下	34,300円
D 9		456,101円以上 583,200円以下	42,500円
D 10		583,201円以上 704,000円以下	51,400円
D 11		704,001円以上 852,000円以下	61,200円
D 12		852,001円以上 1,044,000円以下	71,900円
D 13		1,044,001円以上 1,225,500円以下	83,300円
D 14		1,225,501円以上 1,426,500円以下	95,600円
D 15		1,426,501円以上	255,300円

(4) 母子・父子自立支援プログラムの策定

区 分	内 容
目 的	児童扶養手当の受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、これに基づき各種支援事業等を活用することで、児童扶養手当の受給者に対し、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施する。
対 象	原則として、児童扶養手当の受給者だが、生活保護の受給者は対象としない。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条に規定する配偶者からの暴力の被害者及び「離婚前後親支援事業の実施について」に基づく支援を受けている者であって、将来において児童扶養手当の受給が見込まれる者も対象となる。
援 助 内 容	児童扶養手当の受給者等で自立・就労に対する意欲のある者に対し、相談者の意向を十分確認した上で面接を実施し、相談者の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取組等の状況、自立・就労に向けた課題や阻害要因等を把握し、相談者の自立目標や就労支援の内容を設定したプログラムを策定する。必要に応じて、プログラムの見直しや、ハローワーク等の関係機関との連携を図る。
事 業 費 の 負 担 割 合	国10/10
根 拠 法 令 等	西東京市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱
窓 口	子育て支援課手当助成係（田無第二庁舎 内線11538）

(5) 母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給

区 分	内 容
目 的	自立支援教育訓練給付金を支給することにより、母子家庭の母及び父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図る。
対 象	市内に住所を有し、次の各号のいずれにも該当する者 ① 児童扶養手当の支給を現に受けているか児童扶養手当の受給要件と同等の所得水準にある者 ② 就業経験、技能又は資格の取得状況、労働市場の状況等から判断して、教育訓練講座を受講することが適職に就くために必要であると市長が認める者 ③ 原則として、過去に母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給を受けていない者
対 象 講 座	雇用保険法に基づく教育訓練給付の対象となっている一般教育訓練講座又は特定一般教育訓練講座又は専門実践教育訓練講座若しくは市長が特に必要と認める教育訓練講座（1人あたり1講座まで）
支 給 額 等	① 雇用保険法に基づく一般教育訓練又は特定一般教育訓練の講座を受講する者で教育訓練講座の受講開始日において、雇用保険法に基づく一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の受給資格を有していない場合。 教育訓練講座の受講に要する費用（入学料及び授業料に限る。）の100分の60に相当する額（上限20万円）

	② 雇用保険法に基づく専門実践教育訓練の講座を受講する者で教育訓練講座の受講開始日において、雇用保険法に基づく専門実践教育訓練給付金の受給資格を有していない場合。 教育訓練講座の受講に要する費用（入学料及び授業料に限る。）の100分の60に相当する額（上限は修学年数に20万円を乗じた額） ③ ①②以外の対象者 上記①②の額から雇用保険法によって支給された一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の額を差し引いた額 ※給付金の支給額が12,000円を超えない場合は支給しない。
事業費の負担割合	国3/4、市1/4
根拠法令等	西東京市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給要綱
窓口	子育て支援課手当助成係（田無第二庁舎 内線11538）

(6) 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等の支給

区分	内容
目的	高等職業訓練促進給付金等を支給することにより、母子家庭及び父子家庭の生活の安定に資する資格の取得及び就職を促進し、もって生活の負担の軽減を図る。
対象	市内に住所を有し、次の各号のいずれにも該当する者 ① 児童扶養手当の支給を現に受けているか児童扶養手当の受給要件と同等の所得水準にある者 ② 修業年限が6か月以上の養成機関において、資格取得が見込まれる者 ③ 就業又は育児と修業の両立が困難な状況にあると市長が認める者 ④ 過去に母子家庭等高等職業訓練促進給付金等の支給を受けていない者
対象資格	看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、理容師、美容師、歯科衛生士、製菓衛生師、調理師、その他市長が特に必要と認める資格
対象期間	修業する期間の全期間（上限4年）
支給額等	訓練促進給付金（月額）：非課税世帯100,000円 課税世帯70,500円（平成24年度以降に申請の場合）（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月については月額40,000円加算） 修了支援給付金：非課税世帯50,000円 課税世帯25,000円
事業費の負担割合	国3/4、市1/4
根拠法令等	西東京市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給要綱
窓口	子育て支援課手当助成係（田無第二庁舎 内線11538）

(7) 優遇制度

区 分	内 容	窓 口
J R通勤定期等の 割 引	児童扶養手当を受けている世帯で、J Rを利用して通勤している場合は、通勤定期乗車券を3割引で購入できる。	子育て支援課
都 営 交 通 の 無 料 パ ス	児童扶養手当を受けている世帯員のうち、1人に限り、都営交通（都電、都バス、都営地下鉄）の無料乗車券が交付される。	
水道・下水道料金の減免	児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給世帯は、申請により、水道料金は基本料金と1か月あたり10立方メートルまで、下水道料金は1か月あたり8立方メートルまでが免除される。	東京都水道局東久留米サービスステーション 電話 042-471-5194

(8) 養育費確保支援事業

区 分	内 容
目 的	継続した養育費の履行確保を図る。
対 象	市内在住で20歳未満の子を養育している離婚検討中又はひとり親家庭の父母
補助対象経費	① 保証会社と養育費保証契約を結ぶ際にかかる初回保証料（養育費1か月分相当） ② 養育費の取決めに要する経費のうち次に該当するもの ・公正人手数料（公正証書作成時） ・調停や裁判に要する収入印紙代 ・戸籍謄本等添付書類取得費用 ・連絡用郵便切手代 ※ ①・②それぞれ、上限5万円（1人各1回限り）
申 請 期 限	① 契約締結日から6か月以内 ② 公正証書（調定調書）作成日から6か月以内 ※ ②は令和6年4月1日以降に作成したものに限る
事業費の負担割合	国1／2、都1／4
根拠法令等	西東京市養育費確保支援事業補助金交付要綱
窓 口	子育て支援課手当助成係（田無第二庁舎 内線11538）

第5章 生 活 保 護

1 生活保護法による保護

生活保護法は、昭和25年5月に制定されたもので、保護を国民の権利として認め、健康で文化的な最低限度の生活を保障しています。

この制度は、憲法第25条の「国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」に規定する理念に基づいたもので、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図るものです。

区 分	内 容
基 本 原 理	1 すべての国民は、この法律による保護を無差別平等に受けることができる（無差別平等の原理）。 2 この法律で保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない（最低生活保障の原理）。 3 保護は、生活に困窮する者がその利用し得る資産、能力その他あらゆるものを生活のために活用することを要件として行われ、また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われなければならない（補足性の原理）。
保 護 の 範 囲	厚生労働大臣が定めた保護基準によって、その世帯の最低生活費を算定し、収入認定額と対比し、不足が生じた場合は、その不足分のみを支給する。
保 護 基 準	生活扶助、住宅扶助基準額の例 3人世帯（33歳男、29歳女、4歳子）の基準額は月額232,890円 （生活扶助152,900円、児童養育加算10,190円、住宅扶助69,800円の場合） 高齢単身世帯（68歳）の基準額は月額130,580円 （生活扶助76,880円、住宅扶助53,700円）
保 護 の 種 類	保護には、その内容によって、8種類の扶助がある。 1 生活扶助 衣食その他日常生活、移送に必要なもの 2 住宅扶助 住居、補修その他住宅の維持に必要なもの 3 教育扶助 義務教育に伴って必要な教材、通学用品、学校給食費用 4 介護扶助 介護サービスを受けるために必要な費用 5 医療扶助 病気治療に伴う必要な費用 6 出産扶助 出産のために必要な費用 7 生業扶助 生業に必要な資金、器材又は技能修得に必要な費用 8 葬祭扶助 葬祭を行うのに必要な費用
事 業 費 の 負 担 割 合	国 7.5/10、市 2.5/10（ただし、居住地がないか又は明らかでない被保護者に支弁した保護費の2.5/10は都の負担）
根 拠 法 令 等	生活保護法

2 法 外 援 護

被保護世帯の最低生活の保障は、生活保護法により国の責任において実施されていますが、その他被保護世帯の生活の安定、自立の助長を図るため、いくつかの援護を実施しています。

(1) 学童・生徒の健全育成事業

区 分	内 容
目 的	生活保護法により保護を受けている学童・生徒に対して、経費を支給することにより、本人の健全育成及び世帯の自立助長を図ることを目的とする。
事 業 の 種 類 と 支 給 時 期	1 夏季休業中の野外活動等参加費用の支給（8月） 2 こどもの日の一環として被服費等の支給（5月） 3 中学卒業時に就職する者への支度金の支給（5月） 4 小中学生の修学旅行支度金の支給（修学旅行実施直前）
事 業 費 の 負 担 割 合	都 10／10
根 拠 法 令 等	生活保護受給世帯の学童・生徒に対する法外援護事業実施要綱

(2) 被保護者自立促進事業

区 分	内 容		
目 的	被保護者又は被保護世帯に対して、その自立支援に要する経費の一部を支給することにより、もって本人及び世帯の自立を図ることを目的とする。		
内 容	種 類		支援の内容
	就労支援	就労支援費	就職活動用被服費等
			就労活動用プリペイド式携帯電話購入費
			就職活動支援費
		緊急一時保育費	無認可保育園入園料等
	社会参加活動支援	社会参加活動費	シルバー人材センター年会費
			簡易ベッド購入費
	地域生活移行支援	住宅契約関係費	入居要件になっている鍵交換費等
		高齢者等生活環境改善費	居宅清掃
		生活支援費	ヘルパー等派遣費用
			精神科カウンセリング受診料
	健康増進支援	健康増進費	介護予防教室等参加費
	次世代育成支援	次世代育成支援費	学習環境整備支援費（小学生）
			学習環境整備支援費（中学生）
			学習環境整備支援費（高校生）
			大学等進学支援費
事業費の負担割合	都10／10		
事業開始	平成17年9月		
根拠法令等	被保護者自立促進事業実施要綱		

(3) 優遇制度

区 分	内 容
国民年金保険料の免除	国民年金保険料の免除
J R 通勤定期券の割引	J R の通勤定期乗車券の割引購入（3割引）
都 営 交 通 の 無 料 乗 車 券	世帯員のうち1人に限り、都営交通（都電、都営バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー）無料乗車券の交付
水道・下水道料金の減免	水道料金は基本料金と1か月あたり10立方メートルまで、下水道料金は1か月あたり8立方メートルまで免除
放送受信料の減免	NHK放送受信料の免除
廃棄物処理手数料の減免	市の指定収集袋（ごみ袋）の交付及び粗大ごみ処理費用の免除

第6章 健康推進

1 医療事業

(1) 休日診療

区 分	内 容	
目 的	休日における急患の診療態勢を充実し、市民の応急医療を行い、市民の健康を守ることを目的とする。	
事 業 内 容	1 休日診療（医科）	
	区 分	固定制 輪番制
	診 療 日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） 同左
	実施場所	西東京市中町1-1-5 市内医療機関2か所の輪番制 〔病院1か所 医院1か所（8月・1/1～1/3を除く。12月31日は2か所）〕
	診療科目	主として内科、外科、小児科系の応急診療 同左
	診療時間	午前10時～正午 午後1時～午後4時 午後5時～午後9時 病院 午前9時～午後10時 医院 午前9時～午後5時
	費 用	保険診療
	2 休日歯科診療	
	診 療 日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月4日）、ほか
	実施場所	市内歯科医療機関1～2か所の輪番制（年末年始は3か所）
	受付時間	午前10時～午後4時
	費 用	保険診療
事 業 費 の 負 担 割 合	都 基準ポイント×医療単位数（包括補助制度）	
根 拠 法 令 等	西東京市休日診療所設置条例等	

(2) 平日準夜間小児初期救急医療

区 分	内 容
目 的	平日準夜間における小児初期救急医療の体制を確保し、市民の健康を守るとともに、子育て支援を図ることを目的とする。
対 象	原則として満 15 歳以下の児童
事 業 内 容	〔診療科目〕 小児科 〔診療時間〕 午後 7 時 30 分から午後 10 時 30 分 〔実施医療機関と実施日〕 (1) 多摩北部医療センター（東村山市内） 毎週月～金曜日 (2) 佐々総合病院（西東京市内） 毎週月曜日、水曜日、木曜日、金曜日 ただし、祝日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）を除く。 〔費 用〕 保険診療
事 業 費 開 始	平成 17 年 6 月（佐々総合病院は平成 19 年 7 月より） 本事業は、4 市（西東京市、東村山市、東久留米市、清瀬市）の共同事業で、多摩北部地域医師会（西東京市、東村山市、東久留米市、清瀬市、小平市）の協力を得て実施
事 業 費 の 負 担 割 合	4 市の利用実績により負担（都 基準額× 1／2 補助）

2 予 防 接 種 事 業

(1) 定期予防接種

区 分	内 容														
目 的	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、市民の健康の保持に寄与する。														
事 業 内 容	<table> <tr> <th>予防接種の種類 (対 象 疾 病)</th><th>接種 方法</th></tr> <tr> <td>BCG (結核)</td><td>集団</td></tr> <tr> <td>五種混合 (ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎 (ポリオ)、破傷風、 H i b感染症)</td><td rowspan="9">個別</td></tr> <tr> <td>四種混合 (ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎 (ポリオ)、破傷風)</td></tr> <tr> <td>三種混合 (ジフテリア、百日せき、破傷風)</td></tr> <tr> <td>不活化ポリオ (急性灰白髄炎)</td></tr> <tr> <td>二種混合 (ジフテリア、破傷風)</td></tr> <tr> <td>・麻しん風しん混合 ・麻しん ・風しん</td></tr> <tr> <td>日本脳炎</td></tr> <tr> <td>ヒブ (H i b感染症)</td></tr> <tr> <td>小児用肺炎球菌 (肺炎球菌感染症)</td></tr> </table>	予防接種の種類 (対 象 疾 病)	接種 方法	BCG (結核)	集団	五種混合 (ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎 (ポリオ)、破傷風、 H i b感染症)	個別	四種混合 (ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎 (ポリオ)、破傷風)	三種混合 (ジフテリア、百日せき、破傷風)	不活化ポリオ (急性灰白髄炎)	二種混合 (ジフテリア、破傷風)	・麻しん風しん混合 ・麻しん ・風しん	日本脳炎	ヒブ (H i b感染症)	小児用肺炎球菌 (肺炎球菌感染症)
予防接種の種類 (対 象 疾 病)	接種 方法														
BCG (結核)	集団														
五種混合 (ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎 (ポリオ)、破傷風、 H i b感染症)	個別														
四種混合 (ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎 (ポリオ)、破傷風)															
三種混合 (ジフテリア、百日せき、破傷風)															
不活化ポリオ (急性灰白髄炎)															
二種混合 (ジフテリア、破傷風)															
・麻しん風しん混合 ・麻しん ・風しん															
日本脳炎															
ヒブ (H i b感染症)															
小児用肺炎球菌 (肺炎球菌感染症)															

	子宮頸がん (ヒトパピローマウイルス感染症)	個別
	水痘	
	B型肝炎	
	ロタウイルス (ロタウイルス感染症)	
	高齢者インフルエンザ 注1)	
	高齢者新型コロナワクチン 注2)、注3)	
	成人用肺炎球菌 (肺炎球菌感染症) 注4)	
注1) 10月1日～翌年1月31日実施 自己負担あり。 注2) 令和6年10月1日現在 注3) 10月1日～翌年3月31日実施 自己負担あり。 注4) 自己負担あり。		

(2) 任意予防接種

区 分	内 容			
目 的	定期予防接種以外の任意予防接種を行うことにより、発症を予防し、市民の健康増進を図ることを目的とする。			
事 業 内 容	種類	接種開始年齢・対象年齢	回数	自己負担額等
	おたふくかぜ	接種時に1歳 (2歳の誕生日の前日まで)	1回	3,100円 注1)
	・麻しん風しん混合 ・風しん	定期予防接種の対象者を除く2歳以上18歳以下の者	定期接種の回数を満たす回数	5,800円 4,000円 注1)
	・麻しん風しん混合 ・風しん	抗体検査の結果低抗体価であった、19歳以上の ① 妊娠を予定又は希望する女性 ② ①の同居者 ③ 妊婦の同居者	抗体検査1回につき、1回 (低抗体価の者)	5,800円 4,000円 注1)
	小児インフルエンザ 注2)	接種時に生後6か月以上13歳未満	2回	2,000円の助成 (自己負担額ではありません)
	帯状疱疹(ビケン)	接種時に50歳以上 注3)	1回	5,000円の助成 (自己負担額ではありません) 注1)
	帯状疱疹(シングリックス)		2回まで	10,000円の助成 (自己負担額ではありません) 注1)
	成人用肺炎球菌 (肺炎球菌感染症)注4)	接種時に66歳以上の者 過去に同ワクチンの予防接種を受けた者を除く	1回	2,500円 注1)、注5)
	注1) 生活保護法による保護を受けている世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支給給付を受けている世帯に属する者は、無料。			
	注2) 令和6年10月1日現在			
	注3) 令和5年4月1日から同年7月31日までに、国内の医療機関で帯状疱疹ワクチン任意予防接種(ビケン、シングリックス)を自費で受けた者は、助成上限額と接種費用を比較して少ない額を助成。			
	注4) 令和6年8月1日現在			

	注5) 令和6年4月1日から同年7月31日までに、国内の医療機関で任意予防接種を自費で受けた者（過去に同ワクチンの予防接種を受けた者を除く）は、助成上限額と接種費用を比較して少ない額を助成。
事業費の負担割合	都 基準額×1／2
根拠法令等	西東京市おたふくかぜワクチン予防接種実施要綱 西東京市定期接種機会逸失者に対する風しんワクチン及び麻疹風しん混合ワクチン予防接種実施要綱 西東京市先天性風しん症候群対策予防接種実施要綱 西東京市小児インフルエンザ任意予防接種実施要綱 西東京市带状疱疹ワクチン任意予防接種実施要綱 西東京市带状疱疹ワクチン任意予防接種に係る接種費用助成金交付要綱 西東京市肺炎球菌感染症任意予防接種実施要綱

3 母子保健事業

(1) 健康教育・相談

区 分	内 容
目 的	育児への不安や悩みを早期に解消し、安心して育児ができるよう支援を行うとともに、様々な相談や情報提供を通して母子保健の推進を図る。
対 象 及 び 事 業 内 容	1歳児講座 対象 1歳～1歳3か月児とその保護者 内容 講話（保健・栄養・歯科） 身体計測 年間12回 保谷保健福祉総合センター
	2歳児すくすく相談会 対象 2歳～2歳6か月児とその保護者 内容 身体計測・問診・講話（保育・栄養） 歯科指導・個別相談 年間24回 保谷保健福祉総合センター
	個別育児相談会 対象 乳幼児・妊産婦ならびに乳幼児の保育にあたる者 内容 身体計測・個別相談（保健・栄養・歯科・母乳等） 年間24回 保谷保健福祉総合センター 12回 田無総合福祉センター 12回
	若年ママクラス 対象 主に10～20歳代前半で、必要と認められた保護者 内容 グループワーク、フリートーキング、講義 年間6回 保谷保健福祉総合センター
	ふたごちゃんの会 対象 0歳～3歳の多胎児とその保護者 内容 グループワーク、フリートーキング、講義 年間6回 保谷保健福祉総合センター
	発達フォロー教室・養育フォロー教室 対象 乳幼児健康診査等の結果、必要と認められた幼児とその保護者 内容 成長、発達を促す課題遊びや運動・グループワーク 年間32回 発達フォロー教室 保谷保健福祉総合センター 20回 養育フォロー教室 保谷保健福祉総合センター 12回

	乳幼児経過観察相談（子ども相談） 対象 各乳幼児健診の心理相談において継続して支援の必要のある親子 内容 心理士による心理相談 保谷保健福祉総合センター
	ファミリー学級 対象 初産の20～28週前後の妊婦とその夫・（家族） 内容 妊娠、出産、産褥各期の特徴と健康管理や新生児期の保育等に関する講義と実技・交流 年間14コース（1コース半日ずつの2日） 保谷保健福祉総合センター
	出産準備クラス（マタニティーズ） 対象 初産の28～35週前後の妊婦とその夫 内容 出産準備にむけた講義、赤ちゃんのお世話の実習 年間6回 保谷保健福祉総合センター
	離乳食講習会スタート・ステップ 対象 生後3～8か月の乳児とその保護者 内容 離乳食のすすめ方・デモンストレーション・試食・歯科の話 年間18回 田無総合福祉センター
	妊産婦等電話相談 対象 妊婦、産婦 内容 妊娠に伴う相談、育児に関する相談 随時 午前9時～午後4時（原則） 保谷保健福祉総合センター
	まますた 対象 おおむね生後4か月ころまでの乳児とその保護者 内容 フリートーキング、情報交換 年間12回 保谷保健福祉総合センター 6回 田無総合福祉センター 6回
	子育て練習講座 対象 おおむね生後6か月ころまでの乳児とその保護者 内容 授乳、沐浴、抱っこひもの装着等、子育てに関する相談 年間12回 保谷保健福祉総合センター 6回 田無総合福祉センター 6回

事業費の負担割合	① 若年ママクラス、発達フォロー教室・養育フォロー教室、妊産婦等電話相談 都 基準額 残りは市負担 ② 上記以外の事業 市 10/10
根拠法令等	母子保健法

(2) 健康診査

区 分	内 容	
目 的	(1) 妊婦の健康診査を実施し、妊娠高血圧症候群や流産の防止等に努め、適切な指導及び健康管理を行う。 (2) 乳幼児の発育発達の確認及び疾病の早期発見を行うとともに乳幼児の健全育成、保護者への育児支援を図る。	事業費の負担割合
対 象 及 び 事 業 内 容	妊婦健康診査 対象 妊娠の届出をした市内在住の妊婦 内容 個別健診、通年実施	市 10/10
	3～4か月児健康診査及び産婦健康診査 対象 満3～4か月に達した乳児及び産後6か月以内の産婦 内容 集団健診 保谷保健福祉総合センター 28回	市 10/10
	乳児健康診査（6か月児・9か月児） 対象 市内在住の生後6～7か月児及び9～10か月児の乳児 内容 個別健診 通年実施	
	乳幼児経過観察健診 対象 乳幼児健康診査等の結果、要経過観察と判断された乳幼児 内容 専門医による健康診査、個別相談等 保谷保健福祉総合センター 33回（うち、22回は3～4か月児健康診査と同日実施）	
	乳幼児発達健康診査 対象 乳幼児健康診査等の結果、運動発達遅滞、精神発達遅滞、発達障害等が疑われる乳幼児とその保護者 内容 専門医による診察、運動機能の指導、行動観察、保健指導等 保谷保健福祉総合センター 12回	都 基準額 残り市負担
	1歳6か月児健康診査（医科・歯科） 対象 1歳6か月～2歳未満児 内容 医科・歯科（個別健診、通年実施）	市 10/10

	3歳児健康診査（医科・歯科） 対象 満3～4歳未満の幼児 内容 集団健診 保谷保健福祉総合センター 30回 3歳児経過観察健康診査（心理） 対象 3歳児健診の結果、心理面で要経過観察となった幼児 内容 心理相談 通年実施	都 基準額 残り市負担
	精密健康診査 対象 各健康診査の結果、診断確定のため精密な検査が必要と判断された妊産婦並びに乳幼児 内容 東京都内全域指定専門医療機関での精密検査 通年実施	市10/10
根 拠 法 令 等	母子保健法	

(3) 新生児聴覚検査

区 分	内 容
目 的	聴覚障害を早期に発見し、適切な支援を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑える。
対 象	生後50日に達する日までの新生児
内 容	自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）又は耳音響放射検査（OAE）
事 業 費 の 負 担 割 合	市10/10
根 拠 法 令 等	西東京市新生児聴覚検査実施要綱

(4) 保健指導

区 分	内 容
目 的	経済的理由により保健指導を受けがたい妊産婦・乳幼児に対して、必要な保健指導を受ける機会を提供する。
対 象	(1) 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）の妊産婦・乳幼児 (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯の妊産婦・乳幼児 (3) 市町村民税非課税世帯の妊産婦・乳幼児

事業内容	申請があった上記の妊産婦・乳幼児に対して、保健指導票を発行する。 申請者は委託医療機関で必要な診察、検査、療養の指導、疾病の予防及び健康増進に必要な保健上の注意助言を受けたり、日常の守るべき事柄について指導を受けることができる。
事業費の負担割合	市10/10
根拠法令等	母子保健法 西東京市保健指導実施要綱

(5) 家庭訪問

区分	内容
目的	適切な時期に訪問による保健指導を行うことで妊娠・出産・育児に関する不安の軽減を図り、地域で安心して出産、子育てできるよう支援する。
対象及び事業内容	(1) 訪問指導 対象 妊婦、乳幼児およびその保護者 内容 妊娠届や各種乳幼児健康診査、その他母子保健事業等から把握、保護者からの依頼、関係機関からの連絡等により助産師または保健師が保健指導を行う。
	(2) 乳児家庭全戸訪問指導（こんにちは赤ちゃん訪問） ※新生児・産婦訪問と併せて実施 対象 おおむね4か月までの乳児と産婦 内容 出生通知票や関係機関からの連絡により、助産師・保健師資格をもつ訪問指導員が家庭を訪問し保健指導を行う。
事業費の負担割合	(1) 訪問指導 市10/10 (2) 乳児家庭全戸訪問事業 国1/3、都1/3、市1/3
根拠法令等	母子保健法 ※乳児家庭全戸訪問事業は児童福祉法

(6) 産前・産後ケア事業

区分	内容
目的	妊娠期から出産期までの間における過度な不安や悩みが生じる時期において、特に自ら支援を求めていくことが困難な家庭に対して、予防的かつ総合的な子育て支援として行う。

対 象	妊娠 32 週からおおむね産後 4 か月までの妊産婦で、母子保健コーディネーターとの面接を行った結果、下記の要件に該当するもの (1) 日中において家族、同居者等から出産・育児に関する支援が得られず、家事・育児等に困難をきたしているもの (2) 産前・産後における心身不調又は体調不良をきたしているもの (3) 育児不安が強い者 (4) 多胎妊娠・出産により育児に相当の負担が認められるもの (5) その他出産育児に関し相当の支援が必要と判断できるもの
事 業 内 容	(1) 専門相談支援 助産師、保健師等による母子の健康指導、授乳指導、育児ケア等の訪問による支援 (2) 家事育児支援 保育士、ベビーシッター等による沐浴補助、授乳準備、母体休息のための支援、家事支援等の訪問による支援
事 業 費 の 負 担 割 合	子ども・子育て支援交付金 国 1／3、都 1／3、市 1／3
根 拠 法 令 等	母子保健法

(7) 母子健康手帳

区 分	内 容
目 的	母子の健康管理、健康増進のために発行する。
対 象	妊娠の届出をした者
事 業 内 容	妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を発行する。また、紛失や使用に支障を来すほど汚損した場合は、再発行を行う。
事 業 費 の 負 担 割 合	市 10／10
根 拠 法 令 等	母子保健法

(8) 妊婦面接（たまご面接）

区 分	内 容
目 的	妊娠・出産に関する保健指導を行うことで、妊娠に伴う不安や悩みの軽減を図り、安心して出産を迎えられるよう支援する。
対 象	市内に住所を有する妊婦

事業内容	(1) 妊娠中の過ごし方や出産準備の悩みや不安、妊娠に伴う体調等に関する相談、母子保健サービス等の情報提供 (2) 面接を受けた方に、育児パッケージを配布
事業費の負担割合	① 国・都 基準額 ② 残りは市負担
根拠法令等	母子保健法

(9) 母子歯科保健

区分	内 容
目的	(1) 妊娠中の歯科疾患の予防や治療の動機づけを行う。 (2) 継続的な歯科健診、保健指導、予防処置を行い乳幼児の口腔の健全な発育発達を促す。 (3) 永久歯の萌出が開始する5歳児に歯科健診を実施し、対象児及びその保護者に対して歯科保健指導を行うとともに、かかりつけ歯科医の定着を推進することにより永久歯のむし歯を予防する。
対象	(1) 妊婦 (2) 1～3歳頃までの歯科医療機関への受診が困難な児とその保護者 (3) 年度内に5歳になる幼児
事業内容	(1) 妊婦歯科健康診査 歯科健診・保健指導 (2) お口の健康支援室 歯科健診・歯科保健指導・身体計測・栄養、育児相談 年間12回 保谷保健福祉総合センター (3) 5歳児歯科健康診査 歯科健診・歯科保健指導・必要に応じフッ化物塗布
事業費の負担割合	(1) 妊婦歯科健康診査 市10/10 (2) お口の健康支援室 子育て推進交付金対象事業 (3) 5歳児歯科健康診査 都1/2
根拠法令等	(1) 妊婦歯科健康診査 母子保健法・市要領 (2) お口の健康支援室 母子保健法・市要領 (3) 5歳児歯科健康診査 市要領

(10) 西東京市子育て世代包括支援センター（母子保健型）事業

区 分	内 容
目 的	妊娠・出産、育児を迎える全ての妊産婦及び乳幼児とその家庭の健康の保持増進及び増進に関する包括的な支援を行う。
対 象	(1) 妊産婦とその配偶者 (2) 就学前の乳幼児とその保護者
事 業 内 容	(1) 妊娠・出産、子育てに関する相談及び保健指導、情報提供 (2) 支援が必要な妊産婦及び乳幼児とその家庭に対する支援プランの作成 (3) 保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連絡調整
事 業 費 の 負 担 割 合	国1／3 都1／2 市1／6
根 拠 法 令 等	母子保健法、児童福祉法 西東京市子育て世代包括支援センター（母子保健型）事業実施要綱

(11) 産後ケア事業

区 分	内 容
目 的	出産後に家族等からの支援を受けることが困難な母親に対して、心身の休息、育児、健康の保持推進等に必要な支援をすることにより、産後の母親の心身の安定と育児不安の解消を図ることを目的とする。
対 象	市内に住所を有し、原則4か月に至るまでの乳児を養育する母親、かつ、次の各号のいずれかに該当する者 (1) 出産、育児等について、家族等からの支援が十分に受けられない者 (2) 産後に心身の不調又は育児に不安がある者
事 業 内 容	デイサービス型及びショートステイ型により、以下の内容を実施 (1) 母体に関するケア (2) 保健指導及び育児に関する相談並びに助言 (3) 母体の休息に伴う乳児の預かり及び保育 (4) 乳児に関するケア
事 業 費 の 負 担 割 合 (自己負担額を除く。)	国1／2 都1／2
根 拠 法 令 等	母子保健法 西東京市産後ケア事業実施要綱

4 成人保健事業

(1) 健康教育

区 分	内 容
目 的	生活習慣病の予防、健康増進等、健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、生活習慣の改善を促し青年期からの健康の保持増進に資する。
対 象	市内に住所を有する者
事 業 内 容	(1) 健康づくり講演会（医師・管理栄養士等による講演会） 生活習慣病予防講演会・女性のための講演会 (2) 健康づくり教室（講演・運動実技・調理実習等） 糖尿病予防講座・運動講座・ボディケア講座・免疫力UP講座・薬膳料理講習会・食育講座・栄養ミニ講座・男性の基本料理教室等
実 施 場 所	田無総合福祉センター、保谷保健福祉総合センター他
事 業 費 の 負 担 割 合	都 基準額×2／3
根 拠 法 令 等	健康増進法

(2) 健康相談

区 分	内 容
目 的	心身の健康に関する個別相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資する。
対 象	市内に住所を有する者
事 業 内 容	(1) からだと心の健康相談（面接、電話） 保健師による相談 (2) 健康診査時等の健康相談 管理栄養士、保健師等による相談 (3) 栄養・食生活相談 管理栄養士による相談 (4) リハビリ相談 理学療法士による相談
実 施 場 所	田無総合福祉センター、保谷保健福祉総合センター
事 業 費 の 負 担 割 合	都 基準額×2／3
根 拠 法 令 等	健康増進法

(3) 西東京しゃきしゃき体操普及啓発事業

区 分	内 容
目 的	市民が自分の健康は自分で守るという意識のもとに、体操を通じて自ら健康づくりに関する取り組みを行い、いつまでも地域の中でいきいき健康に生活することができるようにする。
対 象	市内に住所を有する者
事 業 内 容	(1) 出前講座 (2) 体操講座 (3) 指導員の育成
事 業 開 始	平成 18 年
事 業 費 の 負 担 割 合	(1) 市 10／10 (2) 都 基準額×2／3 (3) 都 基準額×1／2（包括補助制度）
根 拠 法 令 等	健康増進法

(4) 訪問指導事業

区 分	内 容
目 的	療養・在宅生活上の保健指導が必要であると認められる者及びその家族等に対して、保健師等が訪問して健康問題・生活障害等を総合的に把握し、必要な支援・指導を行い、これらの者の心身機能の低下防止と健康の保持増進を図ることを目的とする。
対 象	市内に居住地を有する概ね40歳以上64歳までの者で、その心身の状況、その置かれている環境等に照らして療育上の保健指導及び支援が必要と認められる者及びその家族等
事 業 内 容	訪問指導の内容は次の事項とする。 (1) 家庭における療養方法に関する指導 栄養、運動、口腔衛生、その他家庭における療養方法に関する指導 (2) 介護を要する状態になることの予防に関する指導 閉じこもりの予防、転倒の予防その他の介護を要する状態になることの予防に必要な指導 (3) 家庭における機能訓練方法、住宅改修及び福祉用具の使用に関する指導 (4) 家族介護を担う者の健康管理に関する指導 (5) 生活習慣病の予防に関する指導 (6) 関係諸制度の活用方法等に関する指導 医療・保健・福祉その他の諸制度及びサービスの活用方法等に関する情報提供、相談、指導及び調整 (7) 認知症に関する正しい知識、緊急の場合の相談先に関する指導 (8) その他、療養・健康管理上緊急時の支援及び対応方法の指導 (9) その他、健康管理、療養上必要と認められる指導
事 業 費 の 負 担 割 合	都 基準額×2/3
事 業 開 始	昭和61年5月1日
根 拠 法 令 等	健康増進法

(5) 健康づくり事業

区 分	内 容
目 的	日常の中で健康づくりを実践する機会を提供するとともに、生活習慣の改善を促し、青年期からの健康の保持増進に資する。
対 象	市内に住所を有する者（健康ポイントアプリは在勤者も含む。）
事 業 内 容	(1) 健康チャレンジ事業 (2) 健康ポイントアプリ（あるこ）
事 業 費 の 負 担 割 合	(1) 市 10／10 (2) 都 基準額× 2／3

(6) 自主グループの支援

区 分	内 容
目 的	健康教育や機能訓練事業参加後に、継続して自身の健康づくりのために集まるグループを育成し、自立した生活の継続を支援する。
対 象	市内に住所を有し、健康教育・機能訓練事業に参加した者等
事 業 内 容	活動内容の相談・助言、活動継続のための支援を行う。
実 施 場 所	田無総合福祉センター、保谷保健福祉総合センターなど
事 業 費 の 負 担 割 合	市 10／10
根 拠 法 令 等	健康増進法

(7) 西東京市地域活動栄養士会

区 分	内 容
目 的	管理栄養士・栄養士の資格を活かし、食のボランティアとして、地域に根ざした栄養改善事業を推進し、地域の健康づくりに寄与する。
対 象	市内に住所を有し、管理栄養士・栄養士の資格を有する者
事 業 内 容	(地域活動栄養士会活動) 定例活動、研修、地区活動、自主グループ等の講師
事 業 費 の 負 担 割 合	都 基準額× 2／3
根 拠 法 令 等	健康増進法

(8) 一般健康診査

区 分	内 容
目 的	一般健康診査は、近年の循環器疾患等の動向を踏まえ、これらの疾患又はその危険因子を早期に発見し、栄養や運動等の生活指導や適切な治療と結び付けることによって、これらの疾患を予防することを目的とする。
対 象	西東京市に居住地を有する次のいずれかに該当する方 (1) 18 歳以上 39 歳以下で労働安全衛生法等の健康診査の対象とならない方 (2) 40 歳以上 74 歳以下で特定健康診査の対象とならない方 (3) 75 歳以上の方 (4) 特定健康診査の対象であって、特定健康診査で定められた検査項目以外の検査項目について受診を希望する方
事 業 内 容	〔基本項目〕身体計測、血圧測定、血液検査（脂質・肝機能・血糖）、尿検査（尿糖、蛋白） 〔選択検査〕心電図検査、眼底検査※必要に応じ医師の判断により実施 〔追加検査〕血液検査（腎機能、痛風、65 歳以上のみアルブミン、胃がんハイリスク検査（本検査未実施で年度末年齢が 40 歳～49 歳の方のみ）等）、尿検査（尿潜血）
事 業 費 の 負 担 割 合	対象欄の(2)及び(3)については、後期高齢者医療保険加入者は東京都後期高齢者医療広域連合負担 その他は、一部対象者（生活保護世帯等）を除き、市 10/10
根 拠 法 令 等	西東京市一般健康診査実施要領

(9) 特定健康診査

区 分	内 容
目 的	生活習慣病の予防や早期発見を重視し、特に、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の発症前段階である内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者・予備群を減少させることを目的とする。
対 象	各保険加入者のうち、特定健康診査の実施年度中に 40 歳～74 歳となる方で、かつ当該実施年度の 1 年間を通じて加入している方（年度途中での加入・脱退等異動のない方） ※特定健康診査は、各医療保険者が実施する。

事業内容	〔基本項目〕 既往歴の調査、自覚症状及び他覚症状の有無の検査、身体計測、血圧測定、血液検査（脂質・肝機能・血糖）、尿検査（尿糖、蛋白） 〔詳細な健診項目〕 貧血検査（全員実施） 血清クレアチニン検査（全員実施） 心電図検査、眼底検査（当該年度検査結果及び問診結果等必要に応じ医師の判断により実施） 〔追加検査〕 血液検査（腎機能、痛風、65歳以上のみアルブミン、胃がんハイリスク検査（本検査未実施で年度末年齢が40歳～49歳の方のみ）等）、尿検査（尿潜血） 〔結果等の通知〕 特定健康診査に関する結果通知、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報の提供
事業費の負担割合	〔基本項目、詳細な健診項目〕 加入している医療保険者負担 〔追加検査、詳細な健診項目〕 市負担 ※詳細な健診項目については、特定健康診査と市の実施基準があり、実施する基準により負担する。
根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律

(10) 特定保健指導

区 分	内 容
目 的	特定保健指導は内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行い、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者・予備群の減少を図る。また、対象者が自らの生活習慣の改善に向けて行動変容ができるよう支援することにより、健康に関する自己管理ができるようになることを目的とする。
対 象	特定健康診査受診者で、保健指導が必要とされた方
事 業 内 容	保健指導プログラムは、対象者の保健指導の必要性に応じて「動機付け支援」、「積極的支援」に区分され、それぞれ必要な指導・支援を行う。
実 施 場 所	田無総合福祉センター、保谷保健福祉総合センター等
根 拠 法 令 等	高齢者の医療の確保に関する法律

(11) 胸部健診（結核・肺がん検診）

区 分	内 容
目 的	結核の予防と早期発見により、結核が個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止するとともに、肺がんの早期発見に努め早期治療に結びつける。
対 象	当該年度の年齢が40歳以上の市民
事 業 内 容	質問、胸部エックス線検査（質問により必要な方に喀痰細胞診検査）
事 業 費 の 負 担 割 合	市10／10
根 拠 法 令 等	結核検診：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 肺がん検診：健康増進法

(12) がん検診

区 分	内 容
目 的	がんを早期に発見して早期治療に結びつける。
対 象	胃がん検診（胃部エックス線検査） 当該年度の年齢が 40 歳以上で、昨年度市が実施した胃がん検診を受診していない市民
	胃がん検診（胃内視鏡検査） 当該年度の年齢が 50 歳以上 79 歳以下で、昨年度市が実施した胃がん検診を受診していない市民
	子宮頸がん検診 当該年度の年齢が 20 歳以上で、昨年度市が実施した子宮頸がん検診を受診していない女性市民
	乳がん検診 当該年度の年齢が 40 歳以上で、昨年度市が実施した乳がん検診を受診していない女性市民
	肺がん検診 当該年度の年齢が 40 歳以上の市民
	大腸がん検診 当該年度の年齢が 40 歳以上の市民
	喉頭がん検診 当該年度の年齢が 40 歳以上の市民
	前立腺がん検診 当該年度の年齢が 50 歳以上 74 歳以下の偶数年齢の男性市民
事 業 内 容	胃がん検診（胃部エックス線検査） 問診・胃部エックス線（バリウム）検査
	胃がん検診（胃内視鏡検査） 問診・胃内視鏡検査
	子宮頸がん検診 問診・視診・内診・頸部細胞診検査・必要に応じ体部細胞診検査
	乳がん検診 問診・マンモグラフィ・視触診（希望制）
	肺がん検診 胸部健診として実施（前項「胸部健診」参照）
	大腸がん検診 問診・便潜血反応検査（2 日法）
	喉頭がん検診 問診・喉頭ファイバースコープ
	前立腺がん検診 問診・血液（血清 P S A）検査

自 己 負 担	胃がん検診（胃内視鏡検査）2,500 円 喉頭がん検診 600 円 前立腺がん検診 500 円 ただし、生活保護法による保護を受けている世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支給給付を受けている世帯に属する者は、無料。
事 業 費 の 負 担 割 合	市 10／10
根 拠 法 令 等	健康増進法（喉頭がん・前立腺がん検診を除く） 西東京市胃がん検診実施要綱 西東京市喉頭がん検診実施要綱 西東京市前立腺がん検診実施要綱

(13) 肝炎ウイルス検診

区 分	内 容
目 的	肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、肝炎ウイルス検診の受診促進を図り、肝炎の早期発見を目的とする。
対 象	40 歳以上の市民（ただし、当該肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けた者、又は受ける予定の者は除く。）
事 業 内 容	問診、HCV抗体検査、HBs抗原検査
事 業 費 の 負 担 割 合	都 基準額×2／3
根 拠 法 令 等	健康増進法

(14) 骨粗しょう症検診

区 分	内 容
目 的	骨粗しょう症は骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗しょう症を予防することを目的とする。
対 象	当該年度の年齢が40 歳、45 歳、50 歳、55 歳、60 歳、65 歳及び70 歳の女性市民
事 業 内 容	問診、骨量測定（CXD法、DIP法、SXA法、DXA法、pQCT法又は超音波法等）
事 業 費 の 負 担 割 合	都 基準額×2／3
根 拠 法 令 等	健康増進法

(15) 成人歯科健康診査

区 分	内 容
目 的	歯科疾患の早期発見と適切な口腔衛生指導の実践や生活指導を行うとともに、かかりつけ歯科医の定着を図り、口腔の健康を維持する。
対 象	18 歳以上の市民（25 歳、30 歳、35 歳、45 歳、55 歳、65 歳の対象者には受診券を送付）
事 業 内 容	問診、歯科健康診査、歯科保健指導
事 業 費 の 負 担 割 合	都 1／2（包括補助制度） 東京都後期高齢者医療広域連合 1 件 1,200 円 （後期高齢者医療制度被保険者）
根 拠 法 令 等	西東京市成人歯科健康診査事業実施要領

(16) 歯周疾患検診

区 分	内 容
目 的	歯周疾患の早期発見と、適切な口腔衛生指導の実践や生活指導を行うとともに、かかりつけ歯科医の定着を図り、口腔の健康を維持する。
対 象	40 歳、50 歳、60 歳及び 70 歳の市民
事 業 内 容	問診、歯周疾患検診、歯科保健指導
事 業 費 の 負 担 割 合	都 基準額×2／3
根 拠 法 令 等	健康増進法

(17) 在宅訪問歯科健康診査事業

区 分	内 容
目 的	在宅療養者の口腔状態を把握し、誤嚥性肺炎及び口腔機能の低下を予防するとともに、地域における在宅療養者のニーズ分析等を行うことを目的とする。
対 象	市内に住所を有する歯科医院への受診が困難な方
事 業 内 容	歯科健診、摂食嚥下機能評価、歯科保健指導、歯科相談
実 施 場 所	住所地
事 業 費 の 負 担 割 合	都1／2（包括補助制度） 東京都後期高齢者医療広域連合 2／3 （後期高齢者医療制度被保険者）
事 業 開 始	平成28年4月1日
根 拠 法 令 等	健康増進法

(18) 歯科医療連携推進事業

区 分	内 容
目 的	誰もが地域で総合的な歯科医療サービスを享受できるよう、医療機関への通院が困難な者で在宅歯科診療等を希望する者に対する相談窓口等を提供するとともに、かかりつけ歯科医の定着を図り、保健・医療・福祉の連携を推進することを目指す。
対 象	市内に住所を有する者
内 容	市民への歯科疾患予防等の普及啓発を推進するための企画・立案
事 業 費 の 負 担 割 合	都1／2（包括補助制度）
根 拠 法 令 等	歯科医療連携推進協議会設置要綱

(19) 骨髄移植ドナー支援事業

区 分	内 容
目 的	骨髄等提供者の負担軽減及び骨髄等移植の推進、ドナー登録者の増加を図ることを目的とする。
対 象	(1) 骨髄等の提供が完了した方で、提供を完了した時点で市内に住所を有する方（ドナー） (2) ドナーが勤務している国内の事業所
内 容	公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄又は末梢血幹細胞を提供した方等に対して奨励金を交付する。
事業費の負担割合	都1／2（包括補助制度）
根拠法令等	西東京市骨髄移植ドナー支援事業奨励金交付要綱

5 医療費助成

(1) 未熟児養育医療

区 分	内 容
目 的	未熟児は、正常の新生児に比べて機能が未熟であり、疾病にかかりやすく、その死亡率が高いばかりでなく、心身の障害を残すことも多い。したがって、出生後の速やかな対応が必要であり、指定養育医療機関に入院させ医療の給付を行う。
対 象	市内に住所を有し、身体が未熟のまま出生した乳児であって正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまで、医師が入院養育を必要と認めたもの (1) 出生時体重が2,000グラム以下の者 (2) 一定の症状を示し、生活力が特に薄弱であって、医師が入院養育を必要と認めた者
事 業 内 容	指定医療機関における入院医療について、医療保険を適用した後の自己負担を助成する（移送費を除き、現物給付扱い）。 ただし、市町村民税額等により決定された徴収基準月額に基づき算出された負担金を徴収する。
事 業 開 始	平成25年
事 業 費 の 負 担 割 合	都 基準額×1／4 国 基準額×1／2
根 拠 法 令 等	母子保健法 西東京市母子保健法施行細則

(2) 自立支援医療（育成医療）

区 分	内 容
目 的	身体に障害のある児童に対し、指定自立支援医療機関において、生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。
対 象	保護者が市内に住所を有する 18 歳未満の児童で、身体に障害を有する方、又は現存する疾病が、当該障害又は疾病に係る医療を行わないときは、将来において障害を残すと認められる方で手術等によって障害の改善が見込まれる方
事 業 内 容	指定自立支援医療機関における医療について、医療保険を適用した後の自己負担分を助成する（補装具・看護料・移送費を除き、現物給付扱い）。 ただし、医療費の 1 割分を自己負担とする（世帯の市町村民税額等に応じて負担上限月額設定）。入院時食事療養費標準負担額は自己負担とする。
事 業 開 始	平成 25 年
事 業 費 の 負 担 割 合	都 基準額× 1／4 国 基準額× 1／2
根 拠 法 令 等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 西東京市自立支援医療（育成医療）事業実施要領

第7章 その他の福祉

1 福祉サービス第三者評価受審費補助事業

区 分	内 容
目 的	福祉サービス第三者評価とは、事業者でも利用者でもない第三者の評価機関により、専門的かつ客観的な立場から、サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメントの力等を評価し、その評価結果を公表することにより、事業の透明性の確保と利用者のサービス選択のための情報提供を図り、利用者本位の福祉サービスを実現することを目的として実施するものである。 この福祉サービス第三者評価の受審費用の一部を福祉サービス提供事業者に対して補助することにより、福祉サービス第三者評価の積極的な受審を促し、利用者がより円滑に福祉サービスを選択する際の情報を得られるようにすることを目的として、本事業を実施する。
補 助 対 象 と な る 福 祉 サ ー ビ ス	市内で次に掲げる福祉サービスを提供する事業者に対し、福祉サービス第三者評価受審費用の一部を補助する。 (1) 地域福祉推進区市町村包括補助事業の対象 【高齢】 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・ケアハウス）、福祉用具貸与、居宅介護支援、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、介護老人保健施設、軽費老人ホーム（ケアハウス）、都市型軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護 等 【障害】 居宅介護、短期入所（医療型）、児童発達支援事業、放課後等デイサービス（都型放課後等デイサービスを除く） 等 (2) その他の事業の対象[東京都間接補助] 【障害】 生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型・B型のいずれか又は複数を実施する事業所、短期入所（福祉型）、共同生活援助（グループホーム）、児童発達支援センター 【子ども家庭】 認可保育所（株式会社等）、認証保育所等

	(3) その他の事業の対象[東京都直接補助] 【高齢】 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、軽費老人ホーム（A型・B型）、養護老人ホーム 【障害】 障害者支援施設、宿泊型自立訓練（「民間社会福祉施設サービス推進費」の対象となっている都型通勤寮に限る）、障害児入所施設（知的障害児施設・第二種自閉症児施設・ろうあ児施設・肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設から移行した施設、又はそれと同等の基準を満たす施設に限る）、放課後等デイサービス（都型放課後等デイサービス） 【子ども家庭】 母子生活支援施設、児童養護施設、自立援助ホーム、乳児院、認可保育所（社会福祉法人等）、女性自立支援施設 【生活】 救護施設、更生施設、宿所提供施設 ※福祉サービスを提供する事業者の法人格や補助金等の交付状況等により、補助対象とならない場合がある。
助 成 内 容	(1) 【高齢】 認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護 上限 60 万円 それ以外 上限 15 万円 【障害】 上限 15 万円 ※いずれも受審に要した額が上限に満たない場合はその額とする。 (2) 【障害】 【子ども家庭】 実費 ※事業により上限等あり (3) 【高齢】 定額 60 万円 【障害】 放課後等デイサービス（都型放課後等デイサービス） 実費 ※上限あり それ以外 定額 70 万円 【子ども家庭】 認可保育所（社会福祉法人等） 実費 ※上限あり それ以外 定額 60 万円 【生活】 定額 60 万円
事業費の負担割合	(1) 認知症対応型共同生活介護 都 10/10 それ以外 都 1/2、市 1/2 (2) 都 10/10 (3) 都 10/10
事業開始	平成 15 年 4 月
根拠法令等	社会福祉法第 78 条（福祉サービス提供事業者の努力義務） 西東京市福祉サービス第三者評価受審費補助金交付要綱 ※(1)の要綱

2 民生委員・児童委員（事務担当課：地域共生課地域共生係 内線 12302・12303）

民生委員制度は、防貧方策として大正6年に岡山県で創設された済世顧問制度が始まりで、その後、当時の東京府における救済委員制度、大阪府における方面委員制度の発足などの変遷を経て、昭和23年に民生委員法が制定され、今日に至っています。

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された民間奉仕者で、児童福祉法による児童委員も兼ねています。加えて、西東京市では、西東京市社会福祉協力員の委嘱も行っています。任期はいずれも3年です。

西東京市では、市内を137の区域に分けて訪問・相談等の個別活動を行っています。また、主任児童委員10人が児童福祉関係を専門に担当しています。

それぞれの区域を担当する民生委員・児童委員については、地域共生課地域共生係で案内しています。

3 民生委員推薦会（事務担当課：地域共生課地域共生係 内線 12302・12303）

民生委員推薦会は、民生委員法に基づいて設置されたもので、民生委員の候補者を都知事に推薦します。

構成は、市議会議員・民生委員・社会福祉事業の実施に関係のある者・西東京市内の社会福祉関係団体の代表者・教育に関係のある者・学識経験のある者・地域コミュニティに関する活動を行う者・関係行政機関の職員の8分野から定数19人以内となっています。

4 中国残留邦人等及び特定配偶者に対する支援

区 分	内 容
目 的	中国残留邦人等及び特定配偶者の方々の老後の生活の安定のため、家庭経済及び日常生活に対する支援を行う。
内 容	1 支援給付 生活支援給付・住宅支援給付・医療支援給付・介護支援給付等 (※生活保護に準じて実施) 2 地域社会における生活支援の実施 支援相談員による生活相談 等 3 配偶者支援金の支給
事業費の負担割合	支援給付 国 7.5/10、市 2.5/10 配偶者支援金 国 10/10
根拠法令等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
窓 口	生活福祉課援護第1係（田無庁舎内線 11586）、生活福祉係（田無庁舎内線 11582）

5 生活困窮者自立支援事業

区 分	内 容
目 的	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援、住居確保給付金の支給、ひきこもり事業、就労準備支援、家計改善支援を行い生活困窮者の自立の促進を図る。
対 象 者	生活困窮者とは、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方」 【自立相談支援事業】 現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性があり自立が見込まれる方 【住居確保給付金事業】 就労能力及び就労意欲のある主たる生計維持者で住居を喪失している、又は失うおそれがあり、下記のいずれかに該当する方 A 申請時に離職後2年以内である B 就業している個人の責めに帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により、離職と同等程度の状況にある *対象者及び生計同一者の収入・預貯金が一定以下であること等の要件がある。 【ひきこもり支援事業】 社会とのつながりが希薄となっている方 【就労準備支援事業】 就労に必要な知識・技能等が不足し、生活習慣等において就労に向けた準備が整っていない方 【家計改善支援事業】 家計に課題を抱えており、事業による支援が必要な方
事 業 内 容	【自立相談支援事業】 就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を行う。 【住居確保給付金の支給】 次の金額を上限として収入基準額により算定し、原則3か月間支給する。 支給額に、共益費・管理費等は含まない。 家主又は管理会社に支給額を振り込むことにより、申請者に対する支給となる。 なお、住居確保給付金受給中の義務がある。 (毎月4回以上、市の支援員との面接。毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談など) ・ 単身世帯：上限 53,700 円 ・ 2人世帯：上限 64,000 円 ・ 3人～5人世帯：上限 69,800 円 ・ 6人世帯：上限 75,000 円 ・ 7人世帯以上：上限 83,800 円 【ひきこもり支援事業】 対象者等からの相談・指導・家庭訪問・活動（週3回の「居場所」運営など） 【就労準備支援事業】 履歴書の作成指導、模擬面接、個別プログラム、ボランティア活動体験、就労体験、日常生活に関する助言・指導など

	【家計改善支援事業】 収支バランスの点検、滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援など
事業費の負担割合	自立相談支援事業、住居確保給付金事業：国 3／4、市 1／4 ひきこもり支援事業：国 1／2、都 1／4 市 1／4 就労準備支援事業：国 2／3、市 1／3 家計改善支援事業：国 2／3、市 1／3
根拠法令等	生活困窮者自立支援法 西東京市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱 西東京市住居確保給付金事業実施要綱 西東京市ひきこもり支援事業実施要綱 西東京市就労準備支援事業実施要綱 西東京市家計改善支援事業実施要綱
窓口	地域共生課相談窓口係（内線 12304）

6 受験生チャレンジ支援貸付事業相談窓口

区 分	内 容
目 的	東京都社会福祉協議会が実施する受験生チャレンジ支援貸付事業に関する相談、申請その他の手続等を支援する業務を実施することにより、低所得世帯の子どもの就学の機会を拡大する。
対 象 者	次の全ての条件に該当し、貸付要件に該当すると判断された方 ・ 世帯の生計中心者（18 歳以上）であること ・ 世帯（父母等養育者）の総収入又は合計所得金額が一定の基準以下であること ・ 預貯金等資産の保有額が 600 万円以下であること ・ 土地・建物を所有していないこと（現在居住している場所は除く。不動産所得がある場合は対象とならない場合がありますのでご確認ください。） ・ 都内に引き続き 1 年以上在住（住民登録）していること ・ 生活保護受給世帯の世帯主又は世帯員でないこと ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が属する世帯の世帯員でないこと
支 援 内 容	・ 学習塾等受講料貸付金（中学 3 年生・高校 3 年生又はこれに準じる方） 入学試験に備えるために必要な学習塾、各種受験対策講座、通信講座（添削を伴うもの）の受講費用（限度額 20 万円）の貸付 ・ 受験料貸付金（中学 3 年生・高校 3 年生又はこれに準じる方） 高等学校及び大学等の受験料（中学 3 年生・上限 2 万 7,400 円、高校 3 年生・上限 8 万円）の貸付 ※ 貸付金は無利子で、毎月均等返済。ただし、貸付対象になる学校へ入学した場合、申請により返済が免除される。
事 業 費 の 負 担 割 合	都 10/10
根 拠 法 令 等	（東京都）受験生チャレンジ支援貸付事業実施要綱 （東京都）受験生チャレンジ支援貸付窓口の運営事業実施要綱 西東京市受験生チャレンジ支援貸付事業申請手続等支援実施要綱
窓 口	※ 窓口業務を西東京市社会福祉協議会に委託 西東京市社会福祉協議会受験生チャレンジ支援窓口（042-497-5073）

7 旧軍人・戦没者遺族に対する援護

区 分	内 容
目 的	先の大戦で公務等のために殉じた軍人、軍属及び準軍属の遺族等に対し、精神的痛苦の慰藉又は弔慰の意を表すための各種援護に関する相談、請求書の受付及び都への進達事務等を行う。
支 給 の 種 類	支 給 対 象 者 等
戦 没 者 等 の 妻 対 する 特 別 給 付 金	先の大戦において、公務上又は勤務に関連した傷病により死亡した者の妻で、基準日において遺族年金や公務扶助料等を受ける権利を有する者
戦 没 者 の 父 母 等 対 する 特 別 給 付 金	先の大戦において、公務上又は勤務に関連した傷病により死亡した者の父母又は祖父母で、基準日において遺族年金や公務扶助料等を受ける権利を有する者のうち、戦没者が死亡した当時、戦没者以外に氏を同じくする子や孫もなく、その後支給日までの間に氏を同じくする実の子や孫を有するに至らなかった者
戦 傷 病 者 等 の 妻 対 する 特 別 給 付 金	先の大戦において、公務上又は勤務に関連した傷病により障害の状態となり、基準日において障害年金等を受けている戦傷病者の妻
戦 没 者 等 の 遺 族 対 する 特 別 弔 慰 金	基準日において、戦没者の遺族の中に恩給法に規定する公務扶助料、戦傷病者戦没者遺族等援護法に規定する遺族年金等の年金給付を受ける権利を有する遺族がいな い場合で、戦没者の遺族に対する特別弔慰金支給法上の「戦没者等の遺族」のうち先 順位1名の方
根 拠 法 令 等	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法
窓 口	地域共生課相談窓口係（内線 12305）

8 生活つなぎ資金の貸付

区 分	内 容				
目 的	一時的に生活資金の必要が生じ、生活が困難な市民に対し、生活つなぎ資金を貸し付けることにより、市民の生活の安定を図り、住民福祉の向上に資する。				
貸 付 要 件	1 住民登録をして市内に引き続き3月以上居住し、資金の貸付け申込み時における年齢が満18歳以上の独立した生計を営んでいる世帯主。ただし、資金の貸付け申込み時に生活保護法又は破産法の適用を受けている者を除く。 2 借り受けた資金の償還について、十分な支払能力を有すること 3 現にこの資金の償還が残っていないこと				
内 容	資 金 名	貸付限度額	据置期間	償還期間	資 金 の 用 途
	生活つなぎ資金	2万円	なし	4月以内	急を要する事情のために一時的に必要な資金(連帯保証人不要)
利 子	無利子				
根 拠 法 令 等	西東京市生活つなぎ資金貸付条例				
窓 口	地域共生課相談窓口係（内線12305）				

9 日本赤十字社（事務担当課：地域共生課地域共生係 内線 12312、12313）

日本赤十字社は、昭和 27 年 8 月に制定された日本赤十字社法に基づき設置された法人で、赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議で議決された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務の達成を目的として活動しています。

西東京市地区では、赤十字奉仕団員、民生委員をはじめとする有志の方々の協力を得て、赤十字会員募集運動、献血推進活動などを行っています。

10 社会福祉法人 西東京市社会福祉協議会（事務担当課：地域共生課地域共生係 内線 12301、12312）

西東京市社会福祉協議会は、平成 13 年 1 月 30 日に旧田無市社会福祉協議会と旧保谷市社会福祉協議会との合併が東京都知事より認可され、平成 13 年 4 月 2 日に設立しました。

社会福祉協議会は、市民と公私の社会福祉事業関係者により構成され、その方々の積極的な参加と協働により地域の福祉課題の解決を図り、誰もが安心して暮らしてゆける地域社会の実現を目指して活動している、社会福祉法に規定された民間の福祉団体です。その活動は、調査、研究、広報活動を通じて市民の地域福祉に対する関心や理解を深め、ボランティア活動や地域福祉活動への積極的な参加を広めていく活動や、市民の参加と協力によって地域の福祉ニーズに対応する各種の在宅福祉サービス等を実施しています。地域福祉を推進する民間の中核的組織として、その活動範囲と役割はますます大きくなっています。

(1) 地域福祉推進事業

事業名	事業の内容
① 調査・研究活動	○ 新たな地域の福祉課題を調査、意見交換、連絡会の実施、講演会の開催
② 普及宣伝・広報活動	○ 会報「社協だより」等広報紙の発行 ○ 掲示板の活用 ○ ホームページ、X(旧ツイッター)の活用 ○ 地域との交流を目的に地域の行事に参加 ○ 第五次地域福祉活動計画の普及宣伝
③ 連絡調整活動	○ 関係機関、施設・団体との連絡調整に努め、ネットワークづくりを推進
④ 組織強化活動	○ 会員の増強 ○ 第五次地域福祉活動計画の推進 ○ 第五次地域福祉活動計画の進行管理
⑤ 募金活動	○ 赤い羽根共同募金への協力 10 月 1 日～10 月 31 日の期間 ○ 歳末たすけあい・地域福祉募金の実施 12 月 1 日～12 月 31 日の期間
⑥ 小地域福祉活動の推進	〔ふれあいのまちづくり事業〕 ふれあいのまちづくり事業では“こころのふれあうまち”“お互いに助け合うまち”“安心して暮らせるまち”を目指し、人と人をつなぎ、困りごとを抱える人が地域で孤立しないために、「ふれまち住民懇談会活動」、「ふれまち助け合い活動」を全市で実施し、予防的な役割を果たしています。 また、身近な地域で住民同士の助け合いの輪を広げ、地域にある福祉課題を発見し、解決するための「場」として市内に地域活動拠点を設置しています。

⑦ 権利擁護センター あんしん西東京	〔専門相談〕 成年後見制度の利用や権利擁護について、弁護士等による専門相談を実施しております。 〔成年後見制度利用支援〕 成年後見制度（法定後見制度・任意後見制度）の内容説明、手続きの案内を行います。 〔後見人サポート〕 後見人等の業務に関する相談、後見人等の職務に関する研修の開催、後見人等の相互の交流と情報共有の支援を行います。 〔地域ネットワークの活用〕 被後見人の生活を地域で支えるために、後見人等と地域の関係機関との連絡会を開催します。 〔社会貢献型後見人の養成と法人後見監督業務〕 社会貢献型後見人養成事業講習会の修了者に対し、社会貢献型後見人の養成を行います。その社会貢献型後見人が後見人等に就任した際は、社会福祉協議会が法人として後見監督業務に就きます。 〔日常生活自立支援事業〕 福祉サービスを利用している、もしくは、これから利用する予定の方で、判断能力が低下した高齢者・知的障害者・精神障害者の方々を対象に、福祉サービスを円滑に利用するための手続きや支払いの支援を行います。（有料） 〔福祉サービス利用支援事業〕 判断能力はあるものの、高齢もしくは身体障害または疾病等の理由により、福祉サービスの利用援助が必要な方を対象に、福祉サービスを円滑に利用するための手続や支払いの支援を行います。（有料） 〔福祉サービス苦情受付窓口〕 西東京市における保健福祉サービス（介護保険・障害者総合支援法を除く、児童福祉サービスは公設公営の保育サービスに限る）の苦情を受け付けます。
⑧ その他の事業	○ チャリティ事業の実施（ゴルフ、バザー） ○ 緊急援護事業 ○ ファミリー・サポート・センター事業の運営 ○ 高齢者生きがい推進事業 ○ 介護予防事業 ○ 介護保険要介護認定調査事業 指定市町村事務受託法人として、西東京市の被保険者の要介護認定の調査の一部を実施 ○ 受験生チャレンジ支援貸付事業 ○ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 ○ 生活支援体制整備事業（ささえあいネットワーク、介護支援ボランティアポイント制度等） ○ 西東京市市民協働推進センター事業の運営

(2) 在宅福祉サービス事業

事業名	サービスの内容
① あいあいサービス (有償援助) 会員相互の助け合い事業で、協力会員が利用会員を支援します。	【利用対象】 市内にお住まいの方で ○ おおむね60歳以上で援助を必要とされる方 ○ 障がいをお持ちの方、病気などで援助を必要とされる方 ○ 妊産婦 ○ その他当会が援助を要すると判断した方 【援助内容】 掃除、洗濯、買い物、調理、話し相手、布団干し、通院・外出の付き添い、ごみ捨てなどで、当人ができないために支援が必要なこと 【利用料金】 登録時 西東京市社会福祉協議会年会費 500円～(4月～翌年3月) 基本料金 500円/月(利用月のみ) 平日(9時～17時) 1,000円/時間 上記以外の時間及び土・日・祝日・年末年始 1,500円/時間 (1時間以上、それ以降30分単位での利用可) スポットサービス(短時間でできる軽易な内容) 500円/回
② 車いすの貸し出し 要援護者の生活支援及び介護者の身体的負担の軽減を図るため、車いすを無料で貸し出します。	【車いすの種類及び期間】 ○ 標準型 2ヵ月 ○ 介助型 2ヵ月 ※1回のみ延長可(最大4ヶ月まで) 【貸し出し対象】 市内にお住まいの方で ○ 介護保険認定者が給付・購入されるまでの繋ぎ ○ 購入する際の試用 ○ 骨折や急病等での一時的な利用 ○ 歩行が不安定な人の外出や旅行等の一時的利用 登録時 西東京市社会福祉協議会年会費 500円～(4月～翌年3月) 原則、自己にて搬送(但し、有料による搬送は応相談〔1運搬500円〕)
③ 福祉・介護相談 (無料)	随時電話相談等
④ 生活福祉資金の貸付 具体的な利用目的がある場合に、該当する資金種類のお貸し付けをいたします。各資金には、それぞれ貸し付けの条件・基準が定められています。	【貸付対象・条件】 一部資金を除き、原則として未払い未契約のものに限ります。 ○ 一定の収入があり、かつ定められた収入基準以内である、他からの借入が困難な所得の少ない世帯 ○ 身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方の属する世帯で、その障害のために借入が必要だが、他からの借入が困難な世帯 ○ 日常生活上、介護を必要とする、概ね65歳以上の高齢者の属する世帯で定められた収入基準以内であり、他からの借入が困難な世帯 【貸付資金の種類】 ○ 福祉資金(生業、出産、葬祭、転宅、住宅改修、療養、災害等) ○ 教育支援資金

※他制度優先のため、 他制度の利用・金融 機関からの借入が できる方は対象外 です。	○ 緊急小口資金 ※資金の種類に応じ、貸付条件・基準があります。また、貸付限度額は資金 種類・貸付内容によって異なります。 【貸付利子】 連帯保証人がいる場合は無利子 やむを得ず、連帯保証人が用意できない場合は、年利1.5% なお、教育支援資金については、無利子となっています。 ※償還期限までに償還が完了していない場合は、延滞元金に対し、年3.0% の延滞利子が発生します。 【償還方法】 元利均等の月賦償還 貸付終了後、6ヶ月間の据置期間（無利子）の後、各資金で指定された期 間内で償還していただきます。 【連帯保証人】 原則として1名必要。65歳未満で定められた収入基準以上であること。 同居の方は連帯保証人になることはできません（他、要件あり）。 なお、教育支援資金の貸付は連帯保証人は原則不要です。
⑤ 総合支援資金の貸 付 失業や減収によっ て日常生活全般に困 難を抱えた世帯の方 に継続的な相談支援 と生活費及び一時的 な資金をお貸しいた します。 ※求職活動をするこ と（していること）が 前提となります。	【貸付対象・条件】 次の要件全てに該当する場合に貸付が受けられます ○ 生計維持者が、失業や減収等によって生計の維持が困難になった世帯 ○ 生計維持者が、再就職が可能で求職活動を行っていること ○ 生計維持者が就労することによって、世帯の自立再建の見通しが明らか かなこと ○ 生計維持者が自らの就労収入により6ヶ月以上生計維持していた方が その仕事を離職又は減収となってから2年以内であること ○ 生計中心者が雇用保険の一般求職者給付（いわゆる失業保険）の受給 資格がないこと ○ 原則65歳未満であること。（70歳までに償還完了すること） ○ 多額の負債を抱えていないこと。 【貸付資金の種類】 ○ 生活支援費：月額20万円以内の必要額（単身世帯は15万円以内） （分割交付） ○ 住宅入居費：40万円以内（不動産業者等に直接一括交付） ○ 一時生活再建費：60万円以内 （家具什器は複数世帯・15万円以内、単身世帯・10万円以内） ○ 貸付期間…6ヶ月以内 （初回申請期間は原則3ヶ月以内とし、状況により延長可） 【貸付利子】 連帯保証人がいる場合は無利子 やむを得ず、連帯保証人を用意できない場合は、年利1.5% ※ 償還期限までに償還が完了していない場合は、延滞元金に対し、年 3.0%の延滞利子が発生します。 【償還方法】 元利均等の月賦償還 貸付終了後、6ヶ月間の据置期間（無利子）の後、10年以内で償還して いただきます。

	【連帯保証人】 原則として1名必要。65歳未満で定められた収入基準以上であること。同居の方は連帯保証人になることはできません（他、要件あり）。
⑥ 臨時特例つなぎ資金 住居が無い離職者の方が、公的制度を申請し、給付を受けるまでの間の生活費をお貸しします。	【貸付対象・条件】 住居の無い離職者であって、下記に該当する方を対象とする。 ○ 離職者を支援する公的給付制度または公的貸付制度の申請を受理されており、かつ当該資金の給付等開始までの生活に困窮していること。 ○ 貸付を受けようとする方の名義の金融機関口座を持っていること。 【貸付金額・貸付方法】 ○ 貸付金額…100,000円以内（1万円単位） ○ 一括交付 【貸付利子】 ○ 無利子 【償還方法】 貸付終了後、3ヶ月後より10ヶ月以内に償還していただきます。 【連帯保証人】 不要
⑦ 不動産担保型生活資金の貸付 将来にわたり、住み慣れた我が家での生活を希望する低所得の高齢者の世帯に対して、現在お住まいの土地を担保として、生活資金をお貸しいたします。	【貸付対象・条件】 ○ 借入申込者及び同居の配偶者（もしくは親）が原則65歳以上の世帯 ○ 不動産に賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていないこと。 ○ 土地の評価額が概ね1,500万円以上の一戸建て住宅（集合住宅は不可）で、借入申込者が単独で所有していること。 ○ 市民税が非課税程度の低所得世帯であること。 ○ 別世帯の推定相続人の中から連帯保証人を1名選任。 ○ 担保措置…居住する不動産に根抵当権を設定。 ○ 推定相続人の同意が必要（必ずしも全員の同意は不要） ○ マンションは対象外です。 【貸付金額・貸付方法・貸付期間】 ○ 貸付限度額…居住用不動産のうち土地の評価額の概ね7割相当額 ○ 月額30万円以内 ○ 3ヶ月毎に交付 ○ 貸付期間…貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間、または契約終了（死亡等）まで 【貸付利子】 ○ 年3%または当該年度における4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い方を基準とします。 ※ 償還期限までに償還が完了していない場合は、延滞元金に対し、年3.0%の延滞利子が発生します。 【償還方法】 貸付終了後、3ヶ月の据置期間の後、一括で償還していただきます。 【連帯保証人】 推定相続人の中から連帯保証人を1名選任。収入基準はありません。

⑧ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付 自宅を所有する要保護状態の高齢者世帯に対し、自宅を担保に生活資金をお貸しします。	【貸付対象・条件】 ○ 原則として借入申込者及び同居の配偶者が65歳以上の世帯（他、要件あり） ○ 不動産に賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていないこと。 ○ 土地の評価額が概ね500万円以上の一戸建て住宅もしくは不動産評価額が概ね500万円以上の集合住宅で、借入申込者が単独で所有していること。 ○ 福祉事務所が要保護状態と認めた世帯 ○ 担保措置…居住する不動産に根抵当権を設定 ○ 推定相続人の同意が必要（必ずしも全員の同意は不要） ○ マンションも対象になります。 【貸付金額・貸付方法・貸付期間】 ○ 貸付限度額…居住用不動産のうち土地の評価額の概ね7割相当額 ○ 月額 福祉事務所の定める貸付基本額の範囲内 ○ 毎月交付 ○ 貸付期間…貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間、または契約終了（死亡等）まで 【貸付利子】 ○ 年3%または当該年度における4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い方を基準とします。 ※ 償還期限までに償還が完了していない場合は、延滞元金に対し、年3.0%の延滞利子が発生します。 【償還方法】 貸付終了後、3ヶ月の据置期間の後、一括で償還していただきます。 【連帯保証人】 不要です。
---	---

(3) ボランティア活動・市民活動推進事業

事業名	事業の内容
ボランティア・市民活動センター事業	○ ボランティア活動に関する相談、コーディネート、情報提供 ○ ボランティア活動体験学習の実施 ○ ボランティア保険の加入促進 ○ 情報紙の発行 ○ 学校の総合的な学習の時間への協力 ○ ボランティア活動者の懇談会の開催 ○ ボラフェス（ボランティアのつどい）の開催 ○ 各種ボランティア講座の実施 ○ 災害ボランティアに関する講習会や訓練の実施

(4) 相談支援事業

事業名	事業の内容
① 地域福祉コーディネーター事業	市内4つの圏域に地域福祉コーディネーターを2名ずつ配置し、市民からの相談を分野にとらわれず受け止め、関係機関や団体、住民と連携し解決に取り組めます。また、ほっとネット推進員の発掘・育成に努め、地域課題の解決のために連携を図ります。 住民の自主的な運営による地域活動や組織化、おおむね小学校通学区を単位として設置した「ふれあいのまちづくり住民懇談会」など小地域福祉活動を支援します。
② 生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者自立支援法に基づいて、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に対応するために相談窓口を設置します。生活困窮者の相談を受け止め、抱えている課題を適切に把握・分析し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援を行います。 また、関係機関との連絡体制や支援の実施状況の確認を行うとともに、必要な社会資源の開発を行います。

令和6年度版 西東京の保健福祉

発 行 西東京市

編 集 健康福祉部地域共生課

〒188-8666

東京都西東京市南町五丁目6番13号

TEL 042 (464) 1311 (代) 内線 12301～12303

12309

12311～12313